

3月4日(月)

出席委員

委員長 まつざわ 和昌
副委員長 このの 孝子
同 吉田 ゆみこ
委員 のだて 稔史
同 やなぎさわ 聡
同 おぎの あやか
同 ゆきた 政春
同 澤田 えみこ
同 ひがし ゆき
同 木村 健悟
同 石田 ちひろ
同 田中 たけし
同 せらく 真央
同 松本 ときひろ
同 新妻 さえ子
同 えのした 正人
同 せお 麻里
同 山本 やすゆき
同 安藤 たい作
同 鈴木 ひろ子

委員 横山 由香理
同 石田 しんご
同 筒井 ようすけ
同 つる 伸一郎
同 あくつ 広王
同 塚本 よしひろ
同 こしば 新
同 松永 よしひろ
同 中塚 亮
同 石田 秀男
同 高橋 しんじ
同 西本 たか子
同 須貝 行宏
同 藤原 正則
同 若林 ひろき
同 西村 直子
同 せりざわ裕次郎
同 高橋 伸明
同 大倉 たかひろ

欠席委員

なし

その他の出席議員

渡辺 ゆういち

出席説明員

区 長	森 澤 恭 子	人 事 課 長	崎 村 剛 光
副 区 長	桑 村 正 敏	人材育成担当課長	田 口 祐 子
副 区 長	新 井 康	経 理 課 長	佐 藤 聡
企 画 部 長	久 保 田 善 行	税 務 課 長	提 坂 義 文
企 画 課 長	佐 藤 憲 宜	新庁舎整備課長	山 下 隆
政策推進担当課長	吉 岡 孝 樹	新庁舎建設担当課長	大 友 恵 介 君
財 政 課 長	遠 藤 孝 一	地 域 振 興 部 長	川 島 淳 成
施 設 整 備 課 長	小 林 剛	地 域 活 動 課 長	宮 澤 俊 太
広 報 広 聴 課 長	辻 重 紀	商 業 ・ も の つ くり 課 長	小 林 徹
情 報 推 進 課 長	横 田 剛	文 化 ス ポ ー ツ 振 興 部 長	廣 田 富 美 恵
総 務 部 長	堀 越 明	子 ども 未 来 部 長	柏 原 敦
新庁舎整備担当部長	黒 田 肇 暢	子 ども 育 成 課 長	藤 村 信 介
広 町 事 業 担 当 部 長	多 並 知 広	児 童 相 談 所 開 設 準 備 課 長	長 谷 川 彰
総 務 課 長	勝 亦 隆 一	子 育 て 応 援 課 長	飛 田 則 文
秘 書 担 当 課 長	岡 祐 子	保 育 課 長	立 木 征 泰

保育支援課長
石井健太郎

福祉部長
今井裕美

福祉計画課長
東野俊幸

障害者施策推進課長
川崎由布子

障害者支援課長
松山香里

高齢者福祉課長
菅野令子

高齢者地域支援課長
川原由香乃

生活福祉課長
(生活支援臨時給付金担当課長兼務)
豊嶋俊介

健康推進部長
(品川区保健所長兼務)
阿部敦子

健康推進課長
若生純一

国保医療年金課長
池田剛

保健整備担当部長
秋山徹

生活衛生課長
船木秀樹

参事
(品川区保健予防課長事務取扱)
坂野晶司

品川保健センター所長
石橋美佳

都市環境部長
中村敏明

都市整備推進担当部長
有江誠剛

住宅課長
竹田昌弘

木密整備推進課長
小川晋

建築課長
長尾樹偉

品川区清掃事務所長
品川義輝

防災まちづくり部長
溝口雅之

災害対策担当部長
(危機管理担当部長兼務)
滝澤博文

土木管理課長
櫻木太郎

公園課長
高梨智之

河川下水道課長
北原淳

防災課長
平原康浩

防災体制整備担当課長
羽鳥匡彦

会計管理者
大串史和

教 育 長
伊 崎 み ゆ き

教 育 次 長
米 田 博

庶 務 課 長
宮 尾 裕 介

教育総合支援センター長
丸 谷 大 輔

区 議 会 事 務 局 長
大 澤 幸 代

○午前10時00分開会

○まつざわ委員長　ただいまより、予算特別委員会を開きます。

委員会の審査に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本委員会は、去る2月22日の本会議におきまして39名の委員より設置され、令和5年度品川区各会計補正予算4件および令和6年度品川区各会計当初予算5件の計9件の審査を付託されました。

このたび、委員長の大役を皆様方のご推挙により私が仰せつかり、重責を担うこととなりました。幸いにして各会派より有能な副委員長と理事の方々を選出していただいておりますので、これらの方々と一致協力して、効率的かつ実りある委員会となるよう全力を尽くしてまいり所存でございます。

委員ならびに理事者の方々のご協力と真摯なるご討議を賜り、成果の多い審査ができますよう、心からお願い申し上げます。委員長の挨拶といたします。よろしくお願いたします。

それでは、ただいまから着席のまま進行をさせていただきます。

引き続きまして、区長より発言を求められておりますので、ご発言をお願いいたします。

○森澤区長　おはようございます。本日から予算特別委員会、どうぞよろしくお願いいたします。

去る2月22日の本会議におきまして、令和5年度の補正予算案ならびに令和6年度の当初予算案について、ご提案、そしてご説明を申し上げたところです。

区民一人一人の思いに寄り添い、「区民の幸福」、すなわちウェルビーイングの視点から、令和6年度予算案では、区民の不安や不満など「不」を取り除き、未来に希望が持てる社会をつくるため、「しながわウェルビーイング予算」を編成いたしました。また、区政の全665事業を対象とした事務事業評価により、事業のスクラップ・アンド・ビルドや無駄の削減を行い、一般会計予算の1%、20億円の財源を捻出することができたところです。

強固で弾力的な財政基盤を堅持しつつ、事務事業評価等により捻出した果実を、ウェルビーイング向上につながる事業へと振り向けるべく、必要な事業に大胆かつ重点的に配分を行う戦略的な予算編成を行った結果、一般会計で前年度比プラス2.4%の2,036億5,600万円と、過去最大の当初予算案といたしました。今後も、議員各位ならびに区民の皆様のご理解とご協力を頂きながら、区民生活を守り、支え、そして発展させていくための施策を着実に実現し、効果的な行財政運営を進めてまいり所存です。

令和5年度補正予算案ならびに令和6年度当初予算案につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○まつざわ委員長　それでは次に、当委員会の運営につきまして、あらかじめ理事会で種々協議を致しました。結果、資料「予算特別委員会の運営について」のとおり、お手元に配付させていただきました。

これより、こんの副委員長からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○こんの副委員長　予算特別委員会の運営につきまして、お手元の資料によりご説明いたします。

まず、第1項、理事および理事会の設置につきましては、本委員会を円滑に運営するため設置されたものであります。組織および協議事項は資料のとおりでございます。

次に、第2項、審査日程につきましては、審査日数を8日間とし、その日に予定した審査は、終了予定時間を超えても完結することとし、審査日程の変更は致しません。具体的な審査日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

次に、第3項、開会、閉会および休憩につきましては、資料のとおりでございますが、特に開会時間

は、審査促進のため、定刻開会に一層のご協力をお願いいたします。

次に、第4項、款別審査の質疑等についてでございます。各会派におかれましては、あらかじめ定められた質問時間の枠の範囲内で質問者をお決めいただき、前日までに、副委員長または理事を通じて、委員長に通告をお願いいたします。無所属の委員が質問する場合も同様となります。

なお、質問時間は、会派におかれましては、1人当たりの質問時間は、答弁時間も含め、10分、15分、20分のいずれかとし、無所属の委員は、答弁時間も含め、1日につき10分となります。

質疑の際は、必ず最初に記載ページおよび質問項目をお示しください。また資料を提示される場合は、パネル等の取り扱い基準にのっとり、事前に委員長にお申し出の上、あらかじめ許可を得ている旨を一言添えてください。

終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らしますので、質問の途中でありましても、直ちに切りやめていただきます。

関連質疑につきましては、委員長の許可により、5分以内で行うことを可能とし、終了時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らします。

また、1日に複数の項目を審査する場合は、一括説明、一括質疑の運営形態といたします。

次に、第5項、総括質疑につきましては、例年と同様に、特に政策的な質疑をお願いいたします。

なお、質疑は、別に用意いたします質問者席で行い、質疑の順序は大会派順といたします。また、理事者におかれましては、総括質疑という性質上、原則として部長級以上および財政課長が答弁されますよう、お願いいたします。

最終日は、総括質疑の終了後、各会派の意見表明、表決という手順で進めることとなります。

次に、第6項、委員会傍聴の取り扱いにつきましては、5階の理事者控室に当委員会の音声を放送いたします。

次に、第7項、資料要求につきましては、理事会で協議の上、必要な資料を要求し、既にお手元に配付しております。

以上で、委員会の運営につきましての説明を終わります。ご協力のほど、重ねてよろしくお願い申し上げます。

○まつざわ委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長 ご質疑等がないようでございますので、以上の説明について、全てご了承を得たものと決定し、これに沿って運営させていただきます。

それでは、第1号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算、第2号議案、令和5年度品川区国民健康保険事業会計補正予算、第3号議案、令和5年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算、および第4号議案、令和5年度品川区介護保険特別会計補正予算を一括して議題に供します。

本日の審査項目は、各会計の歳入歳出補正のほか、一般会計補正予算においては、繰越明許費および債務負担行為の補正でございますので、ご了承願います。

それでは、これより本日本日予定の審査項目の全てを一括して説明願います。

○遠藤財政課長 おはようございます。本日からどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和5年度各会計補正予算案、第1号議案から第4号議案まで、予算書により説明させていただきます。

恐れ入ります。7ページをご覧ください。一般会計補正予算は、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ9億8,897万円を減額し、総額をそれぞれ2,034億8,287万2,000円とするものでございます。

8ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正は、歳入、第1款特別区税から第19款諸収入まで、9ページ、歳出、第1款議会費から、10ページ、第8款公債費までであります。

11ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費では、第2款総務費、1項総務管理費、住民情報システム運営費ほか7件を翌年度に繰り越すものでございます。

第3表、債務負担行為補正は、路面改良ほか7件を追加するとともに、12ページ、しながわ水族館リニューアル基本設計委託を変更するものでございます。

38ページをお願いいたします。歳入でございます。第1款特別区税、1項特別区民税は、7億円を追加し、521億円とするもので、決算見込額の増によるものです。

第9款特別区交付金、1項特別区財政調整交付金は、11億2,000万円を減額し、437億8,000万円とするものです。

第12款使用料及び手数料、1項使用料は、540万1,000円を追加し、38億6,594万円とするもの。

第13款国庫支出金、1項国庫負担金は、40ページ、2億6,981万2,000円を増額し、229億7,498万2,000円とするもので、主なものは、障害者自立支援給付費および新型コロナウイルスワクチン接種負担金の増でございます。

2項国庫補助金は、44ページ、17億1,812万1,000円を減額し、67億5,385万3,000円とするもので、主なものは、防災・安全交付金と、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金の減であります。

第14款都支出金、1項都負担金は、46ページです。2,784万8,000円を追加し、67億7,117万5,000円とするもので、主なものは、障害者自立支援給付費の増でございます。

2項都補助金は、飛びまして56ページでございます。3億7,386万4,000円を減額し、128億3,468万8,000円とするもので、主なものは、とうきょうママパパ応援事業補助金、密集住宅市街地整備促進事業補助金、および防災生活圏促進事業補助金の減であります。

3項都委託金は、26万3,000円を減額し、12億4,013万4,000円とするものです。

第15款財産収入、1項財産運用収入は、58ページ、3,502万6,000円を追加し、7億3,179万1,000円とするもので、2項財産売払収入は、2,054万1,000円を追加し、2,870万1,000円とするものです。

第16款寄附金、1項寄附金は、2億5,097万4,000円を追加し、2億7,927万5,000円とするものです。

第18款繰越金、1項繰越金は、60ページになります。18億4,979万4,000円を追加し、62億6,078万1,000円とするものです。

第19款諸収入、4項受託事業収入は、9億5,604万円を減額し、24億9,819万9,000円とするもので、6項雑入は、1,992万2,000円を追加し、18億4,415万8,000円とするものであります。

62ページをお願いいたします。ここから歳出になります。

第1款議会費、1項議会費は、681万円を追加し、8億4,876万6,000円とするもので、主

なものは議会運営費の増であります。

第2款総務費、1項総務管理費は、64ページ、21億886万9,000円を追加し、141億7,359万7,000円とするもので、主なものは基金積立金の増であります。

66ページ、2項地域振興費は、77万1,000円を減額し、117億9,378万8,000円とするもので、主なものは、区民保養所経費の減であります。

3項徴税费は、1,500万円を減額し、11億1,026万6,000円とするもので、職員給与費の減であります。

4項戸籍及び住民基本台帳費は、68ページになります。6,972万円を追加し、13億1,151万2,000円とするもので、主なものは住民基本台帳事務費の増であります。

第3款民生費、1項社会福祉費は、70ページ、9億2,911万2,000円を追加し、313億3,925万7,000円とするもので、主なものは、障害者介護給付事務および障害児支援給付事務の増であります。

2項児童福祉費は、76ページ、1億1,222万2,000円を追加し、543億3,025万5,000円とするもので、主なものは、国庫支出金および都支出金返還金の増であります。

3項生活保護費は、1億6,408万8,000円を追加し、177億488万円とするもので、主なものは、国庫支出金返還金の増であります。

第4款衛生費、1項保健衛生費は、78ページになります。5億9,442万円を追加し、96億4,706万3,000円とするもので、主なものは、国庫支出金返還金の増であります。

2項環境費は、80ページ、900万円を追加しまして、21億5,996万5,000円とするもので、職員給与費の増であります。

3項清掃費は、2,500万円を追加し、54億9,384万1,000円とするもので、職員給与費の増であります。

第5款産業経済費、1項産業経済費は、82ページです。3,795万円を減額し、48億3,368万3,000円とするもので、主なものは、事業承継支援事業の減であります。

第6款土木費、1項土木管理費は、諸収入交付に伴う財源更正であります。

2項道路橋梁費は、2,900万円を減額し、29億5,258万8,000円とするもので、主なものは、補助163号線整備の減であります。

3項河川費は、84ページです。9億7,394万円を減額し、24億8,067万6,000円とするもので、主なものは、第二戸越幹線整備工事費の減であります。

4項都市計画費は、88ページになります。38億1,749万3,000円を減額し、114億923万円とするもので、主なものは、不燃化特区支援事業の助成金および市街地整備事業費の各再開発事業補助金の減であります。

5項建築費は、7億4,804万4,000円を減額し、10億5,265万3,000円とするもので、主なものは、住宅・建築物耐震化支援事業の減であります。

7項防災費は、90ページになります。3,228万3,000円を減額し、11億3,677万1,000円とするもので、主なものは、職員給与費の減であります。

第7款教育費、1項教育総務費は、7億1,719万8,000円を追加し、58億3,243万1,000円とするもので、主なものは、義務教育施設整備基金積立金の増であります。

2項学校教育費は、92ページ、7,510万円を減額し、199億5,234万1,000円とする

もので、主なものは、学校体育施設整備費の減であります。

第8款公債費、1項公債費は、417万2,000円を追加し、10億9,658万2,000円とするものです。

一般会計補正予算は、以上であります。

続きまして、特別会計でございます。恐れ入ります。15ページをご覧ください。国民健康保険事業会計補正予算は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ16億788万4,000円を追加し、総額をそれぞれ378億3,836万4,000円とするものであります。

16ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正は、歳入、第1款国民健康保険料から第7款諸収入まで、右側17ページ、歳出は、第1款総務費から第5款諸支出金までであります。

106ページをお願いいたします。歳入であります。

第1款国民健康保険料は、9億9,956万4,000円を減額。

第4款都支出金は、108ページ、12億4,260万5,000円を追加。

第5款繰入金は、11億2,244万5,000円を追加。

110ページ、第6款繰越金は、2億5,354万9,000円を追加。

第7款諸収入は、1項延滞金、加算金及び過料は405万円を追加、2項雑入は1,520万1,000円を減額するものでございます。

歳入は以上であります。

112ページをお願いいたします。歳出であります。

第1款総務費は、1,088万5,000円を追加。

第2款保険給付費、1項療養諸費は10億4,951万9,000円を追加、2項高額療養費は、114ページ、1億8,724万2,000円を追加、4項出産育児諸費は1,800万円を減額、5項葬祭費は280万円を減額、7項傷病手当金は財源更正であります。

116ページ、第3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分は970万3,000円を減額、3項介護納付金分は2,433万1,000円を減額。

第4款保健事業費、1項特定健康診査等事業費は2,288万6,000円を減額、2項保健事業費は財源更正、118ページ、第5款諸支出金は、4億3,795万8,000円を追加するものであります。

国民健康保険事業会計の補正予算は、以上であります。

恐れ入ります。21ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計補正予算は、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億3,777万2,000円を減額し、総額をそれぞれ100億1,822万円とするものであります。

22ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正は、歳入、第1款後期高齢者医療保険料から第6款諸収入まで、右側、23ページ、歳出は、第1款総務費から第5款諸支出金までであります。

恐れ入ります。126ページをお願いいたします。こちらは歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料は、3,056万9,000円を減額。

第3款広域連合支出金、1項広域連合負担金は575万7,000円を追加、2項広域連合補助金は215万9,000円を追加するものであります。

128ページ、第4款繰入金は、1億8,419万円を減額。

第5款繰越金は、6,584万5,000円を追加。

第6款諸収入、1項受託事業収入は138万9,000円を減額。130ページ、2項雑入は461

万5,000円を追加するものであります。

歳入は以上であります。

132ページをお願いいたします。歳出でございます。

第1款総務費、1項総務管理費は、1,160万円を減額、2項徴収費は600万円を減額。

第2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金は、134ページ、1億704万9,000円を減額。

第3款保健事業費は、3,289万3,000円を減額。

第4款保険給付費、1項葬祭費は、136ページでございます。1,975万円を追加。

第5款諸支出金は、1項償還金及び還付加算金は2万円を追加するものであります。

後期高齢者医療特別会計補正予算は、以上でございます。

恐れ入ります。27ページをお願いいたします。介護保険特別会計補正予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億5,658万7,000円を追加し、総額をそれぞれ286億1,059万円とするものであります。

28ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正は、歳入、第3款国庫支出金から第8款繰越金まで、右側29ページ、歳出は、第1款総務費から第5款諸支出金までであります。

恐れ入ります。144ページをお願いいたします。こちらは歳入でございます。

第3款国庫支出金、2項国庫補助金は、300万6,000円を減額。

第4款支払基金交付金は、782万4,000円を追加。

第5款都支出金、2項都補助金は、500万円を追加。

第7款繰入金、1項一般会計繰入金は、146ページ、3億5,671万8,000円を減額、2項基金繰入金は、656万円を追加。

第8款繰越金は、11億9,692万7,000円を追加するものであります。

歳入は以上でございます。

148ページをお願いいたします。こちらは歳出でございます。

第1款総務費、1項総務管理費は、300万4,000円を減額。

第3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費は財源更正。

第4款基金積立金は、4億1,726万6,000円を追加。

第5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、150ページ、4億4,232万5,000円を追加するものであります。

介護保険特別会計補正予算は以上であります。

以上で、第1号議案から第4号議案まで、各会計補正予算の説明を終わります。

○まつざわ委員長 以上で、本日の審査項目に関する全ての説明が終わりました。

本日は、33名の方の通告を頂いております。それぞれの持ち時間の中で、活発なる質疑をお願いいたします。

なお、質疑に際しましては、必ず最初に記載ページおよび質問項目をお示しいただくとともに、答弁に要する時間をご配慮の上、ご質問されますよう、改めてお願いいたします。

また併せて、次に申し上げる3点について重ねてお願いいたします。1点目に、質疑の際は、「委員長」と発言の上、挙手し、指名されてからご発言ください。2点目に、発言・答弁ともに、明瞭をお願いいたします。3点目に、会議中は私語を慎み、質疑を妨げるのないようお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

ご発言願います。高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 おはようございます。本日から延べ8日間にわたる予算案審議があります。理事者の皆様、委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、歳出予算全般と、81ページ、商店街ステップ・アップ支援事業についてお尋ねさせていただきたいと思います。

まず最初に、歳出予算全般の減額補正に関連しまして、事務事業評価についてお尋ねさせていただければと思います。予算書を見渡すと、減額の補正が一定、見受けられます。今年度行われた事務事業評価での予算削減額の結果が約23億円ということでしたけれども、減額補正となるような事業の不用額、事務事業評価での予算削減額との関連を教えてください。それと、あと様々な要因によって予算を執行できないということから不用額が生じることは、当然、理解はできます。しかし、予算の執行状況だけを見て一律での削減をしたいということでは、事務事業評価による予算の削減とは言えないと思いますけれども、お考えを教えてください。

○吉岡政策推進担当課長 事務事業評価についてのご質問を頂きました。

事務事業評価によります予算削減の考え方といたしまして、前年度決算で不用額が大きい事業につきましては、内容や規模、数量等の見直しを行いまして、予算案に反映させたところでございます。例えば外的要因等によりまして予算執行率が上がらないものもございまして、今回の補正予算におきましても不燃化特区支援事業が減額補正となっておりますけれども、事務事業評価につきましては、予算の執行率だけではなくて、指標の達成状況や、社会経済状況を踏まえた事業の必要性や、その目的に対する有効性なども勘案いたしまして、可能な限り数値に基づいた客観的な評価をした結果を予算編成に反映させていただいたところでございます。

○高橋（伸）委員 予算の執行率だけではなくて、事業の必要性・有効性も勘案して、客観的な評価に基づいた結果によって来年度の予算編成にも活かしたいということは理解できます。そのような考え方に基づきまして、結果として予算の削減につながったということは、まさに行政の無駄をなくす取組を実践されたということでは、事務事業評価からの予算編成の一連の流れを大変私は評価しております。

その中で確認をさせていただきたいのですけれども、今回の事務事業評価では削減額の結果が非常に注目されていますけれども、改めて事務事業評価の目的を教えてくださいと思います。

○吉岡政策推進担当課長 事務事業評価の目的についてのお尋ねでございます。

事務事業評価は、より実効性の高い施策展開に向けた事業内容の充実や、中長期的な視点からの事業のスクラップ・アンド・ビルドを行っていくなど、事業の不断の検証・見直し・改善等を進め、それを予算に的確に反映させていくマネジメントサイクルを確立させることで、「区民の幸福」の視点から真に必要な行政サービスに資源を振り向けることを目的としております。

○高橋（伸）委員 事務事業評価の目的を確認させていただきました。ありがとうございます。

それで、そうした目的を果たしていく中で、全665事業の事務事業評価を実施して、一般会計予算の1%、20億円の財源を捻出されたということですが、施政方針においても、中長期的な視点からの施策の検証・見直し・アップデートを図るとのお話が、今、課長からもありましたけれども、こうした削減額の部分だけではなくて、事務事業評価の成果として各事業がどのように改善されたということも分かりやすく示していくのも重要かと思っておりますけれども、その辺をどういうふうにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○吉岡政策推進担当課長 委員のご指摘のとおり、行政活動の透明性の向上と説明責任を果たしてい

く上でも、事務事業評価の結果を分かりやすく周知していくことは非常に重要だと考えておりますので、どのような事業が拡充・改善されたかということなどにつきましても、区民の皆様に分かりやすく示せるよう、内容についてはしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○高橋（伸）委員 せっかく大きな成果だと思いますので、分かりやすいアピールを、ぜひ区民の皆様にも分かるようにご検討していただきたいと思います。要望でお願いいたします。

次は、81ページ、商店街ステップ・アップ支援事業についてお尋ねさせていただきたいと思います。特に後継者育成支援事業助成、当初予算280万円全額を減額補正。つまり、一件の申請もなかったということだと私は認識しているのですけれども、その原因として何を考えているのかというお尋ねをしたいと思います。

○小林商業・ものづくり課長 ただいまのご質問にお答えいたします。81ページに書いてある事業におきまして、後継者育成支援事業ということでございますけれども、この中で金額としまして、やはり若手経営者たちが企画するようなイベントに使えるような予算になってございます。その上のホリデー・トレーニング事業助成というのもそうですけれども、まだ令和5年度の中で、やはりコロナ禍で三、四年間、イベントが開催されていなかったもので、再開する中でプラスして新たに企画するような事業までは、商店街はなかなか、最初、コロナが明けて大変だということで、事業の申請がなかったというところでございます。

○高橋（伸）委員 分かりました。ありがとうございます。

それで、当初予算で見込んでいた申請の件数は当初何件ぐらいを予想していたのかというのをお尋ねしたいと思います。

○小林商業・ものづくり課長 このイベントの予定としましては、2件を予定してございました。

○高橋（伸）委員 そうすると、2件予定していたのだけれども一件もなかったということだと私は思っております。商店街に対して、当初どのような事業のPRをしていたのかというのもお聞きしたいと思います。

○小林商業・ものづくり課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

商店街のイベント支援というものを含めまして、前年度、我々が予算を立てるときに、前年度の夏の時点で、どのような事業を予定しているかというのをお聞きしております。また、それに加えて2月頃、今年も2月8日・9日に実施しましたけれども、商店街の代表者を集めたような助成金の説明会、制度の説明会というものをやっております。こういう中で、商店街に使っていただけるような施策を改めて説明したり、あるいは1月の時点で東京都が新たに発表したような制度といったものをご説明しながら、いろいろ使える事業がございますということで、区で補助金の申請のお手伝いなども含めてご説明している段階でございます。

○高橋（伸）委員 コロナが5類になって、地域、いろいろな商店街でも、本当に今、集客、お客様が来場されるという中で、今後、補助金が適当に使われるように、どのような事業改善を行っていくのかというのをお聞きしたいと思います。

○小林商業・ものづくり課長 商店街の支援というところでございます。先ほど申し上げたような、前年度から基本的には準備をしていただくということでございます。またその中で、今年度もそうですけれども、東京都から新たに制度ができて補助率が上がったり、新たにできるような仕組みというのもできているところでございます。こういったものは、全体の説明会だけではなくて、各商店街単位の担当者の方ともいろいろ意見交換、情報交換させていただきながら、一つでも多くのイベントをやっている

ただいて、にぎわい創出につながるように、また引き続き丁寧にご説明なり支援をしまいたいと考えております。

○高橋（伸）委員 ぜひ丁寧に説明していただいて、来年度、より一層、商店街対策、活性化に向けて取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○まつざわ委員長 次に、ゆきた委員。

○ゆきた委員 私からは、38ページ、特別区民税、73ページ、区立保育園費、75ページ、私立保育園費についてお伺いしてまいります。

まず初めに特別区民税に関連して、罹災証明書により受けられる減免措置の手續のオンライン化についてです。先日の一般質問にて、被災者の負担軽減のため、住民等の利便性の向上や業務の効率化の観点からも、オンラインによる申請受付を提案させていただいたところ、区の見解として、「罹災証明書発行の電子申請を可能とするシステム設定を進めており、早期に電子申請を受け付けることができるように進めていく」とありました。また併せて、罹災証明書により受けられる公的支援について、各種支援の申請について、オンライン化で被災者の生活再建支援を充実させていくことを求めたところ、区の答弁として、「公的支援に係る各申請の電子化については関係部署が多岐にわたっていることから、システムの導入や区としての対応要領などについて研究を進めてまいります」とありました。

昨年、火災被災者から相談を受けた際に、罹災証明書により税の減免措置ができる旨をお伝えさせていただきましたが、仕事を続けながら家屋の被災ごみの片づけをしなければならない中で、もちろん税の減額で、すぐに手續をしなければならないということではあります。また手續で区役所に行かなければならないということを知り、落胆されていました。ましてや大きな災害のときには、罹災証明書の発行の申請、罹災証明書により受けられる支援のための申請が、窓口で相当な数の対応になると思われます。罹災証明書の発行の申請のオンライン化については、早急に準備を進められていると認識しておりますが、罹災証明書でできる税の減額措置の手續についてのオンライン化について、今後の方向性、今後のお考えについてお聞きしたいと思います。

○堤坂税務課長 能登半島の状況を見ましても、被災者の皆様のご心労がいかにかいものかということは十分察せられます。その中で、被災者のご負担をなるべく軽くしまして、迅速な手續によりまして公的な支援を行うことは重要と考えてございます。

一方、税務課では、全庁的なDX推進の動きに伴いまして、DXに取り組んでおります。現在は、納・課税証明のオンライン申請受付業務を令和4年12月から開始してございまして、着実に件数が増えているところでございます。今後、それ以外にも税の申告等、ほかの業務についてもオンライン化を進めていく予定でございますけれども、今ご質問のあった罹災証明関連のみならず、様々な公的サービスを受けるための申請業務につきましても、税関連のみならず区全体の業務と連携し、また、ほかの自治体の動向を注視しながら、現状と課題を把握しつつ、オンライン化へ向けた研究をしまいたいと考えてございます。

○ゆきた委員 迅速に重要性を確認されていることなので、今後さらに進めていただければと思います。

また、区のホームページで紹介されている「しながわDX」では、マイナポータルのサービス検索、電子申請機能、ぴったりサービスが紹介されていますが、この同じ機能を使った江戸川区では、罹災証明書申請が電子化されています。また、このぴったりサービスにより、和歌山市や都城市では被災者の個人市民税の災害減免申請もできるようになっています。区民税のオンライン申請ができれば、減免措

置や徴収の猶予、納付期限の延長や翌年度の雑損控除など、区民税の申請で被災者が窓口に来なければいけない負担をなくすことができます。被災者の罹災証明により受けることができる区民税の減免措置のオンライン化を求めますが、改めて区の見解をお聞きしたいと思います。

○提坂税務課長 区民税の申告につきましては、令和7年12月以降に、オンライン化、いわゆるeLTAXと申しますけれども、導入する予定で今準備を進めているところでございます。それに併せて、今の公的支援に関する減免申請等についても研究を重ねてまいりたいと考えてございます。

○ゆきた委員 令和7年12月に向けて、さらに力強く進めていただければと思います。

続いて、73ページ、区立保育園費、75ページ、私立保育園費に関連して、保育園の延長保育についてお伺いしていきます。

区内認可保育園では、勤務条件により、基本保育時間を超える保護者が安心して勤務できるように延長保育が実施されています。18時半から19時半まで、認可保育園の全園で延長保育が実施され、夜間保育でも20時または20時半まで延長保育が実施されている認可保育園は85園あり、多様な働き方に対する区民のニーズに応えられています。しかし一方で早朝保育に関しては、区内の認可保育園の開園時間は7時半と決められていますが、早朝の延長保育となると、区立で行っているところはなく、私立でも区内で15園の保育園に限られています。

先日、都外で働いている方で、多胎児の育児のために夫婦ともに育休している方から、育休が明けたら、朝、双子の支度をして出勤すると、早朝保育を利用しないと間に合わないと、不安の声を聞きました。確かに、私立保育園では15園で早朝保育を実施していますが、空白地域があり、荏原地区では早朝保育を実施している認可保育園は1園のみになっています。早朝保育を利用するためには引っ越しをしなければならないか、もしくは、そういう現実があるために、荏原地区で戸建てを購入されている方からすると、さらに課題が深刻です。区では、多様な幅広い区民のニーズや質の向上に向けて、区立保育園の民営化など様々な対策を取られていると思われませんが、この点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○立木保育課長 早朝保育に関しましては、区立では、委員がおっしゃられたとおり、今現在実施しておりません。保育園の開園時間につきましては、地域の実情に応じた形で各自自治体で設定しているところでございます。ニーズの部分に関しましては、子ども・子育て支援事業計画等の中でも今後検討していく内容かと思っております。そうした中で、今後、区立で対応できるかどうかというのは検討してまいりたいと思っております。

○石井保育支援課長 私立保育園における早朝保育につきましても、やはり子育て負担の軽減というものはとても大事なところでございますから、補助金の範囲内で実現できるように、各私立園にも呼びかけてまいりたいと思っております。

○ゆきた委員 時代はますます多種多様な働き方が増え、時代に即した対応が必要だと感じています。誰一人取り残さない施策を進めていただきたいと思いますと思いますが、今後、区立と私立、連携といったところも、関連を強めていただければと思います。再度、改めて区の見解を頂ければと思います。

○石井保育支援課長 今後、区立保育園、私立保育園をめぐる状況については、ただいまいろいろ議論しているところでございますけれども、これまで以上に、より一層連携を密にしながら、様々な保育ニーズに応えていけるようにしていきたいと思っております。

○ゆきた委員 ぜひ力強く前に進めていただければと思います。

以上です。

○まつざわ委員長 次に、山本委員。

○山本委員 本日から、どうぞよろしくお願いいたします。私からは、63ページの公共施設整備基金積立金、65ページの庁舎整備基金積立金について伺います。

まず、公共施設整備基金積立金について伺います。分かりやすさのため、金額は億円単位で説明いたします。同積立金は、令和3年度は40億円、令和4年度は20億円、そして今年度、令和5年度は12億円と、積立金額が減少傾向にあります。年度内の取崩しとなる繰入金もありますので残高の推移を見てみますと、令和3年度末、350億円、令和4年度末、334億円、そして令和5年度末は258億円となり、大きく減額しています。要因についてお教えてください。また、当初の工事代金の見積りから、実際に支払った金額は上昇していますでしょうか。併せてお教えてください。

○遠藤財政課長 まず前半の、基金が減っているというようなお話でございます。令和3年度・4年度は、決算数値ということで確定しておりまして、令和5年度は見込みという形で出させていたるところでございます。今回につきましては、当初予算で89億円ほど取り崩すというような形でさせていただきまして、例えば品川歴史館や、きゅりあんなど、大きな工事があるということで多額を取り崩させていただいた結果、金額が減っているようなところがあるというのが現状でございます。

○山本委員 要因について理解いたしました。

同資金は、公共設備の更新や新規建設における投資負担額の平準化のため、および将来の財政悪化に備えたものとの理解ですが、今後の大型公共施設更新の見通し、その更新に係る資金計画に対する現状の積立金残高の認識についてお教えてください。

○遠藤財政課長 今後の大型公共施設の更新等でございますけれども、例えば水族館、あるいは福祉施設、保育園など、老朽化を認めているところはかなりあるというところでは事実でございます。そちらにつきまして、一方で積立金のところにつきましては現在のいわゆる行政需要というものがございまずので、そちらを勘案しながらという形になりますけれども、こちらの部分、積立金が枯渇するようなことのない形で進めているところがございます。

○山本委員 今後の更新はいろいろとあるということで、ほかにも荏原第四中学校の跡地活用をはじめ、まだまだ続くと考えております。ご存じのとおり、原材料費、工事代金が高騰している状況です。代表的な事例の大阪万博では、会場建設費が2017年当初の1,250億円から、昨年10月には2,350億円と、1.9倍に大幅に増加しています。現在の品川区公共施設等総合計画では、大阪万博の当初予算と同じ2017年に策定しており、策定当時から大幅な上乘せが必要となると考えます。現在、同計画の改定の検討を進めているところであるとの認識ですが、検討状況および改定の時期の見通しをお教えてください。積立金目標額の機動的な見直しが必要であると考えますが、ご見解を伺います。

○吉岡政策推進担当課長 公共施設等総合計画に関連した複数のご質問を頂きました。

初めに、委員ご案内の、平成29年度に策定いたしました公共施設等総合計画につきましては、令和6年度の改定に向けまして、今年度、改定作業を進めておりまして、先月、2月には計画素案のパブリックコメントを実施したところでございます。

次に、積立金の目標額に関してでございますけれども、今回の改定におきましては、今後の公共施設の更新等に係る経費、財源の推計も行っているところでございます。今後の計画改定後におきましても、社会情勢の変化、法改正等によりまして、計画の前提条件が大きく変わる場合につきましては適宜見直しを行ってまいります。

○山本委員 今まさにパブリックコメントなどをやりながら検討を進めていくというところで理解い

たしました。

昨今の状況を踏まえると、より一層の対応が必要、積み増しが必要なのかというところがございます。民間活力の活用などで、公共施設建て替えに係る財政上の負担軽減に対する工夫が必要と考えますが、併せてこの点についても区のご見解を伺います。

○吉岡政策推進担当課長 今、委員からご質問いただきました、施設整備における民間活力の活用につきましては、区としても重要であると捉えておりました。先ほど申し上げた公共施設等総合計画における方針の中で定めているとおり、引き続き民間活力の活用につきましても幅広く検討いたしまして、効果的・効率的な施設整備を進めてまいります。

○山本委員 計画を明確に策定すること、そして現在の外部環境を織り込んで機動的に計画を修正していくことが必要であると考えます。来年度以降の策定予算範囲を要望して、次の質問に移ります。

次に、庁舎整備基金について伺います。令和3年度から30億円ずつ積み立て、令和5年度末には残高が90億円となっております。これまでの計画では、令和6年度まで30億円ずつ積み立てるという方針のようですが、その後の基金の積立て方針の検討状況についてはいかがでしょうか。据置きか、増額するか、未決定の場合はいつ頃決めていくのか、区のお考えをお聞かせください。

○遠藤財政課長 庁舎整備基金の積立ての今後ということなのですが、ご案内のとおり、令和6年までに120億円という形で、こちらは決まっております。今のところ進めているところでございます。

今回、金額が変わったというところになりますので、そちらにつきましては改めて検討という形で、現状、今の段階で特に決まっているというものはございません。

○山本委員 現状を認識いたしました。先ほどご説明のとおりではございますが、新庁舎整備の事業計画ですけれども、先月の行財政改革特別委員会でご報告いただきました最新の事業計画では、新庁舎完成後の移転時期が令和10年3月下旬から令和11年1月上旬へ9か月延伸し、概算事業費は400億円以上から560億円へと見直しが図られました。国と都の分担金は、持分割合から概算で全体の2割相当としますと、560億円の2割の112億円で、分担金を除く区の負担金は、およそ450億円と考えます。また、防災機能の強化等で得られる国の補助金を考慮すれば、区の負担額はさらに減ると考えます。国と都の分担金、国の補助金を除いた時点で、現時点での区の想定負担額はどの程度とお考えでしょうか。お考えをお聞かせください。

○大友新庁舎建設担当課長 現在、区分所有の割合は調整中ではございますけれども、おおむね、お見込みのとおり、国と東京都の費用負担は2割程度を想定してございます。また、補助金につきましては、防災機能の強化によるものなど、積極的に活用を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○山本委員 完成まで、令和6年度から令和9年度まで4年度分あります。仮にこれまで同様に30億円を積み立てた場合、現在の積立金の90億円に120億円が増えて、残高は210億円となり、積立金を除く費用は残り240億円となります。2022年の区長選挙のときに、私は庁舎跡地活用による庁舎建て替え資金の区民負担軽減を提案しておりましたが、森澤区長もその後、公約に掲げ、現在進めておられます。この方針は合理的であると評価しております。

跡地の民間活用により200億円を創出できれば、積立金を除く費用は40億円程度かと考えます。事業計画では、来年度には基本設計が終わり、実施計画に入り、概算費用が具体的に定まったタイミングであり、積立金額を見直すにはいいタイミングであると考えます。今後の資金計画について、幾つか

ご提案申し上げます。

まず、将来の不確実性を回避するため、令和6年度から積立金の増額をするのはいかがでしょうか。例えば40億円として10億円増額すれば、4年分で40億円の積立金増額となり、完成時の追加負担額は、跡地の民間活用を考慮すればゼロとなる水準で、より財政負担の平準化が図れます。

また、庁舎跡地の再開発は庁舎移転後に行われるため、民間活力を活用した場合でも、新庁舎の建設代金支払いと庁舎跡地を使った資金調達に時期に差が生じるため、少なくともつなぎ資金が必要であると考えます。地方債の起債が必要となると考えますが、現在、新庁舎の環境性能においては、ZEBの目標水準をZEB Ready、CASBEEを最高のSランクの取得に向けて設計を進めています。環境性能を満たす庁舎の建て替え資金に対して、グリーンボンドの活用はいかがでしょうか。川崎市では庁舎建て替えに関し、CASBEE、Sランク取得によるグリーンビルディング認証を受けて、70億円をグリーンボンドで調達したという事例があります。また、福岡市でも令和4年に新庁舎整備事業の対象の一部として50億円をグリーンボンドで調達しましたが、投資家からは合計798億円の応募が集まり、需要倍率は1.6倍と、投資家の関心が高いことがうかがえます。年限は10年で、利率は0.214%でした。グリーンボンドを発行することによるメリットとしては、環境に配慮した事業運営を行っていることを広くアピールできるということが挙げられます。また、環境に対する意識の高まりから、福岡市の事例に象徴されるように、資金が集まりやすいこともメリットの一つと考えます。グリーンボンドの活用に対する区のご見解を伺います。

○遠藤財政課長 グリーンボンドについてのご質問を頂きました。

グリーンボンドは非常に利率が低いというところもありまして、魅力的な部分もあろうかと思えます。一方で、プロジェクトというところでの評価基準や透明性というところで課題もあるのかと感じているところがございます。市場規模が大分大きくなっているような話も聞いておりますので、そういう部分で、今度こちらについては研究を重ねていきまして、進めていきたいと考えているところがございます。

○山本委員 建築の進捗や設計がより実現が高まっていくというところによるとは思いますが、資金調達を、環境に配慮した取組をしているということを広くアピールする機会とすること、そして発行体として、より有利な条件で効果的な資金計画となるよう、専門家のアドバイスを活用し、より具体的な検討を進めていくことを要望して、私からの質問を終わります。

○まつざわ委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、85ページ、下水道管改修事業、また85ページの不燃化特区支援事業、89ページの住宅・建築物耐震化支援事業について、耐震化の促進を求めて質問します。

まず、上下水道の耐震化です。下水道管改修事業のうち、耐震化推進事業が約5,000万円の減額となっていますが、その理由を伺います。工事が進んでいないということなののでしょうか。併せて伺います。

○北原河川下水道課長 減額の理由についてですが、設計段階の調査の結果等により、既に耐震性を有するなどの理由で、対策が必要な管渠が想定より少なく済んだため、減額補正を行ったものでございます。必要な箇所に対策を講じているという意味でして、計画が遅れているということではございません。

○のだて委員 遅れているということではないということで、1つ安心しました。さらに耐震化を進めていくことが必要だと思えます。

1月1日に発生した能登半島地震でも断水などが発生して、大変な避難生活となっております。東京

都の首都直下地震の被害想定では、上水道断水率が30.2%、下水道被害率は6.4%となっており、耐震化を進めていけば、この被害をさらに減らしていけるということで、避難生活が大きく改善することにもなります。上下水道の耐震化の費用というのはどのように捻出されているのか、伺います。

○北原河川下水道課長 まず、下水道の費用についてですが、下水道料金、あと東京都の都費、あと国費も投入して事業をしているという認識でございます。水道については、あまり我々の所管でないところもございますが、水道料金等を投入しているものと認識しております。

○のだて委員 水道料金から出している。あと、都費・国費も入っているということですが、水道料金から出ているということでは、やはり早く進めようとするれば、水道料金に、さらに工事費を上乗せしていくとなると、下水道料金に跳ね返ってきてしまうということだと思います。そうなれば住民の負担が重くなってしまうということで、これではやはり早期に進めていくということではできないと思います。だからこそ、耐震化のために、さらに今、都費・国費も入っているということですが、これを投入して早期に耐震化を進めていくということを東京都に求めるべきだと思います。

代表質問でも質問をしました。それに対して区は、下水道については23区で連携して要望しているとの答弁でしたが、本年度から3年分の特別区区長会の要望事項を確認してみたのですが、下水道の耐震化については、要望項目に記載がありませんでした。区が23区で連携して要望しているというのは、どういう形で何を要望したのでしょうか。伺います。

○北原河川下水道課長 23区では下水道事業の促進のために特別区下水道事業促進連絡会というものをつくっております。そちらで東京都副知事と、あと下水道局、あと国にも事業の促進について要望しているところでございます。

○のだて委員 促進連絡会で要望しているということで、それは何を要望したのかというところで伺ったので、答えていただければと思います。それと、直近では、いつ要望したのかということも伺いたいと思います。

○北原河川下水道課長 要望の内容についてですが、下水道の浸水対策の促進、老朽化対策の促進、災害・震災対策の促進、あと水質改善に取り組むこと、あと財源を確保することという要望をしております。東京都に関しましては昨年11月8日に要望活動を行っております。

○のだて委員 様々、老朽化・震災対策についても要望されているということで、ぜひここで、さらに公費を投入して進めたいということ、要望していただきたい。やはりそれが、早く進められるということにもつながるかと思うのですが、いかがでしょうか。水道料金が工事費の原資ということでは、やはり耐震化100%を達成するまでにどれだけかかってしまうのかと思います。実際、今、区内の上・下水道の耐震化をいつまでに100%にする計画なのか、伺います。

○北原河川下水道課長 まず下水道ですが、要望の中で、要望内容を実現するための財源を確保するなど、必要な措置を講ずることを要望しておりますので、引き続き要望をきちんとしていきたいと考えております。

水道についてですが、100%という計画ではございませんが、短期・中期的な目標を定め、対象施設や地区を重点化するなど、計画的に事業を行っていくものと認識しております。

○のだて委員 重要なところからやっていくというのは必要だと思うのですが、さらにこれを進めていただきたいと思います。今の説明では、耐震化を100%にするという計画はないということだと思います。それで災害時の被害軽減に、さらに対応などできるのかと思います。

区内の上水道耐震化継手率というのがありまして、2022年度末で47%となっております。都の

計画では、上水は私道内で2030年度末に67%の目標、下水は2030年度末に61%の目標となっています。やはり、被害軽減のために耐震化を進めていくということが有効だと思いますけれども、いかがでしょうか。今後30年間に首都直下地震が来る確率が7割と言われて久しい今、早期の耐震化が必要だと思います。やはり区民生活がかかっているわけですから、区としても早期耐震化を進め、100%を目指すことを求めていると思いますので、いかがでしょうか。

○北原河川下水道課長 区内の水道施設や下水道施設の耐震化が早期に進むこととしては、区も重要と考えておりますが、都としても計画的に進めていると認識しておりますので、今後も引き続き情報収集に努めるとともに適切に対応してまいりたいと考えております。

○のだて委員 ぜひ、さらに早期に進むように、区としてもまずは手だてを取っていただけたらと思います。

次に、建物の耐震化・不燃化です。耐震改修工事等助成が約6.6億円の減額。不燃化特区支援事業は約8.1億円の減額。その理由と、減額の主な内訳を伺いたと思います。ぜひ進めてほしいと思うのですが、現在、課題は何か、伺いたと思います。

また、今回、住宅耐震化と下水道の耐震化の減額で、約14億円減額になってしまうということで、それを実際、ほかのところに回していただきたいということで、家庭用の太陽光発電・蓄電池システム設置助成が、予算上限に達したために受付終了となっているということで、ぜひそれをしっかり、そこへ回していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○長尾建築課長 今回の耐震事業での減額の主な理由としましては、緊急輸送道路沿いの改修工事、あとは木造住宅の除却助成の減額となった……。〔時間切れにより答弁なし〕

○まつざわ委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは、令和5年度補正予算全般、第1号議案と、昨年年末などの分を含めた令和5年度の補正予算と、67ページの区民保養所経費、品川荘大規模改修設計委託、あと81ページの中小企業活性化事業費、商店街活性化事業費、また昨年度の省エネルギー対策設備更新助成金について、関連してお伺いたします。

まず、令和5年度全体の補正予算なのですけれども、例年と比較して、かなり多かったような感覚を受けるのですが、当初予算との比較、いわゆる当初予算との精度についてどうお考えなのか。また今年度、令和5年度の補正予算がこうして多めに出た原因と、令和5年度の補正予算の特徴などをお聞かせください。

○遠藤財政課長 令和5年度の補正予算の考えでございますけれども、今回、最終補正は、どちらかといいますと、既存事業の部分の収支を合わせるという部分が多くなっております。これまでの補正予算につきましては、いわゆる国からの重点支援地方交付金などもありまして、かなり区民の生活が痛んでいるところもありまして、そちらの給付と併せて、区で一般財源なども使いながら、区民のいわゆる困っている方たちにどういう給付をしていくかということで、補正予算の数といたしましては、今回の最終補正を入れまして全部で8回と、かなりきめ細かくやらせていただいたと考えているところでございます。

○筒井委員 国からの分も多かったということなのですけれども、それは具体的に物価高騰などによる経済対策のためということではよろしいのか、改めてその確認と、令和6年度もこうした補正予算、それはその時々によって分からないと思うのですが、不確実性の高い時代なので、令和6年度も、今現在も経済状況がそこまでいいとは思っておりませんが、令和6年度の見通しを、現時点でど

の程度お考えなのか、お聞かせください。

○遠藤財政課長 令和6年度のお話というところでご質問いただきました。

当初予算でも十分、こちらではいわゆる無償化など、経済対策ではない部分もありますけれども、キャッシュレス決済ポイントなどをやらせていただいて、区民生活の部分について当初から切れ目のないような形で実施させていただいているところがございます。

来年度途中におきましても、改めてその中の経済状況などという部分がありましたら、こちらは速やかに、また議会でご審議いただくような形で、引き続き進めていきたいと考えているところがございます。

○筒井委員 分かりました。適宜、対応をよろしくお願いします。

それで、区民保養所に移りますけれども、2,623万円減額されておりますけれども、これは一体どのような理由なのか、お知らせください。

○宮澤地域活動課長 区民保養所経費の2,623万円の減額補正の理由でございます。こちらは品川荘なのですけれども、施設の老朽化に伴いまして、建物の外部・内部に係るものや、各種設備に対しまして更新する必要性がありまして、工事に向けた設計委託に入る予定として、予算を計上していたところがございます。ただ、保養所につきましても、今後の方向性というのを改めて検討するというところから、工事につきましても施設運営上の維持に必要最小限に絞って執行し、その残額を減額補正したものでございます。

○筒井委員 分かりました。今後の方向性というのを勘案して、そうした最低限の維持のものにしたということで、減らしたということが分かりました。ぜひ今後の方向性、私としては2015年の第3回定例会の一般質問から予算特別委員会、決算特別委員会、5回ほど、区民保養所の見直し、保養所の売却ということをご提案させていただいております。やはり、昔は一定の役割があったと思うのですけれども、もはやこの時代に役割はもう終えたのかと考えております。品川区管外の福利厚生的なレジャー支援、三、四十年前だったとしてもかく、やはり今の時代、品川区内の管内の事業で、それこそ真に必要な行政サービスに絞ったほうが良いということと、また、そうしたハードを持つと、やはり修繕など必要になってきますので、行く行くは負担になってくるということだと考えております。

今、見直しということもご答弁がありましたけれども、事務事業評価の行政評価シートの70ページにも最終評価のコメントがありますけれども、それこそ、社会経済動向や民間類似施設に鑑み、施設の必要性や在り方、協定・民間施設の借上げをはじめとする代替手段等について比較検討とありますので、私もそのとおりで考えておりますので、ご答弁がありましたけれども、改修工事なども、令和10年3月に更新しないかもしれないということを見込んで、ぜひ大規模な工事はやめていただいて、最終的に保養所の売却ということ、ぜひご検討いただきたいと考えておりますけれども、区のご見解をお伺いいたします。

○宮澤地域活動課長 保養所につきましてでございます。保養所の利用実績としましては、コロナ前と比べまして今年度、コロナ前以上の水準で客室が稼働しているというところで、一定の区民ニーズというのはあるのかと考えているところがございます。その一方で、施設の老朽化という現状もございません。先ほど答弁しましたとおり、施設維持につきましては必要最小限というところで絞っておりまして、今後の方向性については検討していくというところがございます。

○筒井委員 ぜひご検討をよろしくお願い申し上げます。

続いて、中小企業活性化事業費、商店街活性化事業費なのですけれども、かなり減額されております。

先ほど、商店街ステップ・アップ支援事業についてはご答弁があったので分かりましたけれども、そのほかの中小企業活性化事業費の減額などは、一体どのような理由で減額になったのか、お知らせください。

○小林商業・ものづくり課長 ただいま、中小企業活性化事業費の予算についての執行状況ということでお尋ねがございました。この部分につきましては、81ページに記載がありますとおり、事業承継支援事業でございます。こちらは中小企業の後継者支援ということで、区として一生懸命やっている事業でございますけれども、この中で減額の対象となった部分が、具体的に言うと助成金でございます。事業承継をする際に、後継者が出てきて新しい事業に取り組みたいというようなことが出た場合に、そういったことに対する設備投資の助成金というのをやっております。事業承継については、相談事業ということも含めて、いろいろニーズはあるのですけれども、やはりコロナ禍の中で、また令和5年度もなのですけれども、投資については少し、前向きなお話が出てこなかったというところで、この部分については助成金の執行はなくて、ここの部分を減額させていただいたところでございます。

○筒井委員 分かりました。投資について具体的なお話が出なかったということは、先方があまり積極的ではなかったという理解でよろしいのですか。

○小林商業・ものづくり課長 ご指摘のとおりでございまして、相談事業やセミナーというのは我々開催しております、こういったものはふだんから相談会等やっておりますけれども、事業承継に合わせて、設備投資も含めて一緒に事業承継をやるというような話が、令和5年度においてはなかったということでございます。

○筒井委員 分かりました。設備投資に併せてやるのは、あまりお声がなかったということで、あまりそこまで経営面的に余力がなかったということなのでしょうか。それについて、区の分析をお知らせください。

また、省エネルギー対策設備更新助成金、設備ということに関連してお聞きしますけれども、これは非常に私の周りでも評価が高かった事業ですけれども、3月15日までに導入および支払い完了というのが要件になっているかと思うのですけれども、現時点で交付決定の件数と金額、そして、その効果や反響に一体どのようなものが現時点であるのか、お知らせください。

○小林商業・ものづくり課長 ただいま、まず事業承継のほうのご質問でございますけれども、設備投資というところに関して、我々もコロナ以前でございまして年間10件程度、設備投資も一緒に併せてやろうというようなお話を頂いていたところでございますけれども、コロナに入って、やはりこの数字が落ちてきたかと認識しております。なので、この後、景気の戻りという中で、こういったニーズというのは出てくるのではないかと考えてございます。

もう一つ、省エネルギー事業についてのご質問がございました。こちらは令和5年度において補正予算事業として実施した事業でございます。交付決定がまずどの程度かということでございますけれども、現時点でございまして、354件でございます。委員のお話にございましたとおり、区内の事業者からしますと、比較的自由度の高い支援金ということにしておりまして、補助率が、これは都の財源も使った形で5分の4、助成ということでございました。主に商店街の飲食店などに使っていただくことが多かったと認識しておりますけれども、この事業については、非常に使いやすいということと、あと比較的、規模を、どれぐらいの予算を使ってやるかということも含めて、やりやすかったというお声を頂いたところでございます。

○筒井委員 分かりました。先ほど金額も聞いたので、金額的にお幾らだったのかということと、本

当にこれは、使われた方々、特に飲食店などだと思うのですけれども、一方でこの事業を知らないという方もおりましたので、広報の在り方、どのように周知をされたのか。予算上、限りはありますけれども、かなり周知を、もう少ししっかり丁寧にやっていただきたいと思っているのですけれども、その点、周知の在り方についてお伺いいたします。

○小林商業・ものづくり課長 本事業の予算のスキームと申しますか、助成金でございますけれども、1件当たり80万円という形で、助成金の制度設計をしたところでございます。上がってきた数字を見ますと、やはりそれに満額に近いような形で使っていただいたと。具体的に言うと、100万円を例えば使ったものがあると、5分の4、80万円が補助対象になるということで、比較的、それを超えるような、それを意識したような申請が多かったかと思っております。

また、もう一つ指摘のところ、広報でございますけれども、こちらについて、我々がふだんからやっておりますホームページや、あるいは産業ニュース、区内の事業者已全部まいている情報がございまして、プラスしてツイッターといったものも併せて、支援ということで情報提供をしてきたところでございます。また、経営支援窓口の中でも、こういったものが今使えますというようなお知らせもしていただく中で、ではこういうものも一緒に使いたいというようなお声もあったところで、それが当初考えていた300件を超えるような、354件という申請につながっているのではないかと認識してございます。

○筒井委員 分かりました。

こうした助成は大変ありがたいのですけれども、一方で、かなり業種が、3業種ほどに限定されているということで、今、業種、仕事というのも多様化しております、フリーランスの方なども実際いらっしゃいます。それで、フリーランスの方が、例えば電気代がかからないかと言えば、結構クリエイティブな方なので、パソコンなど電気代がかかるということなので、もっと品川区としても、業種を従来型の業種などに絞らないで、新しい多様化の時代ですから、幅広くレンジを広げて、多くの中小企業、個人事業者の方々の支援策をぜひ検討していただきたいと思いますと考えております。

これは要望で終わります。よろしく申し上げます。

○まつざわ委員長 次に、せらく委員。

○せらく委員 私からは、61ページの各種保育利用料、一時保育について、71ページのすまいるスクール運営費について質問をさせていただきます。

まず、すまいるスクールの運営のところからお聞きします。今年度は、1校で夏休みの仕出し弁当提供のモデル実施がされて、令和6年度は、夏休みは全てのすまいるスクールへ広げるということで、小学生を持つ母としても、同じように子育て中の皆様から多くの喜びの反響があります。お弁当を作る保護者の負担軽減と、子どもたちが安心して過ごせる居場所へとさらになっていくと思います。

本日は補正予算の項目の中から、すまいるスクールの間食についてお伺いします。当区では間食配送委託をしていて、職員が間食の内容決めや購入、アレルギー対応などを考えたりする負担がなく、そういった時間を子どもたちと向き合う時間にできるという点でも、間食の委託をすることは、各活動の充実やすまいるスクールの運営に貢献していると思います。この間食の費用について、区と児童側ではどのような負担割合になっていますでしょうか。また、今回375万8,000円のマイナスの補正となりますが、説明欄には「間食、教材費等」となっているところですが、間食を取る児童数の変化や傾向を教えてください。間食を提供しないA登録と、間食を提供するB登録およびC登録の割合を伺います。

○藤村子ども育成課長 間食についてのご質問でございます。費用負担の割合というところですが、こちらに関しましては、全額、区の負担でご提供しているような形になっております。また、今回の補正のマイナスの内容というところですが、こちらにつきましては、新型コロナウイルス関連の消毒液等が不要になりましたという関係で、マイナス補正という形になっています。

B・C登録、A登録の割合というところですが、すまいるスクールの登録率として、B・C登録の割合が現在、全学年で62.7%という形になっておりまして、A登録全体で見ると、割合としては今、全体としては90%程度〔同日後刻に「6割程度」と答弁訂正あり〕となっています。

○せらく委員 間食の負担割合は、全額区で負担していただいているということで確認いたしました。

区で全額負担するという考え方をお聞きしたいと思います。質問の意図としては、お伝えしておきたいのですが、仕出し弁当を公費で提供してほしいという意図ではないということは先に申し上げさせていただきます。区費で全額負担していることの方を教えてください。

○藤村子ども育成課長 すみません。先ほど申し上げた、A登録の割合は6割程度というところでした。

区で負担する意図としましては、お子様を6時以降お預かりする際に、おなかがすいてしまったり、少し手持ちぶさたな時間といったところが出てくるかと思っておりますので、夕食の妨げにならないような簡単な軽食というのを提供差し上げて、少しでもすまいるスクールでの時間を楽しんでいただくことを目的に提供しているところでございます。

○せらく委員 ほかの自治体では、学童のおやつを各学童の職員で用意していることもあり、その自治体の議員が、職員の負担軽減という思いで、当区の間食配送委託の例を取り上げていました。対して、その自治体の理事者は、品川区の取組は職員の負担軽減にはなるものの、業者委託ですと、飲料とスナックなどで寂しいメニューになっているということが、確認が取れました。そこで、間食の内容について、児童や保護者などにアンケートやニーズ調査を行ったことがあるか、伺いたいと思います。

○藤村子ども育成課長 すまいるスクールでは第三者評価というような評価を外部機関に委託しておりまして、その際に保護者アンケートというのを行っておりますので、間食に限定してではないのですが、すまいるスクールの運営の中で、何かご要望等はないかというようなアンケートというのは取っているような形になっております。

○せらく委員 しっかりアンケートを、間食に関することではないかもしれませんが、声を聞いていただいております。

すまいるスクールの間食委託先の業者のホームページを見てみましたが、3種類のお菓子で1食分とすることが多いと書いてありました。当区は1種類だと思っておりますので、少し少ないのかもしれませんが、ほかの学童の状況を見ていただいたり、引き続きアンケートや、すまいるスクール保護者会でも意見をぜひ聞いていただけたらと思います。

次に、一時保育について伺います。こちらは今回もマイナス補正ということで、内容を伺います。幼稚園の夏季休暇や通院や出産など、緊急性の高い理由で利用できる区立の一時保育がございまして、こちらは電子申請ができるということで、電子と電話での申請の件数割合を教えてください。また、その割合の想定や目標がございましたら教えてください。

○立木保育課長 まず、今回、補正予算で出ささせていただいた一時保育利用料の減額ですが、こちらは、委員がおっしゃられた一時保育のものとは別のもので、公設民営保育園の定期利用保育の予算計上分のマイナス補正ということで、利用者減少の部分のマイナス補正になっております。議員がおっしゃ

られた一時保育に関しましては、今現在、LINEで利用の申込みができるようになってございます。

利用割合につきましては、今、正確な数字は出ていないのですけれども、電話ではなく、LINE利用のほうが多く、今現在、ほぼそちらになってございます。

○せらく委員 LINEと電話での申請では、ほぼLINEのほうだということなのですけれども、目標としてもやはりLINEや電子申請のほうをメインに使っていただきたいという思いなのでしょうか。

LINE申請ができて利便性がいいと思うのですけれども、電子申請、LINEの申請をより広めるために取り組んでいることがありましたら、お知らせください。

また、区内でも様々なところでキャッシュレスの対応が進められておりますが、一時保育の支払い方法は、現在は現金のみでしょうか。キャッシュレス対応のご予定はありますか。

○立木保育課長 LINEでの電子申請の件ですが、数字が分かりました。令和5年度の途中ですけれども、電子で214件、電話の申込みが5件ということで、ほぼLINEということになってございます。

やはり電話ですと、その分、事務の手が止まってしまいますので、LINEで申請していただいて一括で処理をするというほうが効率が高くなっております。

利用の優先順位のほうは、一応、LINEでお申込みいただいた方を先に調整させていただくというようなやり方で、LINEの利用の推進を進めているところです。あと、キャッシュレスに関しましては今現在できていないのですけれども、キャッシュレスでの収納に向けて、今、条件整備をしております。今後取り組んでまいり予定でございます。

○せらく委員 一時保育としては、オアシスルームでは既に全施設でキャッシュレスに対応されていて、利用する方全員に支払いが発生するため利便性が高いとは思いますが、区立の一時保育は、頻度によってキャッシュレスの導入にコストがかかってしまうことがあるかもしれませんので、運用方法を含めてご検討いただけたらと思います。

次に、私立保育園では、リフレッシュ、不定期の終了などでも利用できる一時保育を行っているところですが、なかなかホームページ上で情報が確認できず、受入れ園について先日、保育課長、保育支援課長より教えていただきました。こちらの区としての支援の方向性を最後に教えていただけたらと思います。

○石井保育支援課長 令和5年度よりリフレッシュでも、私立保育園で一時預かりができるようになりました。当然、多くの方のニーズがございますので、情報提供をホームページ等々で積極的に発信できるように工夫してまいりたいと考えてございます。

○まつざわ委員長 次に、澤田委員。

○澤田委員 私からは、53ページ、第14款都支出金のうち、8節地域産業デジタル化推進事業費補助金に関連して、品川区のデジタル化の動向について6点ほど質問いたします。

昨年5月に新型コロナウイルスが5類感染症に移行するまでの約3年間、社会経済活動や区民生活にも大きな影響が生じておりましたが、この1年間で正常化に向けて進んできていると感じています。こうした中、経済分野に目を向けますと、新型コロナの流行は企業の事業継続を危機にさらすとともに、一方でデジタル化の重要性や新たな可能性を認識するきっかけともなったのではないかと考えます。

そこで、まず企業のデジタル化の動向について伺います。品川区では現在、この補正予算に計上されている東京都の地域産業デジタル化推進事業費補助金などを活用しながら、競争力支援のためのDX、

デジタル技術活用推進事業を行っております。区内中小企業支援、具体的には生産性向上の観点から、製造現場のDX化に関わる設備導入経費の一部助成として、産業ロボットや自動装置等に対して300万円、そして事務作業等のデジタル化に関わる設備導入経費の一部助成として、勤怠管理ソフトやRPAソフト等に対して80万円をそれぞれ上限として助成金を支給していますが、この事業の目的や、助成金以外の支援も行っているかなど教えてください。

○小林商業・ものづくり課長 ただいま、DXデジタル技術活用推進事業についてのお尋ねがございました。品川区は中小企業の成長力向上に関しまして、この事業は大事な事業だと考えてございます。委員からご指摘がございました設備投資、300万円あるいは80万円という部分でございますけれども、こういった助成金の事業のほかに、やはり中小企業でなかなか進まないという中には、ノウハウ、人材、資金などが不足しているという状況がございます。そこで区としましては、DXデジタル技術の導入がうまく進んでいない中小企業に対しまして、セミナーや、あるいは技術体験会、人材育成講座、これは8回連続でございますけれども、こうした取組や、あるいは企業に直接、専門家派遣を行うなどの支援も行っているところでございます。こうした取組を通じまして、引き続き区内中小企業のDX化あるいは生産性向上、企業競争力の強化というものを進めてまいりたいと考えてございます。

○澤田委員 ノウハウやセミナー技術体験会などをほかにも行っているということが今ありましたけれども、ぜひ地域産業のさらなる活性化のためにも推進していただければと思います。

経済分野のデジタル化に関連し、続いて商店街のデジタル化についても伺いたいと思います。現在、商店街などの店舗でのキャッシュレス決済が進む中において、品川区では6月1日から6月30日を実施期間として、区内中小店舗を対象としたキャッシュレス決済ポイント還元事業を予定していますが、こちらの現在の準備状況やスケジュールを教えてください。

○小林商業・ものづくり課長 ただいま議員からご質問のございましたキャッシュレス決済ポイント還元事業でございます。

現在、ご指摘のとおり、6月1日から6月30日までで実施予定ということで、具体的にはauPAY、d払い、PayPay、楽天ペイと連携したポイント還元事業ということで実施することとしております。

事業の枠組みでございますけれども、還元率を20%、1人当たりの利用者の還元上限額は決済1回当たり2,000円相当、対象決済サービスごとに期間当たり1万円という形で予定しているものでございます。ポイント還元額5億円を予定しておりまして、還元率20%ということでございますから、本事業は25億円相当の消費喚起効果がある事業だと考えてございます。こうした取組を通じまして、区内経済の下支えや消費喚起ということを行って、経済の活性化につなげてまいりたいと考えてございます。

○澤田委員 5億円を区内事業活性化のために使われるということですが、今後さらに商店街のDX、デジタル化が進んでいくと思いますけれども、品川区と同様に他区でも、キャッシュレス決済ポイント還元事業以外に、商店街連合会が発行するプレミアム商品券の発行支援を行っていますが、23区の中には紙以外の商品券以外にデジタル商品券の発行支援を行っている区もあり、先日の一般質問でも、せりざわ委員からも質問があり、ご答弁されてはいたしましたが、改めて品川区としてデジタル商品券の導入に関する検討状況などについてお聞かせください。

○小林商業・ものづくり課長 ただいまデジタル商品券についてのご質問がございました。

デジタル商品券につきましては、現金を持たないで気軽に商品が購入できる、あるいは売上げなどの

データ管理も容易となるメリットがございます。一方で、店舗側の換金手数料負担や、あるいは先行自治体の例を見ますと、高齢者の方などデジタル化対応が困難な方への配慮といった課題もございます。こうした課題を解決するために、デジタル化の円滑な導入に向けて、先行事例の調査分析をきちんと行いながら、紙の商品券との併存なども含めまして、発行主体である商店街連合会との間で具体的な協議を進めてまいりたいと考えてございます。

○澤田委員 社会経済の各分野で急速にデジタル化が進む一方で、他区の状況に目を転じますと、例えば新宿区では今年度に紙とデジタルの両方で商品券を発行したものの、デジタル商品券の売行きが当初の見込みの半分程度にとどまり、急遽、紙の発行割合を増やして対応したというケースもありました。1円単位から利用できるデジタル商品券よりも、500円を必要な分だけお店に渡して利用する形でお釣りが出ない紙商品券の人気や需要もまだまだ多いと聞いております。その原因としては、高齢者の方々の中には、スマートフォンを活用したデジタル商品券の対応より、慣れ親しんだ紙商品券のほうが安心して使いやすいという認識があるからとも伺っております。新宿区以外の大都市などでもデジタル対応が必ずしも進んでない状況もあるようですから、品川区においても、仮にデジタル商品券の導入を行った際に同じ状況になることも予想されます。

ここで課題となるのが高齢者のスマートフォン利用です。デジタル化の進展を背景として、品川区では高齢者におけるスマートフォン利用の対策として、はじめてのスマホ体験教室、シニアにやさしいスマホ教室、スマホよろず相談を行っております。この取組は今後、重要な意味を持つてくると考えています。まずここで、シニアや高齢者を対象としたスマホ利用支援事業について、現在の取組状況と区のお考えをお聞かせください。

○川原高齢者地域支援課長 高齢者のスマホ教室の実施状況についてのお尋ねでございます。

スマホ教室については、シニアがシニアを教える、シニアにやさしいスマホ教室においては、アンドロイドとiPhoneに分けて2か所、実施しております。そして、はじめてのスマホ教室におきましては、令和5年度は4か所で実施、よろず相談においては5か所で実施している状況でございます。参加者は平均で8割以上の高齢者の方にご参加いただいている、大変ご好評いただいている事業でございます。区といたしましては、スマホ初心者の高齢者に対しての活動を支援すべく、またフレイル予防、社会参加の支援も含めて、今後も実施していく所存でございます。

○澤田委員 令和5年度は4か所でスマホ教室などを行っているということで、今後さらなる拡充というか、広げていっていただけるといいと思っているのですが、スマホ教室や、よろず相談について、一部、データの操作、ネット決済、入金や商品購入などを取り扱えない場合があると、区のホームページには記載があります。しかし、行政や地域経済、福祉、健康、スポーツなど、様々な分野で高齢者が日常的にスマートフォンを利用する機会は今後増えていくと予想されておりますし、若者と同じようなレベルでということではなくても、スマートフォンの各種機能を使いこなせるようになることで、高齢者の方の生活の利便性の向上にも役立っていくと考えます。今後の展開として、高齢者に対する現在の取組に加え、キャッシュレス決済の方法やクレジットカード決済、スマートフォンを活用した各種申込みの面も含めて、今までのスマホ教室の内容にとどまらず、こうした応用的な操作方法も教えていただくことは大切だと思っております。結果として、高齢者の方々のスマートフォン利用が増えることで、今後新しい取組、仕組みが導入された際にも、あるいは品川区の行政サービスの向上にも役立っていくことになると思います。区役所や地域の情報を自由に入手し、買物やクーポンの利用なども使いこなせるように、スマートフォン教室の内容の拡充を求めたいと思いますが、区のお考えをお聞かせください。

○川原高齢者地域支援課長 高齢者に対してのネットキャッシュレス決済などの応用編に対しての今後の利用の状況はいかがかというご質問にお答えいたします。

現在、福祉部で行っておりますスマホ教室については、まだスマホを保有していない方などを対象に、本当に初心者の方に向けてスマホの電源の入れ方からスタートする、初心者向けの教室でございます。また、デジタル化推進のみならず、先ほども申し上げましたが、フレイル予防や社会参加促進などの高齢者の活動支援も目的としているところでございます。

ご要望のネット決済や、入金、商品購入の操作においては、個別に一对一でご対応いただける、よろず相談におきまして、高齢者ご本人のやりたいという意思に基づいて操作方法をお教えしている形でございます。あくまでもスマホ操作については、高齢者ご自身のご判断に基づくものがやはり必要となってくると考えてございまして、特に金銭管理に係る部分については、ご本人だけでなく、その高齢者を支えるご家族も関与されている場合が非常に多くございますので、このような個別対応とさせていただいているところでございます。

ただし、高齢者のスマホ教室について、令和6年度も新たに教室を拡充して実施するなど、今後も高齢者がスマホに抱く不安感などを払拭しまして、生活の質の向上や介護予防体操なども取り入れながら、楽しく教室に参加いただけるように実施してまいりたいと考えてございます。

○澤田委員 今現在でも個別の要望に対して対応してくださっているということで安心いたしました。今後とも、キャッシュレス決済等も、やはり一度やってみればというか、やり方が分かれば、高齢者の方のさらなる利便向上にもつながると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

最後になりますけれども、先日、小池都知事が記者会見で発表した、東京都独自のデジタル地域通貨プラットフォーム、仮称「Tokyo Tokyo Point」についてお伺いします。

都は、飲食店やスーパーなどで都内加盟店でのポイント付与に加えて、健康づくりやセミナーなどのイベントに参加した際にもポイントが付与される、各種給付・施策推進に向けたインセンティブとしての活用も考えているとのこと。基礎自治体の幅広い分野の行政サービスの向上や、総合的なポイントシステムも視野に入れて、都庁だけでなく、品川区を含む都内自治体も巻き込んだ大きなシステムづくりにつながっていくと予想されますが、こちらについて、現在、東京都から都内自治体に対して何か情報が示されているのか、また現時点で区としてあらかじめ準備しておくことがあるのかなどについて、対応状況などをお聞かせください。

○横田情報推進課長 現時点で、仮称「Tokyo Tokyo Point」の詳細な情報は把握しておりません。区といたしましては、これまで、都のスケールメリットを活かしたデジタル地域通貨の実現について要望してきたところでございます。引き続き、東京都あるいはGovTech東京の動向を注視しながら、また、区が実施予定のデジタル商品券の状況、他区の動向などを踏まえまして、デジタル地域通貨について検討を進めてまいります。

○澤田委員 今はまだ特に情報の開示などはないみたいですが、今後導入されていくという可能性も踏まえて、それも考えて、ぜひキャッシュレス決済等の準備というものをしていっていただければと思います。

私からの質問は以上となります。ありがとうございました。

○まつざわ委員長 次に、横山委員。

○横山委員 私からは、63ページ、国際交流推進事業、67ページ、区民まつり経費、時間があれば73ページ、児童相談所移管推進事業についてお伺いいたします。

1 点目に、国際交流推進事業についてお伺いいたします。まずは、国際推進事業について補正の理由を簡単にご説明ください。

○勝亦総務課長 今回、減額補正してございますけれども、国際友好協会への補助金の減額でございます。内訳といたしましては、友好協会で実施予定でありましたオークランド市からのホームステイの受け入れ、それからポートランド市へのホームステイの派遣が実施できないということで、減額補正をしたものでございます。いずれも、先方の市で実施ができないと連絡があったため、中止してございます。

○横山委員 まず、あしたからなのですけれども、令和6年度の予算案を私は拝見しまして、時代においても区政においても転換期にある中で、新しい手法を活用しながら大規模な事業見直しを行い、時代に合わせた新しい策を様々打ち出すチャレンジ精神、行動力、スピード感が特にすばらしいと思えました。森澤区長、桑村副区長、新井副区長、伊崎教育長をはじめとする職員の皆さん、教職員の方々の日々のご努力に敬意を表し、心より感謝いたします。いつもありがとうございます。

本日から質問してまいります。全体的な予算のバランスとして、区内で勉強やお仕事をする外国人の方々や、外国人観光客の方々などに関する施策については、今後、世界を見据えての施策を増やしていくということが重要ではないかと考えていますが、区のお考えをお聞かせください。特に国際交流の推進については、現在、区は姉妹友好都市との交流、多文化共生に関わる事業などを実施していますが、さらに東アジアにおける平和維持のために、アジアの国々との交流を促進していくことや、将来的にはアメリカ、オーストラリア、インドなども含めて、区民同士、民間同士、様々なレベルでの交流を促していただきたいと考えています。

私は昨年7月、総務省と自治体国際化協会による第17回自治体国際交流表彰を受賞された団体における国際交流事例を紹介したオンライン交流セミナーを聴講いたしましたので、幾つか事例をご紹介します。

埼玉県川越市は、これまで海外姉妹都市派遣事業に参加した生徒を対象にアンケートを実施し、派遣経験がその後のキャリアに及ぼした影響などの調査結果をまとめて、翌年、中高生シンポジウム2021をウェブ開催して、現在、グローバルに活躍する先輩をパネリストに迎えて、未来を担う中高生に向けたキャリア形成や多文化共生意識の重要性を発信しました。海外派遣で終わらず、過去に姉妹都市派遣事業に参加した市民の経験を次の時代の国際感覚の醸成やキャリアアップに活かすための仕組みづくりがなされています。さらに、これまでの成果を調査によって振り返ることで、知見の蓄積や人脈づくりなど、今後の活動にもつなげています。また、学校推薦による派遣生の仕組みを公募に変えることで、志ある多くの若者が参加できるように門戸を広げています。

また、大阪市では、地域の交流拠点としてメインストリートに注目し、姉妹都市提携をしているシカゴ市やメルボルン市と、人材交流や技術交流を目的とした姉妹ストリート協定を締結しています。メルボルン市からは、スワンストンストリートの空間再編を主導した都市デザイナーを招聘するなど、姉妹都市ストリート交流の今後の展開について協議を行いました。シカゴ市においては、姉妹ストリートの記念碑を設置するセレモニーが行われ、大阪市の職員の方々が参加しました。ザ・マグニフィセント・マイル協会、ワールド・ビジネス・シカゴを大阪に招聘し、同団体の講演会を実施するとともに、大阪市、メルボルン市、シカゴ市の姉妹ストリート連携3都市会議を開催しています。姉妹ストリート協定締結都市の知見を基にした民間主体による外縁の再整備や、多くの市民が来場する御堂筋のイベントでの海外ストリートのPRなど、市民・民間団体と連携した取組を行っており、今後はパリ市のシャンゼ

リゼ大通り、ニューヨーク市のブロードウェイを加えて、5都市による世界ストリート国際会議の開催を目指しています。規模として対等とされるシカゴ市・メルボルン市と交流しながら、どこの都市・まちにもあるメインストリートを軸に、人が交流する場所、空間としてのストリートに着眼した、テーマ性のある交流事業を進め、都市計画の上で有意義な協力が図られている点が個性的で先進的であり、ほかのモデルになり得る点が評価されていました。単に交流するのではなく、人中心のストリート、完全歩道化、空間再編といったまちづくりの理念や施策に連動させた国際交流となっています。また、最初の5か年計画で終了することなく、今後も海外大都市の道路管理者との連携・拡大を目指しているということでした。

こうした先進的な事例を調査いただきながら、より効果的に多文化共生理解の促進や国際交流事業の前進につなげていただきたいと要望いたしますが、区のご見解をお聞かせください。

また、2点目なのですが、区民まつり経費についてお伺いいたします。補正の内容をご説明ください。

○勝亦総務課長 国際交流の推進でございますけれども、各国の文化や歴史、それから我が国の経済といったものの、関心が高まっている中で、お互いに尊重し合う多文化共生社会を実現していきたいと、区としては考えてございます。そういった中で姉妹都市以外との、国や都市との交流といったものも重要だと考えてございます。交流都市以外にも、区内にアジア等々の大使館、インドネシア、タイ等ございまして、これまでも様々なイベント等に参加いただいたりする中で交流を図ってきてございます。今後も様々な交流を図っていくために、今頂きましたような情報収集に努めて、国際交流の発展に努めてまいりたいと考えております。

○宮澤地域活動課長 区民まつりの減額の理由でございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症対策ということで手指消毒剤を予算計上していたところでございますけれども、5類移行に伴いまして、執行しなかったものでございます。

○横山委員 国際交流の部分なのですが、昨年12月、区議会の日華議員連盟で台湾を視察しましたが、意見交換を通して、品川区在住・在勤・在学の外国人や外国人留学生との交流の可能性について、様々、学びや気づきを得ることができました。そこで今後、ホッケーを通じたオークランド市のスポーツ交流に加えて、例えば地域の多文化共生の拠点として、○美術館や品川歴史館と、海外の美術館や歴史博物館、そして芸術大学などとの情報交換など、文化をテーマとした交流をスタートしたり、将来的には学芸員の招聘・派遣等を実施してはいかがでしょうか。また、モンゴル高専との科学技術交流事業では、モンゴルからの日本人・日本企業の評価として、日本人・日本企業はよく時間を守るといった点が挙げられると思いますが、ほかのアジアの国々と比較して、日本人・日本企業は仕事が丁寧なため、組織内で稟議を通すために契約や決済までに時間がかかったり、スピードが遅いというお話もお伺いしています。新たにスタートする情報通信業は、特にスピードが求められると思いますが、日本人や日本企業が海外から評価されている正確さや信頼性のある程度維持しながらも、海外とのビジネスの時間の感覚などを知ることができるなど、多文化共生の学びの機会につながっていると考えています。現在、区内在学の留学生や外国人介護人材、モンゴル高専卒業生から、例えばアンケートなどで多文化共生理解に関する意見をお伺いして、区政に反映したり区内のイベントに協力していただくなど、品川区国際友好協会との連携を深めることのできる機会はありませんでしょうか。現状について教えてください。

区民まつりについては、2月20日に気象庁が6月から8月の夏の天候の見通しとして、暖かい空気

に覆われやすいため、気温は全国的に高いということを発表しています。これからの開催について、熱中症警戒アラートが発表される時期における工夫が必要となると思うのですが、今後の区民まつりの在り方について教えてください。

○勝亦総務課長 現在、実施しております交流以外にも、文化、スポーツ、教育等、いろいろな交流の形があると考えております。そういった中で、在住の方や、今、区にいらしている人材といった方々からの意見を、積極的に様々な手法を使って取り入れて、国際友好協会との交流につなげてまいりたいと考えてございます。具体的には、LINE等を配信してございますので、そういった中でアンケート等を取っていただければと考えてございます。

○宮澤地域活動課長 区民まつりにつきましては、青少年対策地区委員や町会・自治会が実行委員会形式という形で行っております。その中で、熱中症対策というところに関しましても、今年度も10月に時期をずらして実施してございます。次年度につきましても、開催の時期をずらしたり、開催時間を3時以降などに遅くするというふうに検討を進めていると、実行委員会から聞いているところでございます。そういったところを含めまして、円滑にできるように支援していきたいと考えているところでございます。

○横山委員 国際交流の方はぜひ様々な、力を入れていただきますよう、引き続きよろしく願いいたします。

また、区民まつりにつきましても、いろいろな夏の天候があるかと思いますので、ぜひ様々な手法の工夫を、10月の開催の情報なども皆さんに周知していただきながら工夫をお願いいたします。

○まつざわ委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 私からは、85ページ、水辺利活用事業、89ページ、しながわ水族館リニューアル経費、ともにマイナス補正でありますので、内容をお聞きしながら、また関連して伺ってまいりたいと思います。

まず初めに、85ページの水辺利活用事業から伺ってまいります。マイナス600万円ということでのマイナス補正となっておりますが、理由を含めて内容をお知らせください。

○北原河川下水道課長 こちらの事業についてですが、東海橋船着場が東京都の防災船着場に位置づけられておりますが、災害時の夜間に利用するには照度が不足していることから、照明機器および非常用電源機器を整備するものでございまして、照明機器は設置できるものの、非常用電源機器の製作に時間を要することから、一部の工事を来年度実施することとしたため、減額としているものでございます。

○新妻委員 内容を確認させていただきまして、マイナス補正とはなったものの、しっかり来年度に行っていくということが確認されました。目黒川に係る整備かと思えます。

水辺利活用に関連いたしまして、ここで栈橋の整備について伺わせていただきます。昨年11月建設委員会の所管事務調査では、水辺の活用についてを取り上げ、その際に、(仮称)水辺利活用推進計画についてご説明いただきました。品川区の水辺のさらなる魅力向上、にぎわいの創出を目的としているということで、今後、整備していき、この計画は来年度、令和6年度の策定に向けて検討を行っているということでございます。品川区が一層、また水辺利活用に向けて力を入れていることが分かります。

そこで、栈橋の整備について伺います。現在、勝島運河の浜川ポンプ場近くには、老朽化が進んでいる栈橋が設置されております。まず、この栈橋がいつ設置されたのか、また、ここは区有栈橋ではないと思いますので、所有者が誰なのか、経緯等をお知らせいただきたいと思います。

○北原河川下水道課長 こちらの栈橋についてですが、民間が設置した非動力専用の栈橋ということ

で、平成18年に設置して、現在、18年が経過していると認識してございます。

○新妻委員 この栈橋を使って、東品川海上公園等も含めて、カヌーやEボートを使って水辺と親しむイベントを行ってくださっている団体がありますが、この方々が少し補修しながら活用しているとのお声も聞いております。勝島運河周辺は、令和8年度に向けて人道橋の設置が進んでおりまして、また翌年には花海道の整備も進んでいます。現在、東京都の事業ですけれども、立会川周辺の浸水被害軽減に向けての事業も進んでおり、これからしっかりと整備が進んでいくと、水もきれいになってくる、浸水対策も整えられてくるというエリアになってくると思いますが、人道橋の設置が進んでいる現在、この計画と併せて、この栈橋につきましても、品川区ができることをぜひお取組を頂きまして、改修を視野に入れて検討していただきたいと思いますが、見解を伺います。

○北原河川下水道課長 お話を頂いた栈橋については、先ほどもご説明したように、民間の栈橋になるのですが、地元からも現在相談を受けているところでして、まずは設置した経緯をもう少し詳しく調べたり、活用状況、老朽化の状況等の確認を進めているところであります。今後も地元関係者の意見も伺いながら、また関係部署とも調整を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○新妻委員 具体的にお願いしたいと思います。

私も水辺議員連盟として、また水辺の活用に力を入れたいと思っております。今日のご発言がありませんが、渡辺議長と共に、またこういうお声も一緒に頂いておりますので、ぜひ推進していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、しながわ水族館のリニューアル経費につきまして、こちらマイナス補正で少し金額が大きいこともありますので、この内容をお聞きいたしまして、スケジュールへの影響を伺います。

○高梨公園課長 最初に、マイナス補正の、減額補正の内容についてでございますが、まず、しながわ水族館リニューアル経費といたしまして、基本設計の事業者が令和5年10月に確定いたしました。その後、事業者が決まったことで、設計業務の全体工程が明らかになったことにより、今年度実施する業務の執行見込みに合わせて減額補正をするものでございます。

もう一つは負担金の減額でございますが、こちらについては、現在のしながわ水族館の運営において入館者数ですが、当初計画していた入館者数を上回り、収入増が見込まれるために、それに合わせて減額補正をするものでございます。最初のリニューアルに関しましてですが、減額補正を致しますけれども、その業務を来年度予算に計上して行うこととしておりますので、全体工程に与える影響はございません。

○新妻委員 スケジュールへの影響はないということを確認いたしました。皆さんも大変期待しているリニューアルでありますので、着実に進めていただきたいと思います。

先ほどは勝島運河の栈橋についてお聞きいたしましたが、しながわ水族館の駐車場方向には、品川区の勝島南運河に区有施設の栈橋がありますので、この栈橋としながわ水族館の関連性について伺ってまいります。

本年度、品川区は、(一社) Tokyo Sea Tripと共催いたしまして、昨年11月から12月にかけて、屋形船と観光船での、区内の水辺を中心としたコースを運行する、しながわクルーズを実施いたしました。そして、しながわ水族館に隣接しているこの栈橋も、そこから乗れるようになっておりましたけれども、この内容につきまして改修が予定されており、それは本日は所管外ですので改めてといたします。この関連につきましては、現在の栈橋は入り口から低い位置に設置されておりまして、日常は見えないようになっています。水族館から栈橋までが分かりにくい状況になっているのですが、現在、このリ

ニューアルに併せて、この棧橋と水族館の位置関係等々も含めて、区民の方がより親しみやすい、分かりやすい設計を進めていただきたいと思いますのですが、今現在の検討状況をお知らせください。

○高梨公園課長 しながわ水族館のリニューアルに際しましては、現在ある船着場を改修するかどうかというところは置いておいても、今ある資源をしっかりと活用して、水辺からの集客といったところもしっかりと検討していこうということを考えてございます。現在、基本設計の中で、具体的な動線等々を検討しているところでございますが、やはり今の水族館からすると裏手側のように見えてございますので、リニューアルに際しましては、訪れる来館者の皆様に、海からのアクセスもしっかりあるのだといったところが分かりやすく広報できるような形で検討を進めてまいりたいと思います。

○新妻委員 ぜひよろしく願いいたします。

昨年、建設委員会で議会報告会をさせていただきましたときに、水族館リニューアルをテーマにいたしました。たくさんのご意見を頂きました。そこに来られた方が、まずそこに来るという認識があったにもかかわらず、品川駅の駅前の水族館だと認識されていたという方もいらっしゃいましたので、しっかりその区別がつかますように、そこはぜひお願いしたいと思いますし、また家族連れではない、お一人様でも水族館に親しめるというテーマも頂きましたので、ぜひそういうことも検討していただきたいと思います。併せて、区民の声をどのように反映させていただけるのか、お伺いいたします。

○高梨公園課長 しながわ水族館のリニューアルに際しましては、品川駅の水族館と混同されることのないよう、しっかりと独自性を出してリニューアルしてまいりたいと考えてございます。

そのためには、やはり区民の方からもしっかりと誇りと思える水族館としたいと考えてございまして、現在の水族館でも区民アイデアを基に展示のアイデアを取り入れていますけれども、新しい水族館においても、区民から展示についてのアイデアを募集して、それを展示に活かし、区民の方々と一緒に水族館をつくってまいりたいと考えているところでございます。

○まつざわ委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時05分休憩

○午後1時05分再開

○まつざわ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。おぎの委員。

○おぎの委員 本日より予算特別委員会ということで、昨年行った全区民アンケートでは様々な要望が集まったと思いますが、品川区が行う事業の必要性や予算は見合っているのかといった基本的な観点から、気になった事業内容や進捗について幾つかお聞かせいただければと思います。これから数日間、どうぞよろしくお願い致します。

本日、私からは、補正予算73ページの児童相談所開設準備と児童相談所移管推進事業、83ページ、河川管理費についてお聞きします。

まずは児童相談所開設に関してです。今年10月の開設に向けて、現在、開設準備や都からの移管が着々と進んでいると思います。私も今年1月に施設の見学に伺いました。建物を利用するほかの区民の方との動線を考慮した設計や、保護された子どもたちが、それぞれの年代に合った生活ができるように、様々な配慮や工夫がされていると感じました。また、自室などの居住空間は男女別々のユニットですが、食事やリビングなどは一緒になっており、異なる性別の兄弟が保護されても顔を合わせる機会が多くあ

るのは、特に保護された直後など、心細いときに不安を和らげることができて、とてもいいと思います。職員体制を整えて、24時間対応できるようにするとのことですので、まずは職員の配置と運営体制についてお伺いします。

先日配付された行政評価シートを見ますと、専門職を80人確保するのが目標で、既に55人確保しているようですが、専門職とはどういった方々でしょうか。また、10月開設までケース引継ぎで、現在ある東京都品川児童相談所に職員を派遣して引継ぎに当たるとお聞きしましたが、現在の施設からの職員の異動はないのでしょうか。また、保護された子どもが何らかの日常的な医療的なケアが必要な子どもだった場合の受入れ体制は整っているのでしょうか。また、医療機関や学校、警察などとの適切な情報共有や協力体制などは整っているのでしょうか。

以上、4点お伺いします。

○長谷川児童相談所開設準備課長 児童相談所に関連する質問を4点ほど頂きました。順次、お答えさせていただきます。

まず80人の専門職の内訳ですけれども、主に福祉職、心理職、それから医師、保健師、看護師等の専門職の配置を想定しております。

引継ぎに際して異動はあるのかといったところですが、現在、開設に向けた準備として部門で職員の配置を行っておりますが、通常の庁内のジョブローテーションの中で異動というものはあり得ることだと思っております。

続きまして、医療的ケアの子どもへの対応につきましては、児童相談所の一時保護所においては、専門的な治療を行う職員あるいは体制というものが整っておりませんので、そういった場合には障害児施設等の利用を検討するといった状況でございます。

最後に学校等との連携といったところになりますけれども、児童相談所に係属する子どもが18歳未満のお子様になりますので、教育委員会との関係性は非常に重要だと捉えております。また、教育委員会のみならず、保健機関や、あるいは外の警察署、検察庁、裁判所などとも、今、積極的に情報交換を行っているといった状況でございます。

○おぎの委員 様々な専門の方が子どもたちに寄り添っていただけると聞いて、心強いです。

また、医療的ケアが必要な子どもの受入れや、あとほかの機関との連携構築なども、より一層進めていていただきたいと思います。

続いてお聞きします。保護される子どもの背景には、様々なケースや難しいトラブルがあると思いますが、保護される子どもの定義とはどのようなもののでしょうか。また、子どもや家庭の相談を受け付ける手順や、問題解決のためのケース管理プロセスなどはあるのでしょうか。最後に、様々な深刻な問題に直面する職員の方の心理的な負担に対してのケアは、どのように考えられているのでしょうか。

以上、3点お願いします。

○長谷川児童相談所開設準備課長 児童相談所に関連する3点の質問を頂きました。順次お答えさせていただきます。

まず子どもの定義というところになりますけれども、児童福祉法上の子どもになりますので、18歳未満ということになります。

それから、子どもやケースへのプロセスといったところに関しましては、様々な通達のほか、児童相談所の運営指針というものを国が発出しておりますので、その中の手順に沿って対応することになるかと思いますが、また個々のお子さんの抱えている状況やご家庭の状況に応じて異なってきますので、

その都度、所内で援助方針会議や受理会議等を経て、方針等を決定していきたいと考えているところでございます。

最後に、職員の心理的ケアというところになりますけれども、当然、かなり対応に難しさを感じる場面が多くあろうかと思えます。全庁的な支援体制である看護師の活用はもとより、所内におきましても、所長や児童相談課長をはじめ管理職のケア、あるいは同じ係にいるスーパーバイザーのケアといったところを中心に行っていくと同時に、支援者支援の立場で、ケアする人間のケアということも注視していきたいと考えています。

〇おぎの委員 昨今、全国各地で悲しい児童虐待の報道を目にします。今回は品川区独自の児童相談所開設ということで非常に注目されています。子どもにとって身体的・心理的に安全な生活環境の確保とともに、周りからの愛情を受けて成長し、最大級の可能性が発揮できるようサポートしていただけたらと思います。どうぞよろしくをお願いします。

続きまして、河川管理費についてお聞きします。今回、補正予算で河川管理費は全般的に下がっています。事業見直しや変更などでしょうか。様々な理由があると思いますが、まずは理由をお聞かせください。

〇北原河川下水道課長 減額になった主な原因ですけれども、主には、目黒川でしゅんせつ工事、支障物撤去工事を行おうと当初予算時に考えていたのですが、建設局が行う工事と競合したため、規模を縮小して実施した等の理由によります。

〇おぎの委員 また、立会川の水質浄化機器運転費が、令和4年度にリースから買取りになったと資料にありましたが、そういった変更はよくあるのでしょうか。また、水質浄化の状況についてお聞かせください。

〇北原河川下水道課長 こういった変更はよくあるものではないのですが、下水道局の立会川幹線雨水放流管事業の通水時期が、当初令和3年度と言っていたものが令和9年度に変更となったというのを鑑みまして、どちらが費用的に安くつくのかというのを確認したものでございます。

水質についてですけれども、これを設置した平成20年以降、水質がある程度保たれていることから、効果があるものと認識してございます。

〇おぎの委員 目黒川、立会川、どちらも東京湾に注ぐ最後のところが品川区になっており、上流域の区や東京都にも様々な協力を仰ぎたいところですが、水辺のまち、品川区として、区でできることを根気よく続けていっていただきたいと思えます。

質問は以上です。

〇まつざわ委員長 次に、えのした委員。

〇えのした委員 私からは、75ページのベビーシッター利用支援事業についてお伺いします。

こども家庭庁は先月、2月13日、企業の従業員向けのベビーシッター券70万枚を発行。割引券1枚2,200円で、2024年度予算の1.8倍だと話題になりましたが、品川区でも未就学児の一時預かり利用支援、ベビーシッター利用支援事業を実施しており、子育て支援は区としてもとても重要な施策です。事業概要をお知らせください。

〇石井保育支援課長 本事業は、日常生活上の突発的な事情やリフレッシュ等の目的により一時的に保育が必要となった保護者などに対して、ベビーシッターの利用料の一部を助成して経済的な負担軽減を図るものでございます。令和4年度より、東京都の補助を受けて実施してございます。

〇えのした委員 そこでお伺いします。令和5年度の予算が4,500万円で、補正予算が1

億7,120万円と、3.8倍以上の補正予算になっておりますが、当初予算の考え方をお知らせください。

○石井保育支援課長 令和5年度当初予算の算定に当たっては、令和4年度前半部分の実績に基づいて4,500万円としてございます。実際には令和4年度年度後半の伸びが著しく、令和4年度は170名程度の目標を掲げておりましたが、実に1,000名以上のご利用がございました。当初予算の算定時にはそこまでの状況が想定されず、今回の補正予算となったものでございます。

○えのした委員 確認が取れました。当初は170名程度の見込みが、5.8倍以上、1,000名の利用と、実績やニーズの高さが伺えました。

こちらの財源は、先ほどのとおり東京都の予算からで、大変ありがたく、また10分の10となっておりますが、もし今後打ち切られた場合には品川区の自主財源での予算化が可能なのか、方向性をお知らせください。また、東京都に対して予算要望はされているのか。されていない場合は要望いたしますが、区のご見解をお知らせください。

○石井保育支援課長 令和5年度においては、当初予算および補正予算を合わせて2億円を超えるものでございます。東京都が本事業を終了した場合については大変な財政負担となってしまうため、区としても、特別区長会が取りまとめております令和7年度東京都に対する予算要望事項として上げさせていただいているところでございます。

○えのした委員 ぜひ、引き続き東京都の予算の確保に期待しております。

続きまして、ベビーシッターの確保についてお伺いします。実績を踏まえると、ベビーシッター利用支援は非常にニーズが高まっておりますが、ベビーシッターの人数は現状足りているのでしょうか。また、育成や増員も含め、現状と方向性をお知らせください。

○石井保育支援課長 ベビーシッターの人数につきましては、現在、利用者の方々からも十分でないというお声を頂いております。東京都にも確保策について確認させてもらっていますが、本事業に従事できるベビーシッターの増員に向けて、例えば夜間や土日も含めた研修の実施などを柔軟に行う等、確保策に努めていると聞いてございます。

○えのした委員 区民の方から十分でないとお声があるとのこと、研修の実施も含めて優秀なベビーシッターの育成と増員を要望いたします。

ベビーシッターの利用は現状、日常生活の突発的な事情や社会参加等により一時的に保育を必要とする方、保護者の残業や病気、自己実現、学校行事等、幅広い理由が対象となっており、対象時間帯も24時間365日、利用限度は児童1人につき年度当たり144時間。全て利用すると、これは午前中の上限を1時間2,500円として年間36万円の補助。双子など多胎児の場合は児童1人につき年度当たり288時間と、大変すばらしい制度と認識しております。

ですが、一方で対象者は、0歳から5歳児の保護者となっており、小学校低学年や病児にも現実問題として必要だと考えます。また、学級閉鎖、日曜・祝日などお休みの日に仕事の方もいらっしゃいます。先月の文教委員会では、病児保育施設における委託費の返還対応について、対象となった施設での病児保育事業は、クリニックより事業停止の申出があることから廃止を検討するとあります。この施設は地元の武蔵小山でもあり、地域の利用者の方は困惑しています。それに品川区では、病児施設が現状4施設のところで、廃止になると3施設に減ってしまいます。このような現場の背景を踏まえて、病児保育施設にとらわれずに、ベビーシッターも含めた様々な預け先を進めていくことが重要だと考えますが、区のご見解をお知らせください。

○石井保育支援課長 病児保育ができるベビーシッターですけれども、まだ数はたくさんあるわけではございませんが、そういった事業者もごいます。本事業に関しましては、そういったベビーシッターの事業者にも活用していただけるものでございますので、区としてもこういった助成を利用していただけるようにPRしてまいりたい。そういう中で、病児保育施設に限らず、様々なニーズにお応えできたらと考えてございます。

○えのした委員 ご説明ありがとうございます。病児保育施設の設置、また本事業のPRの拡充も要望させていただきます。

先日、地域の保護者の方から、「ベビーシッター利用支援事業を、子どもが小学生になってから知りました。共働きで、お互いの両親も区内在住ではなく、何かあった際に気軽に子どもの預け先がなく大変苦労した。リフレッシュにも利用できる事業を知っていれば利用しなかった」との声が寄せられました。私もその当時、子育て中にこのような事業があれば、妻のためにも利用してあげたかったとの思いがあります。周知方法についてお知らせください。

○石井保育支援課長 現在、区のホームページや各種刊行物、しながわこどもぼけっと、産後ドゥーラなど、連携した周知を行ってございます。また、妊娠届を出された方向けに、ご案内のリーフレットの配布等もしてございます。

○えのした委員 妊娠届出のタイミングなど、周知・啓発されているとのこと、確認が取れました。

昨年の10月20日ですか、妊娠・子育て中の保護者と小中高生の子どもたちを対象にした新しいアプリ、しながわこどもぼけっとも配信されており、私も確認しましたが、大変評価しております。引き続き、さらなる拡充を期待しております。

人材バンク、人材マッチングアプリ等を利用した仕組みづくりはどうお考えでしょうか。品川区のお墨つき、許可、公認など行政が担当しているなら、区民は安心してベビーシッターを利用できると思います。ご見解をお知らせください。

○石井保育支援課長 ベビーシッターのマッチングサービスが多様にある中で、安心してご利用いただけることについては大切であると考えてございます。

ベビーシッターにつきましては、法令上、認可外の居宅訪問型保育事業という形になりますので、本年10月より児童相談所を開設した後は、品川区に事業者の指導監督権限が下りてくるところでございます。そういった状況も踏まえまして、まずきちんと指導・監督できるような体制を整えていくことが肝要だと考えてございます。

○えのした委員 先ほどもありましたが、児童相談所が開設された後は、国からも指導・監督権限が下りてくるので、そういったことを踏まえて対応していただければと思います。

また、区内に待機型として拠点があれば、保護者の異動があっても、コストを抑えた病児保育、保護者の自宅療養が可能になるのではと考えますが、区のご見解をお知らせください。

○石井保育支援課長 待機型の拠点施設といったニーズ等もあるところでございますけれども、例えば実施スペースの確保や、あと、そもそもやはり先ほども申し上げたとおり、ベビーシッター全体の確保といったことで課題があると考えてございますが、今後も様々な子育てのニーズに応じていけるように体制を整備してまいりたいと考えてございます。

○えのした委員 そうですよね。スペースの確保にベビーシッターの確保等、様々な課題があるようですが、一つずつ丁寧な課題の解決を期待しております。区民の方への安心安全な保育、また子育ての負担を軽減できる事業の安定と拡充を要望して、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとう

ございました。

○まつざわ委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 89ページの応急活動対策費に関連して、災害時のペット同行避難および同伴避難、そしてキッチンカーについて伺いたいと思います。

能登半島地震を含めて多くの災害を通じて、防災対策の強化はスピード感が必要だと思います。能登半島地震は元旦に発生しましたが、最終補正では防災対策への追加補正は見当たりません。新年度予算では様々示されておりますが、直ちに活かすという姿勢や具体化について、最終補正で追加は考えられなかったのか、伺いたいと思います。

○平原防災課長 最終補正で防災課の追加支出項目がないというようにお話でございませけれども、令和5年度予算につきましては、今回減額をお願いするものを除きまして、当初予算を着実に執行しているところでございます。また、能登半島地震で明らかになった課題などに対する事業につきましては、今、委員がご指摘のとおり、令和6年度当初予算案に計上させていただいたところでございます関係で、今回の補正で特に追加支出ということは考えていないところでございます。

○中塚委員 新年度予算でいろいろやっているというお話だったと思いますけれども、私が防災対策を、改めて全体を見たときに、特に計画の体系や、また再開発の対応がとても遅れていると思う、ペット支援と被災者への食事支援、キッチンカーについて伺いたいと思います。

まず、ワンちゃんを飼っている飼い主から、首都直下型地震のときのワンコとの避難生活がとても不安だと切実に訴えられました。自宅が倒壊し、避難生活となる中、ワンコをどこかに置いて自分だけ避難生活など考えられない。ワンコの命に自分は責任を負っているし、家族なのだから一緒にいたい。しかし、避難所でどんな生活になるか、日常からどんな準備や訓練をしておいたらよいか知りたいと話しておりました。人もペットも同じ家族ですし支援が必要ですが、現状どんな支援があるのか、どんな計画になっているのか、まずそのこと自体が当事者に届いていないと思いました。そこで、パンフレットの作成や品川区ホームページの充実を求めますが、いかがでしょうか。

同時に、被災地から繰り返しペット支援が言われておる中で、なかなかこの分野は進んでいないと私は実感しております。ペット防災計画がなぜ進まないのか、課題が何か、伺いたいと思います。

○羽鳥防災体制整備担当課長 ペット防災についてご質問を頂きました。

まず、飼い主の方の不安があるということでございます。そちらに関しては区としても認識しているところでございます。来年度予算につきましては、ペットを飼われている方、飼われていない方も安心して避難生活を送れるように、ペット防災、ペット同行避難に必要な備蓄というものも進めてまいるところで、今計画しているところでございます。

また、啓発についてですけれども、ペット防災、日頃からペット同行避難のために準備しておくことの必要性について、チラシを作成して啓発を行っているところでございます。また、「しながわ防災ハンドブック」に記載しているほか、しながわ防災学校においてペット防災をテーマにした啓発なども行っております。

また、ペットの対策が進まないというところでございますが、課題といたしましては、やはり地域の方の理解を得るというところで、ペットを飼われていない方や、動物が苦手な方、そういった方々の理解を得ていくところが1つ、課題かと感じているところでございます。来年度以降、避難所運営マニュアルの見直しも図ってまいりますので、そちらの動きと併せて、全ての避難所でペットの受入れができるような体制を整備してまいりたいと思います。

○中塚委員 地域の理解や、苦手な方の理解などが広がる必要があるとお話がありました。

まずは、飼い主や住民の声にしっかり向き合うことが改めて大事かと思います。私も話を伺いましたが、例えば家の中でも、玄関先で知らない人や物音がするだけで警戒するので、多くの方が行き交う避難所で過ごせるのか不安で仕方がない。犬の性格にもよるが、無駄ぼえが多い犬、全くほえない犬、すぐに飛びかかろうとする犬、人なっつきい犬、人と犬との関係、犬同士の関係など、犬の生活が違うから対応も一律にならないと思う。飼い主と一緒にワンコとの避難生活ができるのか。能登では犬は外だった。今、ほとんどの家が家の中で飼っている。玄関先に犬小屋はほぼない。ふだん、家の中なのに、避難生活が外とは、ワンコは過ごせるのか。そのほか、食事、排せつ、散歩、また薬と、多くの不安を訴えられました。能登の震災の際にも、車中泊でペットと飼い主が避難生活をするのが報じられておりましたけれども、ワンコも飼い主も体調や健康が心配です。やはり、一つ一つの声に対して、どう向き合っていくのか。様々な問題を整理して、例えば審議会なども立ち上げて、本格的にペット支援を体系立てて作成していただきたいと思いますが、改めていかがでしょうか。

○羽鳥防災体制整備担当課長 ペット同行避難に対する今後の対応についてですけれども、地域の皆様の意見を十分お伺いしながら体制を進めてまいりたいと思います。その1つの手法といたしましては、避難所運営マニュアルの見直しをする際に、避難所連絡会議の場で様々な意見をお聞きしながら、地域の方の理解を深めてまいりたいと考えております。

○中塚委員 地域の理解、動物やペットが苦手な方の理解も必要だと思います。併せて、ペットと人が安心して災害時に避難生活ができる計画の体系そのものを強めていく必要があると思います。

新年度予算では備蓄の話もありました。ゲージの備蓄の考えも聞きましたけれども、やはり備蓄計画と併せて、避難所での運営計画。どんな計画を持つのか、また各家庭でどんな準備や、まずどんなワンコの訓練が必要なのかといったことも明らかにして、当事者に伝えていく必要があると思います。

私は、保護犬の活動や被災地支援を行っているドッグトレーナーとの意見交換を提案したいと思います。ワンコのことを深く理解しているドッグトレーナーの意見は、とても実践的で力になると思います。私は、ノーズワークというワンコのイベントに参加しました。ノーズワークは、ワンコの主体性や自主性を引き上げる力があり、私も何度か参加しましたが、ワンコに見る見る自信がついてきて、お利口になっていく姿にとっても驚きました。既に獣医師会との意見交換はされているかと思いますが、こうした災害時の計画について、ドッグトレーナーとの連携も位置づけて、ペット支援を具体的に進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○船木生活衛生課長 まず保健所では、日頃からの犬のしつけやマナーにつきましては、犬のしつけ方教室ということを年2回開催しておりまして、約40人ぐらいの参加者の方を得ております。そうした中で、もちろんペットとの災害対策になりますと、犬もそうですし、犬以外の猫や、ほかの小動物もおりますので、例えば犬につきましては、確かに犬の特性や習性などをよく知っているドッグトレーナーの活用といったところもございますし、何分にも日頃からの災害時を見据えた訓練というか備えというところが大切かと思うので、この点につきましては、どういった専門家の活用が図れるかというところを、引き続き防災課とも連携の上、検討してまいりたいと思います。

○中塚委員 ぜひ、いろいろ進めていただきたいと要望したいと思います。

最後に一言、キッチンカーについての活用についても伺いたいと思います。熊本地震や能登地震でも、被災者に温かい食事の速やかな提供というのが何度も強調されているのに、なかなかうまくいっていない現状があります。安全で温かくおいしい食事を提供できるキッチンカーは、様々な使える資材だと私は

思います。ぜひキッチンカーの活用を、防災計画、防災対策に位置づけていただきたいと思います。地域防災計画にも反映していただきたいと思います。例えば災害協定を結ぶなどの具体化がよいかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○羽鳥防災体制整備担当課長 キッチンカーについてのご質問でございます。

今般の能登半島地震におきましても、温かい食事、栄養のある食事というところで、課題が出てきたところがございます。区といたしましても、様々、飲食業界の方と協力・連携して、そういった食事が提供できるように進めてまいりたいと考えております。

○まつざわ委員長 次に、ひがし委員。

○ひがし委員 本日はよろしくお願ひいたします。

私からは、ページは前後しますが、69ページ、自立支援給付事務の中の重度訪問介護について、そして71ページのすまいるスクール運営費についてお伺ひいたします。

最初に、自立支援給付事務の中の重度訪問介護についてです。今回の補正予算において、自立支援給付事務に3億2,348万4,000円の補正がついています。その中でも、重度訪問介護が1億7,556万円と多くの割合を占めています。

まずは、重度訪問介護費用が増額となった理由について、利用者が増えたのか、また利用人数は変わらないが利用時間が増えたなどについて、詳細が分かれば併せてお聞かせください。

○松山障害者支援課長 私からは、重度訪問介護の増額の理由につきましてお答え申し上げます。

当初、前年度実績の利用者35人を見込んでおりました。それが、令和5年12月末で利用者は5人ほど増加し、40人となっております。また、新規のご利用者の方におかれましては、主にALSなどの難病の患者の方で、これまで居宅介護のサービスを受けてこられました。機能低下によりまして、居宅介護に加えて生活全般にわたり、長時間にわたり介護が必要になり、重度訪問介護を利用された経緯がございます。

○ひがし委員 利用人数が35人から40人に増加したということ、またALSの方で居宅介護を受けていた方が重度訪問介護に移行したということで、利用の幅、そして金額も増えたということで理解いたしました。

現在、区長が公約に掲げられた障害者グループホームの整備に力を入れてくれていることは大変うれしく感じております。ただ、区民の方から、品川区第7期障害者福祉計画の素案における見込量について、居宅介護のサービスが他区に比べて少ないこと、そして特に重度訪問介護のサービスが、令和5年の実績、月間利用時間数6,282時間などに比べて、令和6年から8年の見込みが5,355時間から5,661時間と減ってしまっていることについて、見込みが少ないのではないかと、またグループホーム整備に対して在宅サービスが減らされてしまうのではないかとというような不安の声も頂いております。まずは、障害者福祉計画における見込量の算出方法について改めて伺います。

また、グループホーム整備についても進めてほしいと願う一方で、グループホームの整備だけでなく、在宅で過ごしたいと願う方々に対する支援、訪問介護等についても、サービスの向上に努めていただきたいと思います。在宅介護に対する今後の展開、区のお考えについてもお聞かせください。

○川崎障害者施策推進課長 では私からは、障害福祉サービスに係るサービスの見込量についてお答えいたします。

現在策定中の第7期品川区障害福祉計画、および第3期品川区障害児福祉計画におけるサービスの見込量は、コロナ禍の影響も含めまして、直近3年分と5年分の1人当たりの平均利用時間数を算出した

ものを対比して、より多いものを示しております。ですので、重度訪問介護につきましても、各サービス見込量と同様の算出方法に基づいて見込量を設定しております。

なお、サービスの見込量は利用量の上限値を示すものではありませんので、実際の個別支援におきましては、個別の状況に応じて必要なサービスを提供いたします。

○松山障害者支援課長 次に、在宅支援についての区の認識と今後の展開についてお答え申し上げます。

区といたしましては、地域で安心して生活するためには、在宅で必要な支援を受けられることが重要と考えております。今後もニーズや状況に応じまして、居宅介護や重度訪問介護など、在宅支援の充実に努めてまいります。

○ひがし委員 見込量は、数年の実績の平均値を出している、また少し多いほうを取っているということで、その点を踏まえて確認してみると、令和3年、令和4年が大体、利用時間数が4,393時間と4,475時間。そして、令和5年が少し増えています。3人増えた、人数はその分なのですが、全体としては6,282時間と、令和4年と5年のところがぐっと上がっている。なので、平均を出したときに、5,000時間程度となっているのかと理解いたしました。

計画に平均値を出すということは分かりましたが、区民の方々が、今年度の実績、令和5年の6,282時間というところと比較して、令和6年、7年、8年が5,000時間程度ということで、減っているということで不安を感じるということも理解できます。その点については丁寧に説明をしていただきたいと思えます。

また一方で、予算を見てみると、最初に質問をしたように、重度訪問介護について補正がなされ、新年度予算についても増加しています。計画では、令和5年実績に対して令和6年の見込量が減っているが、実際の予算は増えている。実績について、計画とうまく連動できていないのではないかと感じます。東京都によると、区市町村のサービス提供見込量を集計したものを参考に、都全体のサービス提供見込量を設定しており、障害福祉サービスの体制確保に努めているとあります。このように、区の見込量というのは都にも影響していきます。予算や実績と計画が連動するように、今後の計画の際には見込量の出し方について再検討していただければと思いますが、区の見解をお聞かせください。

○川崎障害者施策推進課長 先ほども申したように、直近3年分と5年分の1人当たりの平均利用時間数を算出したものに基づいて、対比してより多いほうを示していると。これは、23区、どの自治体も同じような方法で取ってはいるのですが、やはり実際の個別支援において、実績等を見ながら、またニーズに応じて、今後十分な支援量が提供できるように、体制は整えていきたいと考えております。

○ひがし委員 区民の方々がこの見込量を見て、何か不安だ、サービスが減らされるのではないかと、先ほどからご答弁いただいていますけれども、そういうことではなく、きちんと予算もつけるし、介護のところも力を注いでくれると理解いたしました。改めて、その見解で間違いはないでしょうか。

○松山障害者支援課長 委員のおっしゃいます、区民の方のご不安な気持ちは受け止めております。今後、策定予定の障害福祉計画の見込量を、事情が変わって超えたとしても、個別支援の中では必要なサービスについては支給してまいりますので、引き続きご安心してご利用いただければと思っております。

○ひがし委員 居宅介護訪問、重度訪問介護についても、支援についてさらに体制を整えていただければと思えますし、先ほどから言っていますように、見込量というところも、実績、また予算と連動さ

せるような形として示していただければ、区民の方々も安心、そして実績・予算ともに差異がないような形になるのではないかと思いますので、この点について改めて要望させていただきます。

また、事業者の実績等についても少し気になる点がありますので、この点については、また別の機会に質問させていただきます。

次のすまいるスクール運営費について質問いたします。すまいるスクール運営費のところ、先ほど間食の件が出ていました。7大アレルギーのところを抑止されているような間食を出していると認識しているのですが、今回、仕出し弁当をする際に、こちらではアレルギー対応なしとなっておりますが、この点、アレルギー対応なしにした経緯というところをお聞かせいただければと思います。

○藤村子ども育成課長 仕出し弁当はアレルギー対応を行わないというところですが、実際には、アレルギー対応までカバーしているお弁当の業者が見つからないというところが大きな要因でございます。

○ひがし委員 私はもともと看護師をしていたので、衛生の面やアナフィラキシーショックの件など、すぐ気になるので、その点について聞きたいと思っているのですが、その前に運営の体制について幾つか気になる点があると、また区民の方からも聞いております。すまいるスクールの配達の人数が、前は1人で配達していて、ランチルームの1階のところへ届けたというふうになっていると思うのですが、これから広げていくに当たり、もしランチルームがない場合、1人で配達できるのか、エレベーターなどがなくて階段で運ぶ場合、少しきついのではないかと声を頂いているのですが、配達を委託する際の人数というのはどのようにされているのか。また、すまいるスクールのスタッフが、ここに2名増員となっているのですが、この経緯についてもお聞かせいただければと思います。

○藤村子ども育成課長 お弁当の配達等のご質問でございますが、配達については原則1人ということで想定はしております。ただ、お弁当を頼んできた量によっては、少し増員ということも、業者での対応になってくるかと思っておりますので、その都度というところになってくるかと思っております。

また、お届けの場所なのでございますが、今回、第一日野小学校で試行実施した際は、ランチルームにお届けということだったのでございますが、こちらは、学校によってはこういったところへお届けするかというところは異なってくると思いますが、こちらは児童が口にしますので、衛生的にも温度管理などしっかりできる場所に運ぶようにしたいと思っております。

また、委託を2名増員というところなのですが、この方たちは基本的にお弁当の受け取りや配布というところ、また食事の際の見守りというところをやっていただくような形で考えております。

○ひがし委員 様々検討していただいているということを確認できましたが、今回はアレルギー対応なしということですが、もし万が一、間違っ、お弁当を頼んでいない人がお弁当を食べてしまったときなどにアレルギーが発生したときなど、アレルギーの対応として、例えばですけれども、エピペンの対応の指導など、学校でどのようにされているのかというところをお聞かせいただければと思います。また、その責任の所在というところ。この委託のところにかかってくるのか、学校側なのか、区なのかということも気になるというようなご意見がありましたので、併せて伺えればと思います。

○藤村子ども育成課長 間違ってお弁当を食べてしまった際の対応というところ、およびアレルギーが出てきてしまった際の対応というところですが、こういったケースに限らず、例えばすまいるスクールでけがをしてしまったなどといった際には、保護者の方に連絡する、学校に連絡する、また状況によっては救急車を呼んで対応といった形で、所定の対応の方法がございますので、適正に対応してまい

りたいと考えております。

また、責任の所在というところですが、お弁当を頼んだというところがありますので、保護者とお弁当業者の契約という形になっておりますけれども、その際の状況というところを見て、責任の所在というものを判断していくべきかと考えております。

○ひがし委員 今のお話を聞いていて、アナフィラキシーというのは、食べた後すぐに対応しないと、結構、身体に被害というか、もう本当に生死に関わってくる問題なので、見守りの方がいるということはすごく安心するのですけれども、アレルギーがもし発生したときの対応というの、事前から準備として研修等したほうがいいのではないかと思いますので、その点については再度確認させてください。

また、すまいるスクールで働く方々の負担を軽減できるようにというようなアンケート結果を見ました。また、昨年11月に行われた文教委員会の資料、議事録も確認しましたが、仕出し弁当を食べている方と食べていない方の部屋が分かれているなどという議事録も見まして、その対応、せっかく一緒に食べられる機会なのに分けてしまうというのもどうなのかと思ったのですが、その点について、区としてどのような対応を検討しているのか、聞かせていただければと思います。

○藤村子ども育成課長 アレルギー等についての研修というのは、日頃からそういった不測の事態についての研修はしておりますけれども、そちらについても今後、仕出し弁当が始まるということであれば、しっかりやっていきたいと思っております。

加えまして、部屋が分かれているというところなのですけれども、こちらは、アレルギーといったところを考慮して、しっかりやっていくために部屋を分けたところがございますので、今後実施していく中では、一緒に食べられたほうがというところはありますので、運用のところをしっかりと改善していきたいと考えております。

○まつざわ委員長 次に、つる委員。

○つる委員 38ページ、特別区民税、特別区財政調整交付金、49ページ、ベビーシッター利用支援事業について、関連して伺ってきたいと思います。

特別区民税につきましては7億円の補正ということで、近年ずっと税収増が続いてきております。所得階層別で見ると700万人以上の方々が11.5%、全納税義務者の中で11.5%の方が251億円、45.8%になる区民税を納めていただいておりますので、こうした品川区に流入してくる状況というのは、今後引き続き続いていくということは、いろいろな場所でご答弁等を含めてあるわけですが、今年度、令和5年度も、無償化、それから所得制限撤廃、これは来年度の予算の中でも多く含まれているわけですが、こうした施策展開等、人口動向の関係性や区民税収の増、またそれに伴う財政調整では、ジレンマなのかもしれませんが、そうした調整等が行われます。ここにつきましては別の部分で伺ってきたいと思いますので、いわゆる無償化や所得制限撤廃に伴って、これまで必要であった所得審査等がなくなるというのでしょうか、それに費やされていた業務の量や時間といったものがある程度軽減されるかと思うのですが、こうしたところの事務経費の負担軽減というのは、どの程度のものでしょうか。現状も含めて教えてください。

併せて、今、こうした税収増が続いているわけですが、引き続き、そうした収入増につながるような、誘引するような施策展開というの必要なかというところでは、来年度につきましては、子育て等を中心として、多くボリュームが新たなものとしてはついているわけですが、そうした方々が品川区に住み続けると、国や都の施策も含めて、18歳までは幼児保育の無償化に始まって、今後は高等教育、大学等の無償化も、国の施策として大きく進んでいこうと期待があるわけでありま

すが、18歳までは品川区に住んでいると、様々なタイミングにおいて、ライフステージにおいて、無償化等の恩恵が受けられる。ただ、その先につきましては、さらに品川区にとっても納税義務者になっていただきたいですし、地域においては担い手になっていただきたい。そして、これまで品川区を支えていただいていた現役世代や高齢世代の方々も住み続けることができる、こうした施策展開も必要になってくるということを考えると、いわゆる現役・高齢世代のウェルビーイングに資するような予算の使い方といったことも必要になってくると思いますので、先ほどの質問と併せて教えてください。

○遠藤財政課長 まず、いわゆる所得制限がなくなったことで事務がどのぐらい変わってくるかというお話だったと思うのですが、一個一個の事業について、どのぐらいの時間がこれにかかってくるのかを積算しているものではございません。ただ、どちらかという、いわゆる所得制限などの撤廃ですと、今まで出さなければいけなかったものを出さなくていいなどという部分で、区民にとってはかなりメリットが大きいものかと思っております。

一方で、区の負担といたしましては、基本的にやることは大きく変わらない部分と、いわゆる周知などという部分での、逆にインシャルコストの部分がかかなりかかってくるのかと思っておりますので、事務の部分ではそれほど変わらないかを感じているところでございます。

それから、現役世代へのというところでございますけれども、今回、子育て支援ということでお話を頂いて、その後、18歳以上というような形になりましたけれども、お子さんの支援というのは言わば現役世代への支援というところと両輪という形になりますので、今回の部分についても、引き続きその方が子育てを区内でやっていただくという形につながればいいと思っております。

○つる委員 子育て支援のところと現役世代のリンクする部分と、リンクしない世帯の方々もいらっしゃるわけでありまして。望んでお子さんがいるところと、いろいろな理由でお子さんがいらっしゃらない世帯。これは区民の中でもいらっしゃる。そういう意味での現役世代というところもあろうかと思っておりますので、そこも含めた施策展開というのは必要になってくるのだろうと思っております。

今現在、公明党としては大きなビジョンをつくらうとしている中で、その中の施策の一つとしてはベーシックサービスです。これは、代表質問等でもいろいろ引用させていただいておりますが、教育、医療、介護などの、人間が生きていく上で不可欠なサービスを全て無償化していくという方向性を、党としては志向・検討しているという状況があるわけでありまして、そうしたところもぜひ参考としながら、公明党としても自治体における政策提案等も今後していく予定もあろうかと思っておりますので、その際はぜひ積極的に参考にしていただきたいと思っております。

次に、品川区は、昨年の施政方針でも示されておりますけれども、区の施策の表し方として、幸福度、また満足度ということで、今年度も様々な形で進んでいるわけでありまして、今後、幸福の基準や、いわゆる家庭の位置づけということが、その価値観の転換が様々な形で必要になっていくと思っております。これは、男性・女性という言い方は私はあまり好きではないのですが、働いていただく方が多く社会に出ていかなければ成り立たない社会になっている。まさに、SDGsは今、推進中でありまして、持続可能にならない社会になってしまうという危機感の共有というのも、これは一方で必要かと思う中で、既にローマクラブが1972年に、成長の限界というところで様々な指標を示されて、今のままで100年後の世界はなくなるのだという警鐘を鳴らしたなどというようなことがあったり、また、今の幸福度などにつながっていく、同じ系譜といいたしましうか、その中では、例えば「カルバート・ヘンダーソン生活の質指標」というのがあって、これは当時はGNPでありましたけれども、そこには、いわゆる潜在的な労働、いわゆる市場を回っていく財や物、サービスの供給や提供などは評価されるのだけれども、

そこには見えてこないものについては反映されていない。それをしっかり反映する、いわゆる幸福度の指標化というようなことも示されていく中で、「カルバート・ヘンダーソン生活の質指標」を作成された一人の方でヘイズル・ヘンダーソンさんが、愛情の経済学という名前をつけて、これはいわゆる家庭の中の、様々な家事・育児等も含めた、介護も含めたこととなります。これは、70年代前半に、いわゆるGNPの数字に現れてこない、お母さんが子どもを一人前の大人へと大事に育てる作業、家族のために家事をする労力ということも含んだ全てというふうに位置づけているわけでありますが、こうしたところ。

ここについては、この間、ニュージーランドでしたか、施政方針では事例として挙げられておりましたけれども、アイスランドでもウェルビーイング・エコノミーということで、女性の首相がそういう施策展開を進めていっちゃったり、また、かつて2014年に、アメリカのカード会社だったと思うのですが、母の日にちなんで、いろいろな人にネットを通じて、こういう仕事があるのだけど君はやるかという面接をやって、ただ、この仕事というのは24時間365日、休日がなくて、ずっと立ち仕事でとか。冗談じゃない、そんな仕事があるのか、やれるわけがないじゃないかと言ったら、実はそれはお母さんの仕事なのだという動画がかつてあったと思うのです。今であれば、家庭の様々な潜在的な仕事を担う方という言い方になるのでしょうかけれども、そういう動画もあったりもしました。

こういう状況の中で、今回質問を準備する中で、これも2016年ですか、テレビドラマで、「逃げるは恥だが役に立つ」というドラマは記憶に新しい方もいらっしゃると思うのですが、家事労働の対価を明確にして、それをテーマにしたドラマだったかと思うのです。これは、機会費用法を活用して家事労働の単価を算出して、時間や日数などはいろいろ議論があろうかと思うのですが、家事労働が月額19万4,000円という計算を出して、例えば夫婦のみ世帯であればその2倍の金額が、どちらかが、男性か女性か分からないけれども、外で労働している人は収入が必要だと。そうでないと生活は成り立たないというような形で示された。こういったことをきっかけに、政府としても内閣府が毎年、1997年ぐらいからだったと思うのですが、こうした無償労働についても、貨幣化というか見える化をずっと続けてきているわけであります。

そうした中で、いわゆる私たちは今も含めてそうなのですが、こうして日中、仕事を外でしている。それは、誰かがそのバックヤードというか、その下でしっかりと支えてくれているからこそできる仕事という見方をするとき、今までの日本のありようというのは、そうしたものが全てコストオンされていた給与体系だったりするわけですが、今それが大きく変化してきているという課題がある中で、これはかつて森澤区長も、ご自身の幸福についての考えの中では、過剰な保護でもなく、適度な支援、サポートにより、一人一人のポテンシャルがしっかりと引き出され、自分の持てる力を発揮し自分のペースで自分らしく働いたり暮らすことができる状態ということで、ウェルビーイング、幸福について、それがそういうものなのだというところなのです。

そうした視点を含めると、まさに持続可能な社会、SDGsということで、品川区も今、一生懸命、推進していただいているわけでありまして、来年度についてはウェルビーイング予算ということで、それをまさに応援する予算が、別枠というか、特出しをして表現していただいているわけでありましてけれども、そういったことが持続可能になる社会をつくるためには、お一人お一人が持続可能な状態、いわゆるその方のウェルビーイングが維持されているという状況がすごく大事なのだという観点から、どこまでこうしたいわゆる家事労働というか無償労働、アンペイドワークと言いますけれども、こうしたところへの支援。これは、例えば先ほど挙げられましたベビーシッターについては、「理由を問わ

ず365日24時間使えます。年間144時間です」とあります。こうしたところも、まさに1つの見えない部分の家事労働に対する支援や、介護サービスを活用した部分であろうかと思えますけれども、まさに個人のウェルビーイングが維持できるような支援は、どこまで品川区が支援していくことが重要なのかということの問題意識として持ちましたので、今現在の品川区の認識を教えてください。

○佐藤企画課長 様々なご質問を頂きました。

順番にお答えさせていただくと、まず委員がご紹介の家庭での労働の捉え方と支援策というところで、国で定期的に調査しておりまして、女性が77.5%、男性が22.5%というところで、女性の比率のほうが圧倒的に大きいというところです。現在、区を取組といたしましては、まさにジェンダー平等による多様な生き方の選択を推進するというところで、周知啓発に非常に努めているというところ。あと、お子さんのいる世帯につきましても、産後の育児家事支援やオアシスルームの拡充、未就園児の定期預かりなど、様々やっているところで、家事労働に対する世の中の考え方や国の取組など、動向等も様々注視しながら、区民に求められる施策をしていくというのが、区としてまず捉えていくところだと考えております。引き続き、ウェルビーイングの実現に向けまして、区民から真に求められるサービス、これもエビデンスベースで、統計のデータやアンケートを活用したり、様々なデータを活用して、きちんとした根拠を持って、スピード感を持って施策を進めていくというところで、引き続き頑張っていきたいと思っております。

○つる委員 総論的な形でしか、なかなかご答弁は頂けないかと思いますが、今、既存のサービス、そしてまた、先ほど指摘させていただきました、いわゆる現役、そして高齢世代・世帯の方々の支援策というのが、先ほど言った認識から申し上げますと、やはり個人のウェルビーイングを維持することを支援するののかということが、区の責務としてもあるのかと思います。

その上で、いわゆる幸福というのは、何でもかんでも全てがかなって、パーフェクトに幸福ということではないのかと思うのです。例えば私たちは40人いますが、選挙というものを通して、本当に大変な思いをして応援していただいた方のおかげで、こうした立場があるということを考えると、やはりそういう努力や、何かに耐えるとか打ち込むといった、ネガティブな感情といいましょうか、そうしたこともあって初めて幸福を実感できるという部分もあろうかというところでは、そういう視点も、ウェルビーイングの施策を推進していくに当たっては必要な観点なのかと思います。

また、今現状、様々な形でしんどい状況が、本当に今、心の部分やメンタルのケアなどの施策も大きく拡充してきているわけでありましてけれども、今、どんなしんどい状況にあっても、品川区が背中をぽんと支えてくれて、共にこの歩みを進んでいけるような、そして一歩前進していけるような勇気もともに与えていけるように、施策展開を令和6年度もしっかりと、様々既にウェルビーイング予算としてつけていただいているわけでありまして、それをさらに、品川区だけではなくて全国に展開できるような、まさに全国の施策、また東京都、国を誘引するような施策展開をこれから期待したいと思っておりますので、また引き続き、あした以降、様々な提案をさせていただきたいと思っております。

○まつざわ委員長 次に、やなぎさわ委員。

○やなぎさわ委員 私からは、58ページ、ふるさと納税と、62ページの広報広聴費と、行ければ68ページの重度訪問看護をお願いします。

まず、ふるさと納税です。総務省発表によりますと、ふるさと納税制度に基づく自治体への2022年度の寄附控除額は9,654億円となり、3年連続、過去最高を更新したとありました。その一方で、都市部を中心に税収の流出は止まらず、23区では過去最高の826億円超、品川区でもふるさと納税

流出額は、全国でランキング19位、45億円という過去最高の流出額となりました。これは、今回委員長に就任されました、まつざわ和昌委員長が昨年一般質問のときに質問された内容でございます。サンプリング引用させていただきました。

これを踏まえて、今回、1,500万円から補正で1,629万円、そして次年度は9,000万円を予定しておりますけれども、この流れについてどのような経緯とございますか、こういった見込みで算出されておりますでしょうか。内訳を教えてください。

○堤坂税務課長 ふるさと納税の制度そのものについては、国に強く見直しを求めているところでございますけれども、その中で、そのままではいけないということで、制度を遵守した中で、前から「物よりこと」ということで体験型の返礼品に注力しているところでございますけれども、令和6年度はさらにそれを推進させるということで、様々な区内の事業者の方と、契約に向けた前向きな話を進めておりまして、さらに体験型の返礼品を増やしまして、流入額を増やそうとしているところでございます。

あと、補正の部分は、子どもの未来応援事業の分が増額になっているということで補正を組んだと認識しております。

○飛田子育て応援課長 こちらに載っています1,629万8,000円の充当ですが、これは子どもの未来応援事業ということでガバメントクラウドファンディングを行いまして、そこで予想を超える多大なご寄附を頂いたということです。こちらを充当しております。

○やなぎさわ委員 そうですね。まつざわ委員長の一般質問のときにも、地域の魅力を活かした特別な体験というのを、返礼品の充実として積極的に図っていくとおっしゃられていました。区内のところから、いろいろと今、相談というか、お話をしているということで、ぜひ私からも、体験型の、品川区にぴったりのアイデアがあるので提案したいと思います。

皆さん、今、一番稼いでいると言われている芸人、つまり一番人気があって勢いのある芸人をご存じでしょうか。それは、「さらば青春の光」というお笑いコンビでございます。これは、コンビのうちの一人の森田哲矢さんは、10年ほど前に関西から東京に進出してきまして、五反田にずっと住んでおります。個人事務所も五反田に構えておりまして、ユーチューブの登録者数は115万人、サブチャンネルを合わせると150万人以上が登録されていて、公開されている動画はほとんど100万再生を超える超人気の芸人です。その森田さんは大の五反田好きで、五反田をこよなく愛しており、五反田在住も公言されておりました、ユーチューブのロケでも頻繁に五反田周りをロケ地に使用しております、世間的に、五反田イコール「さらば青春の光」というイメージが大分、浸透しております。絶大な発信力もあるということで、例えば2020年には五反田振興組合からの依頼で、コロナウイルスの予防対策の周知のポスターのPR大使も務めております。昨年2月には五反田駅前商店会が開催した「モルックで五反田を元気に。」というイベントに森田さんがゲスト出演されまして、これは森田さんがモルックという競技の日本代表ということと、あと五反田バレーの会社周辺で実はモルックが密かなブームということで開催されたイベントで、これは3人1チームで編成されているのですが、これは100件を超える応募があったということで、非常に盛況だったと聞いております。優勝したチームが森田さんのチームと一緒に試合ができるといったこともありました。ということで、こういった本当に五反田、そういった方たちが返礼品としてこういったイベントに参加して、例えば、「さらば青春の光」とモルックの大会に出られるとか、初心者の方はモルックの教室に参加できるとか、五反田のグルメツアーをするとか、五反田の魅力について語るトークショーをやるなどといったことで返礼品とすると、体験もできるし、地方から来た方は五反田・品川周辺で泊まったり飲食をして、地域の魅力に触れることができ

と思うのですが、そういったことについて何かお考えがございましたらお願いします。

○堤坂税務課長 現在、体験型ということで話を進めているのが、例えば区内を拠点としたスポーツチームとのスポーツの体験や試合の体験、あと鉄道事業者のご協力を頂いた体験ツアー、あと、もともと大井競馬場のペア入場券というのは返礼品に入れてあったのですが、今、コロナの影響でストップしている状況でございます。これがまた復活するのと併せて、バックヤードの見学ツアーなど、いろいろな企画を考えているところでございます。

今ご提案の芸人の部分については認識不足で申し訳なかったのですが、その辺をいろいろと、どんなものか調査させていただいて、返礼品としてふさわしいものかどうかということ、研究を重ねてまいりたいと思います。

○やなぎさわ委員 「さらば青春の光」は、全国で今年も9か所、ツアーを行っていて、3万人を動員するツアーが即完売になるほど人気がありまして、本当に、森田さんというのは五反田に住んで、五反田で仕事をして、五反田でお金を落としているということで、非常に五反田の魅力を発信して、勝手に発信してくれている方なので、ぜひとも調べていただいて、うまくコラボしていただけると、我々も45億円のお金が流出してしまっているのを、これを何とかして食い止めたいと思っているので、そのためにもぜひ、こういった方を活用できればと思いますので、強くこういったことを要望してまいりますので、お願いいたします。

次です。では、62ページの広報広聴費でございます。品川区はケーブルテレビ品川の主要株主となっております。様々なイベントの動画撮影など、ケーブルテレビ品川が入って放送されていると思うのですが、例えばイベントの最中に、参加者、議員が何かは分かりませんが、もし問題発言や報道があって、それを確認したいというようなことが発生した場合、例えば区議会として、そういったものを確認というようなことを、ケーブルテレビ品川にお願いすることは可能でしょうか。

○辻広報広聴課長 ケーブルテレビの番組についてのご質問かと思えます。

ケーブルテレビでは、区で製作を依頼した番組、またケーブルテレビで独自で撮影しているものなど多種多様なものがございます。区は、撮影を依頼しまして、できた納品物はこちらに納品していただくということで、その後は場合によってはご相談に応じてできる場合もありますし、その前の状態ですと、まだ完全作品ではないので、ケーブルテレビで難しいという場合もあるかと思えます。

○やなぎさわ委員 できる場合もあるということで安心しました。やはり、何か問題が起きたときに、議会として確認して、声明を出したり処分を行ったり、いろいろそういった事実確認も必要になる場合もあります。ですので、一番は元の映像が必要ですが、なければ例えば音声や、音声が駄目なら文字起こし、もしくは、それでも駄目なら、こういった内容、言動がありましたか、イエスかどうかということだけでも分かるようにしていただけるとありがたいので、ぜひその辺、ご回答をお願いします。

○久保田企画部長 メディアのいろいろな規制がありますので、そういったことに対する対応は、やはり難しいところがあるのではないかと考えております。

○まつざわ委員長 次に、せお委員。

○せお委員 私からは、79ページ、出産・子育て応援事業についてお伺いします。

出産・子育て応援事業は、妊娠期から出産、子育てまで支援していく事業ですが、こちらに対して1億6,600万円余の減額補正となっております。この減額補正のご説明を、まずお願いいたします。

○若生健康課長 出産・子育て応援事業の減額の理由でございます。

こちらの事業は、事業の仕組みとして、電子クーポンでの支給ということになっております。この電

子クーポンが、実際には予算執行のタイミングとしては、個々の利用者が実際に専用サイトでクーポンを使用して、その使用が事業者に行きまして、取りまとめて、遅れて区に請求が来るという仕組みになっているという仕組み上の問題で、当初の数か月は請求がなかったものですから、それがずれ込んでいったという事情で、大きくはその理由で、かなり残額が出ているというところでの減額になります。

○せお委員 理解できました。ということは、妊娠・出産している人がかなり減ったとか、申請している人がすごく少ないなどということではないという理解でよろしいのか。そこだけ確認させてください。

○若生健康課長 実際に見積もっている妊娠届出数や出産数というのは、そこまで落ち込んでいるわけではございませんで、実際に申請者が漏れているかというところについては、ほぼほぼ、これはギフトの申請は来ている、一部、流産などといったところでご希望されない方も一定数いらっしゃいますけれども、区に統計として頂いているのは、ほぼ申請を頂いているという認識でございます。

○せお委員 区長が就任直後に、国と東京都のスキームを使って取り組んでいって、経済的支援だけでなく伴走型支援もセットにして、妊娠・出産の不安などを少しでも取り除いて、安心して出産・子育てできるようにとの区の思いが伝わっているのだと思いますので、取組に関して順調で安心いたしました。

そこで、おむつ宅配との関連です。おむつ宅配も、いろいろな議員がおっしゃっていますけれども、委託ではありますが、保健師、助産師、看護師などの専門職が訪問すると伺っています。要は、その中のすくすく赤ちゃん訪問と、おむつ宅配の訪問と、両方あるわけです。まだまだ始めたばかりなのですが、始めてみた中で、改めて出産・子育て応援事業との役割分担をどのように考えていますでしょうか。そちらが1点と、あと、すくすく赤ちゃん訪問は今までも9割ほどの方が利用していたと認識していますが、その頃から比較的支援が必要なのは、会えなかった1割の方というのは言われていて、おむつ宅配も同様なのかと思います。その会えなかった要支援の可能性があるご家庭には、出産・子育て応援事業、おむつ宅配、それぞれどのようにアプローチしていますでしょうか。こちらも併せてお聞かせください。

○石橋品川保健センター所長 まずは、すくすく赤ちゃん訪問と見守りおむつ定期便について説明をご回答いたします。

すくすく赤ちゃん訪問ですが、こちらは児童福祉法に位置づけられ、国のガイドラインに基づいて実施しております。こちらは、生後4か月まで月1回の訪問で、およそ1時間程度、乳児の体重・身長測定、体重の増え方、授乳、寝かしつけなど、育児指導をしております。こちらは法定の基礎的な事業であり、区としましては、安心して子育てをするために重要な事業であると認識しております。

見守りおむつ定期便につきましては区独自事業として、申請から早くも生後1か月から、毎月1回5分当たりの見守り訪問をして、養育者の抱える相談に幅広く対応しているものになります。見守りおむつ定期便につきましては、本年度11月から開始したばかりの事業となりますので、今後、事業の効果を検証してまいりたいと考えております。

また、こちらの両方の委託事業としましては、まず委託の指導員・支援員が訪問させていただきます。その中で、支援が必要なご家庭には、保健師が電話や訪問にて継続した支援を実施している形となります。

○せお委員 会えなかった、要支援の可能性があるご家庭などにどのようにアプローチしているか、まず聞かせてください。

○石橋品川保健センター所長 会えなかったり、要支援またはハイリスクなどといったご家庭の場合には、委託の指導員や支援員からご連絡を頂いて、そのようなご家庭には区の保健師が電話や訪問にて支援を継続して行う形を取っております。

○せお委員 会ってみて問題ないと思われた方でも実は支援が必要だったりなどいらっしゃるの、一概にはこれがいいとはならないと思うのですけれども、様々な人が要支援家庭に関わるということなど、そういった積み重ねで少しずつ支援が充実していく性質のものだと思っているので、両方、私も必要だと思っていますので、大変ですが引き続きお願いします。

そこで、区の保健師・助産師などの専門職に関わっていただいているのですが、おむつ宅配は委託とはいえ連携していて、もちろんケース会議などもありますでしょうし、業務は必ず以前より増えていると思っています。そのことに関連して1点目、保健所全体の保健師などの業務整理と委託できるところは委託するということがあると思うのです。やはり、10年に1度ほど新興感染症が現れるということもあったり、あと、さらには精神疾患の患者も増えている。少子化の問題や要支援家庭の増加といったことに、全て丁寧に対応するのはかなり難しいと思っています。保健所関連、こういったところ全体の業務整理、切り出しや業務委託というのは、私も以前から提案してきているのですけれども、コロナを経験して、そして新たな出産・子育て応援事業とおむつ宅配も加わったことも含めて、改めて、働き方の現在の状況と考え方を教えてください。

2点目が、現在、品川区では、品川区全体で働き方改革やDX推進に取り組んでいて、主に庁舎内ではかなり進んできているかと思いました。そこで、庁舎以外の現場に出向くような、もちろん保健師もそうですし、主に専門職の方々の状況はいかがでしょうか。教育では、例えば教師や心理士などのHEARTSの職員や、子ども関連では子ども家庭支援センターなどといった関連、今年開設する児童相談所、そして保育園の保育士など、あとは保健センターの職員などが主に挙げられると思っています。可能などころから可能な範囲で取り組んでいるのは理解できるのですけれども、在宅勤務など難しかったり、その方しかできない仕事が残ってしまうような状況が多い、主に専門職の方々の働き方改革というか、考え方、意識のところの問題なのでしょうけれども、そういったところの区全体の現状と方向性みたいなものを教えてください。

○石橋品川保健センター所長 私からは、所内で保健師の負担軽減のためにしていることについてのご回答させていただきます。

支援が必要なご家庭に区の保健師が関わっていくことはとても重要なことだと考えております。しかし、保健師が、負担が多くなり、余裕のない状況であると、寄り添った支援ができない状況を生み出しかねないことも認識しております。保健師以外でもできる業務は、ほかの職種で対応するなど、または委託化するなど、各所で適した事務分担を行い、職員の負担軽減に努めてまいります。

○まつざわ委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 63ページほか、基金積立金、併せて82ページからの土木費に関連して住宅改善工事助成について伺います。

最終補正予算における基金の積み増しは、財政調整基金や公共施設整備基金、庁舎整備基金、義務教育施設整備基金ということで、合計、何と28億8,000万円余ということになりますが、上りませけれども、最初に伺いたいのは、うち、区の裁量で自由に使える財政調整基金ですが、この最終補正での積立額、あと当初予算では当初何円積み立てる予定だったのか、伺いたいと思います。

○遠藤財政課長 基金の積立てのお話ですが、まず令和5年度当初では積んでおりません。ゼロ円と

いう形になります。今回、補正予算ということで、既にこれまでの補正予算で11億円ほどを使って、それぞれ補正予算をさせていただいているところがございます。

すみません。当初予算で利息だけ2,200万ほど積んでいるところがございます。大変失礼いたしました。

今回、約9億4,700万円という形になりますので、当初の取崩し額に比べると、まだ少ないというような状況でございます。こちらの積立額につきましては、いわゆる今回の補正予算の中で、不用額あるいは契約の落差などという部分を集めて、こういう形で積み立てたところがございます。

○安藤委員 当初予算では2,200万円余だったのですけれども、最終補正では約9億5,000万円ということになっております。合わせると、区民生活が物すごく大変な中、歴史的な長期的な物価高騰の中、品川区は順調に28億8,000万円、最終補正で貯金するというところであります。

やはり最終補正では、私は基金の積み増しではなく、この歴史的で長期に続く物価高の下で、例えば住宅改善工事助成や補聴器購入費助成など、区民にとって必要な事業というのは追加補正等で執行すべきだったと思うのですが、こんなたまってしまっている。追加補正で執行すべきだったのではないのでしょうか。1点、伺いたいと思います。併せて、今年度の当初予算に組まれていたもので、年度途中で予算が足りなくなってしまって、補正予算で区に追加して予算化した事業などには、どんなものがあるのでしょうか。伺いたいと思います。

○遠藤財政課長 まず追加でやるべきではなかったかというところですが、これまでの補正予算の中で、今回、最終補正というところがございますので、期限が短かったりというところで、なかなか新規や、あるいは途中でスキームを変えるというのは難しい部分がございます。これまで補正予算の中で、通常の補正予算を今回は全部で8回やらせていただいております。そういう中で新たな新規事業などもやっていく部分で、財政調整基金なども活用しながらという形でやらせていただいているところがございますので、こちらについてご了承いただければと思います。

何といいますか、途中で足りなくなるなどというのではなくて、要するに財政調整基金を使ってやるという形になりますので、その部分については例えば繰越金を使わせていただくとか、今言ったような財政調整基金を使ってという形になりますので、足りなかったという部分では、現在のところは、それだけ貯金があるということでやらせていただいているという考えでございます。

○安藤委員 最終補正でこれだけ基金に積むぐらい余らせているわけですから、私は、結果論ではないのです。別に最終補正でここで具体化しろということに限らず、これまで何回か補正予算を組んでいたわけではないですか。それで、途中でもう足りなくなって、区民から求められている事業もあったわけですが、そういうことはやらないで、結果的には28億円、貯金に回しましたねということなのです。ですから私は、必要なら機動的に組むべきだったと思います。

ちなみに、昨年5月の臨時会の補正予算では、省エネ対策設備更新助成金、1億7,000万円、学校給食無償化事業を都立・特別支援学校に拡大するのが1,100万円余が組まれておりますが、その際の課長の説明で、今回の補正予算は、エネルギー価格など物価高騰の影響を受けている区民・事業所への支援など、早期に必要な経費を中心として編成したものと説明しておりました。こういうのが大事だと思うのですが、ただ十分ではなかったと私は思うのです。年度途中で補正予算を組むもの、組まないものの判断基準というのはどうなっているのでしょうか。改めて伺います。

○遠藤財政課長 すみません。先ほどの答弁では大変失礼いたしました。年度途中で足りなくなった部分というところでの追加の部分ですが、今回、最終補正の中で、いわゆるプラスになっている、

積み増しているものについては、基本的に今回、足りなくなっているというものがほとんどだと考えているところでございます。

それから、これまでの補正予算をやる判断基準というところでございますけれども、それぞれ所管で様々な意見を聞いてやっているところでございます。事業者であれば、なかなか光熱費が上がっているというようなところを積み上げまして、これまでも何回か補正予算をさせていただいたというところでございます。判断基準といたしましては、そのときの話、それまでの状況などを聞きながらやらせていただいているというところでございます。

○安藤委員 努力されていると思うのですが、やはり切実な、本当に苦しい区民の皆さんの声をもっと聞いていく必要があるのではないかと。不十分だと私は思います。

少し具体的な例を挙げたいのですが、住宅改善工事助成事業なのですが、環境やバリアフリーの工事に10%まで、最大20万円の助成が、個人だったら受けられる制度で、毎年、大変好評な制度です。区内の建設業組合も、予算に向けた要望書で、昨年度は4,800万円の予算額に対して、助成件数291件、助成額5,096万円と、大変好評な結果となった。「多くの区民に活用され、工事金額で7億3,000万円超、助成額に対する約1.4倍もの市場活性化効果を促し、区内経済の循環に大きく寄与できる事業であると考えています」と評価されています。

まず伺いますけれども、住宅改善工事助成事業について、これが区内経済の循環や活性、また中小・零細建設業者・個人事業主支援の点で、区はどのように評価しているのか、伺いたいと思います。

○竹田住宅課長 住宅改善工事助成についてお答えさせていただきます。

本事業でございますが、区内の住環境の整備および区内事業者の振興を図ることを目的としており、着実に実績を上げ、一定の成果を上げているところでございます。区内事業者の振興にも十分役立っていると考えております。

○安藤委員 非常に重要だと。特に区内事業者は本当に今、大変な中でいますから、大変重要な事業だという評価だと思います。

今年度予算にも、当初予算には、212件で5,200万円の予算が組まれていました。ところが、これがこのところ毎年、年度途中の早い時期で予算が切れて、希望しても使えないという事態が続いています。伺いますけれども、今年度を含む直近3年間の当初予算額と、予算切れでこの事業が終了してしまった、もう受付もないですという日にちについて、それぞれ伺いたいと思います。

○竹田住宅課長 住宅改善工事助成の、まず予算額から申し上げます。

令和3年度当初予算額が4,500万円。令和4年度は、300万円増額いたしまして4,800万円。令和5年度の当初予算額が、400万円増額いたしまして5,200万円となっております。それから、新規受付終了日でございますが、令和3年度が12月24日、令和4年度が10月28日、令和5年度が10月6日となっております。

○安藤委員 これは年間を通しての事業のはずなのですが、この3年間を見ても、年内に全て終了してしまっている。今年度に至っては10月6日に終了ということで、そうなりますと、以降、この年度末まで5か月間、受けたいと思っても予算がないために受けられないということになりますので、私は、これは柔軟な機動的な対応が必要なのではないかと思うのです。

区内の塗装屋から訴えがありまして、住宅まつりの場で私達に訴えがありました。昨年秋に助成制度を活用しようと、お客さんとも相談して窓口ともやり取りをしていたのですが、いろいろお客さんの先の身内の不幸などで事情が変わり、少し間が空いてしまい、改めて10月ぐらいに申請しに行ったら、

もう受付を終了しましたと言われたということでした。お客さんには、4月になってからまた申請しましょうと言いましたけれども、そこまで間が空いてしまうと、やはりお客さんも気が変わってしまいますよねということで、何とかありませんかというお話を頂きました。

こういう話を聞くと、やはり本当に、この事業が動くことで、もちろん支援を受ける方も助かる。区内事業者も仕事ができる、促される。そして、それが回り回って様々なところに、区内経済循環ということで発展していくわけです。ですから私は、一方で基金に、4つの基金で28億8,000万円積んでしまっている結果になりました。財政調整基金に至っては9億5,000万円積み立てているということですので、今後この事業について、予算額は年々増やしております。当初予算書も見ましたけれども、もちろん少し増やしていただいておりますけれども、それでも足りなくなる場合は十分ありますよね。10月の頭に切れていますから。なので、もう2倍ぐらい、ぱんと上げてもいいのではないかと私は思うのです。少なくとも、この新年度の予算額でいったとして、途中で足りなくなってしまうという場合もこれからあると思います。その場合というのは、これまでの教訓を活かして、希望者が全員助成を受けられるように、必要な補正というのをタイムリーに組んでいただきたいと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○竹田住宅課長 こちらは、一部繰り返しになりますが、令和4年度当初予算は、前年度に比べまして300万円増額しております、4,800万円となっております。令和5年度は、前年度の4,800万円に比較しまして400万円増額しまして、5,200万円となっております。毎年、着実に当初予算を増額し、当初予算を着実に執行しておりますので、今年度は補正予算は考えておりませんでした。

○安藤委員 私が伺ったのは、新年度予算の額が増えたというのは評価しているのですが、そうではなく、伺ったのは、それでも足りなくなった場合に、機動的に補正予算なども組む必要があるのではないですか、そのような考えを持っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうかという質問ですので、お答えください。

○竹田住宅課長 本事業は、当初予算の着実な執行により一定の役割を果たしております。また、この事業は、令和6年度予算におきましては、対前年比1,300万円増の6,500万円をご提案しているところでございます。なお、本事業は耐震性を高める工事にもご利用いただけますので、本事業を通じて安全安心な快適な住環境の促進に向けて尽力していきたいと考えております。

○安藤委員 もう、すばらしい事業について、本当にすばらしい事業だということが繰り返し語られているわけです。であるならば、私はなおさら、それが、しかも様々な面で、命も守る、防災にも寄与する、区内事業者の支援、区内経済循環ということで、様々な効果があるわけですから、ぜひそういった柔軟な対応を今後お願いしたい。

最後に態度表明にもなるのですが、補正予算全体に対する態度表明なのですが、区民生活は大変な中、途中で必要な予算補正も不十分だと。大きく基金に積み増すのは納得がいかない。住宅改善工事助成をはじめ、区民の暮らしや福祉を支える予算の年度途中の追加執行が必要だと思っております。それと、午前中にも質疑がありましたが、区民の命を守る住宅や上下水道の耐震化の促進にも、さらなる努力が必要だと思っております。一般会計補正予算に反対を表明して質問を終わりたいと思っております。

○まつざわ委員長 次に、石田しんご委員。

○石田(し)委員 私からは、68ページ以降の民生費、衛生費の中での感染症対策について、63ページ、広報広聴費について、73ページですか、子育ての中で、午前中にオアシスルームの予約のと

ここでLINEヤフーの話が出たので、その件についてお伺いしていきます。

まず感染症対策ですが、これは様々減額になっているのですけれども、これは国などが、5類に移行したから様々予算がなくなっていったということの認識でいいのか、お聞かせください。

広報広聴費について、これは職員増のためだと思うのですが、どのような理由で増えたのか、教えてください。

それと、LINEヤフーについてですが、昨年末に44万件ほどの情報が流出したのではないかなという可能性がある発表がされました。以前から情報漏えいについては様々言われているのですが、品川区もいろいろとLINEヤフー社と様々なところで契約されていると思います。こういった事例があったときに、どのような対応をされているのか、また対応・対策についてどのような基準があるのか、教えてください。

○坂野保健予防課長 感染症予防費です。減額、79ページに4億5,000万円ほどのマイナスがあります。これは、委員からお話があったように、予算編成時には、いつ5類になるか分からなかった。これが去年の5月7日までで、5月8日から5類になったので、11か月分ぐらいがなくなったというので、この減額の額となっております。

○辻広報広聴課長 広報広聴課の人件費についてのお尋ねかと思います。

こちらは、年度途中で育休等が出まして、その分が、会計年度ではなくて……。

○崎村人事課長 広報広聴課の職員給与費の増になりますけれども、まず職員給与費の当初予算の段階では、会計年度任用職員の配置というのを想定しておりませんでしたけれども、令和5年4月から会計年度任用職員2名を配置した関係で増額となっているところでございます。

○佐藤経理課長 特定の事業者が、いわゆる不祥事を起こしたときに、契約の関係からですけれども、入札停止というような処分をすることがございます。そういった場合、国の機関あるいは東京都がどういった処分をするかということを見ながら、あるいは23区内のほかの自治体等の動きを見ながら、検討するということになっています。

○石田(し)委員 新型インフルエンザに対しては、もちろん国がそういった減額をしてきたというのは分かるのですけれども、実は国と区というのは、いわゆるタイムラグがどうしても生じてしまうのかと思うのです。国は全体的に見てそれを判断するのですけれども、区というのは小さなコミュニティで動いているので、そこではどうしても、5類に移ったからといってというのがどうしても出てくると思うのです。そういったときに、やはり国が5類に下がったから予算もなくなってしまうというのではなくて、ぜひそういったものも含めて、しっかりと国とも連携して、そういったところは区でうまく柔軟に移行ができるように取り組んでいただきたいと思います。これは要望で終わります。

広報広聴。これはもう皆さんもご存じだと思うけれども、今、情報発信というのはとても重要で、どんどんこのセクションというのが必要になっている中で、実は3月は自殺対策月間だということで、品川区もいろいろ情報発信をしている中で、ツイッターでこの件が上がっていました。「3月は自殺対策の強化月間です」といろいろ言っていて、取り組んでいるのだけれども、「あなたの声を聞かせてください」。聞かせてくださいと言っているのに、ツイッターでどこにも問合せ先がないのです。ほかは結構いろいろとリンク先が貼られていて、様々やられている。これは、ハッシュタグがいろいろ書いてある。文字数の制限もあるのは分かっている。だけど、悩みを聞かせてくださいと言って、これは揚げ足を取っているわけではない。悩みを聞かせてくれと言って、やはりその窓口がないと、つながっていないわけです。これは、もう一回、誰か探さないといけなくなってしまう。なので、こういったこと

はぜひ、これは広報広聴課だけではなくて、品川区の皆さん全員で、やはりそういったものを含めて常に意識していただいて、何かあったら、ここはもっとこうなのではないかというような連携が各部署で取られると、もっといいのかと。特に、能登半島のときもそうです。やはり情報の正確さというのは、とても重要なのです。なので、情報に対してはやはりもう少し徹底していただきたいと思いますが、改めてその辺のお考えを教えてください。

それと、特定の事業者の不祥事についてですけれども、私が聞いているのは、では今回のLINEヤフーの件があって、国も総務省でいろいろ指導しているという中ではあるのですけれども、区で個別に、そういった様々な企業と契約しているわけです。そうしたときに、ニュースでそれが発覚したのでもいいけれども、どのような対応をするかというのを聞いているのです。例えば今の、昨年末に起きた情報漏えいについて、区が何をしたのかというのを聞いているので教えてください。

○辻広報広聴課長 Xでの情報発信のお話かと思います。

通常、各所管から必要な情報、これを上げてくださいというのを頂きまして、広報広聴課で、リンク先があればその確認や、ハッシュタグはこういったほうが適切ではないかといったことを、所管と話して発信するというような流れになっております。

今回の自殺対策のところですが、そこが少し足りないといいますか、確かに議員がおっしゃいますように、心に何か抱えている方がそれを見て、では次にどういう行動を起こすのかということが、なかなかそういう配慮が足りなかったかと思いますので、これはまた全庁的にみんなで声を合わせまして、発信を考えていきたいと思います。

○立木保育課長 午前中にお答えしました一時保育の関係の件で、LINEというお話をさせていただきましたけれども、こちらは補足になるのですが、令和4年度までがLINEで、今現在は区の電子申請システムに乗り換えてございます。それで、データ漏えい等がないということは確認してございますので、何かあればそういったことでやらせていただいております。

○石田（し）委員 個別の案件について言っているのではなくて、それぞれ、LINEという話でもないのです。ただ、たまたま午前中そういう話が出たから少しそういう話をしたので。様々な会社と、企業と、団体と、いろいろな契約をしている中で、向こう側、相手先の事情があったときに、どういう対応を取っているのですか。特に例えば、それは予約システムだけの話ではなくて、こういったときにはどういう対応を取っているかというのがあって、取っているわけですよね。何もなかったというのだったら、何もなかったでいいのですけれども、では取っているのか、取っていないのか、まず教えてください。

○佐藤経理課長 先ほどの繰り返しにはなりますけれども、区で様々な事業者と契約をしておいて、その個別の事業者に何か不祥事があるということがあると、例えば国でいきますと公正取引委員会や、あるいは東京都がそれを受けて処分を下す。それを受けて、区も指名停止等の処分をするというような形で対応しております。また、所管はそれぞれ各事業者と事業をやっておりますので、その範囲で確認していると認識しております。

○石田（し）委員 今日はこちらまでにしておきますけれども、これは追及するので、ぜひきちんと確認しておいてください。私が言っているのは、契約されている方たちに何かあったときに、どういう対応をしているのか。今回、例を挙げて、ある特定の企業の名前が出ましたから私は言っただけで、そうではなくても、どこかと何かの契約をしているのだから、そのときにそういった対応をどうやって行っていくのかと私は聞いている。これは、基準はあるはずなので、ぜひそれは次のときに答弁をお願いし

ます。よろしく申し上げます。

○まつざわ委員長 次に、塚本委員。

○塚本委員 私からは、ページ79の各種がん検診、それからページ89の給水体制整備費、これは前にもほかの委員からも質問が少し出ていますけれども、私は初期消火というところについて少し伺いたいと思っています。また、もし時間があれば67ページの区民まつり経費について伺いたいと思います。

最初に各種がん検診で、減額補正になっているのですけれども、その中で、特に胃がん検診について、減額補正の内訳、内視鏡、バリウム、それから胃がんリスク検診と3つあるかと思うのですけれども、内訳について初めにお伺いしたいと思います。

○若生健康課長 胃がん検診の減額の内訳でございます。

バリウム検診につきましては、実際のところ、見込みが、金額的なところではなく人数のところでの答えになるのですけれども、バリウムの予算上の人数が1,900人に対して、見込みが1,806人、内視鏡検診につきましては、予算上4,300人のところが、見込みが4,112人、胃がんリスク検診については、予算上の見込み1,200人のところが850人といったことで、一定の残が出ているところから減額したものでございます。

○塚本委員 それで、胃がん検診について行政評価シートを見させていただくと、特に胃がんリスク検診のところについてなのですが、受診者は、今お話があったとおり、1,200人から850人ということで、他のバリウムや内視鏡などに比べても比率的には減少している。これが経年的に減少傾向なのですか。そういう指摘があって、また国の指針で推奨されている検診ではないというご指摘もありました。この点について、推奨されている検診ではないというところがどういったことなのかということをお伺いしたいのと、胃がんリスク検診の受診者の減少傾向ということについて、区の今の見解ということをお伺いしたいと思います。

○若生健康課長 胃がんリスク検診の、まず行政評価シートの記載のところでございます。

これは、国の対策型検診として推奨されていないというところの理由でございます。胃がんリスク検診につきましては、基本的には中身としては問診等血液検査という簡易な検査になりますけれども、その中で、血清ペプシノゲン検査というのと血清ヘリコバクターピロリ抗体検査という2種類の検査を、血液から行うということになっています。主にはピロリ菌の有無というのを調べるというところが大きなところでございます。こちらについては、1回検査を受けた後に、洗浄等、陽性の場合は治療をするわけですが、そういうところで、完了した場合は今後受ける必要がないということで、それで年々、対象者が減って行って、実際、受診者数も減少しているというところでございます。そういったところで、一定の胃がんのリスク要因にはなっているところではございますけれども、一方、国での対策型検診としては、これは科学的な死亡率の減少効果というところの効果を示す証拠が不十分であるといったことが言われておまして、そういった理由から、こういった行政評価シートの記載になっているところでございます。

区といたしましては、現状、内視鏡検診、それからバリウム検診は対策型検診として推奨されている、こちらについては同じように継続していく予定でございますが、リスク検診も合わせた3つのうち一つを選択する方法というのが、現状、指針に合っていないというところで東京都からも指摘を受けておまして、そういったところで、この検診の手法について今後見直していくことを検討しているところでございます。

○塚本委員 見直していくというところでご答弁いただきましたけれども、内視鏡検査というのが、少し聞いた話では、リスク検診、いわゆるピロリ菌の感染というのは、内視鏡でも一定程度、確認できるということで、そういう意味では、内視鏡検査をしておけば、リスク検診はしなくても大丈夫というような見方が一定できるのかどうかということをお伺いしたいと思うのと、それから今後、特に我々の世代はピロリ菌に感染している確率が非常に高いと言われていて、現実に私も検査の結果でピロリ菌に感染していて、除菌したという経験がありますけれども、この検診自体が50歳以上ということですが、だんだん若い世代、今後の世代になっていくと、なかなかそういう意味では、そういうリスクが軽減されていくと。今のライフスタイルや衛生環境のよさといったことが原因かと思えますけれども、そのようなことも考えられるというところがあるのではないかと思っていますのですけれども、この辺についての区の見解。その上で、一定見直すというようなお話がありましたけれども、今後の胃がんのリスク検診について、実施を今後していくのか、いかないのか。その辺も含めたことについて、お伺いしたいと思います。

○若生健康課長 まず、内視鏡の検診を受けたらリスク検査が必要ないのかというような質問ですが、内視鏡検査ですと精密検査に近い形で、胃を直接、内視鏡で見ることができるということで、一定程度、そこでピロリ菌の感染の有無というのは確認できるものということは、私どもの制度管理の委員会の委員長先生からも伺っているところです。

ただ、全然、胃がんリスクのピロリ菌の検査が必要が全くない、意義がないものかということ、そういうわけでもなく、一定程度、それも有効性はあるということはあるので、ただ対策型検診としては推奨されていないというところが現状なので、このやり方については、基本的にはバリウム、内視鏡を基本、2年に1回、必ずやりつつ、ピロリ菌検査はどういうふうに、今後やめるのか、追加で、プラスアルファにするのかといったところを含めて、医師会とも協議しまして、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○塚本委員 続いて給水体整備費で、能登半島地震での長期の断水というのは非常に問題が顕在化していますけれども、東京都においては、いわゆる耐震化ということを進めているということでございますけれども、一応、都の被害想定では、断水の復旧というのは17日後となっております。品川区として、この日数というのをどのような形で、そのとおりのことなのか、耐震の進捗状況も都内でいろいろ違いがあったりして、品川区としてはもう少し早く復旧するのだなどという見解があるのかどうかという中で、それをまず伺いたいのと、断水したときに、いわゆる消防あるいは区民消防隊といったところの初期消火について、水が出ないというような中で、どのような対応が取られるということになっているのか、お伺いしたいと思います。

○羽鳥防災体制整備担当課長 私からは、断水時の復旧も含めた初期消火体制ということで、お答えさせていただきます。

まず、想定した復旧まで17日というところでございますけれども、ここの評価に関しましては、管理をしている東京都で計画的に整備を進めているものと認識しておりますので、その状況を踏まえて区としても十分な体制を取っていくということで考えているところでございます。

また、断水時の初期消火につきましては、今、各防災区民組織に配備しておりますスタンドパイプは消火栓に直結させて使用できるものですが、断水時は使用できなくなるということもございまして、C級・D級ポンプといったものも配備しておくところを、防火水槽を活用しながら初期消火に使っていただければと考えております。

○まつざわ委員長 次に、田中委員。

○田中委員 私は、38ページ、特別区交付金、普通交付金が11億2,000万円減額になったことに関してお伺いしたいと思います。

当初、我々無所属議員に対して補正予算案をご説明いただいた際に、この特別区財政調整交付金が減額になったことについては、質問したときのご回答は、品川区の収入が増えたから減ったのだという話でありました。ご案内のとおり、普通交付金の算定は、基準財政需要額から収入額を引いた差分、差額が交付金として払われる。それで、そのときの収入が増えたので、その差額が狭まったからなのだろうと、そのときは認識いたしましたが、この11億2,000万円の減額の理由について改めてお伺いしたいと思います。

○遠藤財政課長 財政調整基金減額の理由というところなのですが、そのとき、いわゆる税収が増えているようなこともお話しさせていただいたところなのですが、財政調整交付金につきましては、ご案内のとおり、基準財政需要額から収入額を引いて、額が頂けるとい形になります。令和5年度につきましては、どちらも正直増えているというところはございます。需要額についても基本的には増えているという形になっておりますけれども、他区と比較しての部分で、基準財政需要額の伸び率が低かったというところと、それから基準財政収入額の伸び率が高かったというところの2つの要因があるというところで考えているところでございます。

○田中委員 そのように当日もご説明いただき、今も改めて伺いましたが、過去を遡ってみたときに、直接収入が増えたものが、これは全てを反映しているとは思いませんけれども、同じ38ページに特別区民税が7億円増額になっています。一方、今回、11億2,000万円の特別区民税交付金が減額になっています。ただ、前年の令和4年を見ると、特別区民税だけで見ていると、収入が23億4,800万円増えている一方で、特別区交付金も36億円増えています。同様に令和3年は、32億円、区民税が増額しているにもかかわらず、特別区交付金が71億円増えています。

ここでご説明がすくとんと落ちないところがありまして、これまでの東京都とのやり取りの中で、いろいろ確認しました。ご案内のとおり、財政調整の、まず東京都から算定額が発表されますが、令和5年度に関しては、財政調整協議がいつも8月15日までは算定を報告するということになっていますので、今回は8月7日に第1回目の算定が出ました。ただ、このときに財政調整協議が整っていないので、令和5年に新規算定する予定であった事業等は反映していないという形で1回目の算定が出て、その後、調整税の見通しが立ってきたので、調整額という形で発表がありました。その後、11月に入って財政調整協議が整ったので、改めて再算定という形で11月16日に発表がありました。そのときは当然、令和5年の新規算定するものも含まれて算定されているという中で、ここにいろいろ説明があるのですが、まず交付金の全体像、全体額としては、固定資産税および市町村民税法人分の増収により、昨年度に比べて増額になっていますと。また収入も、特別区民税の増や、地方消費税交付金が増額になっているので、収入も増えていますという、今までと同じような説明なのですが、ではこれを他区と比較した場合に、先ほども少しお話がありましたけれども、ここで東京都からの発表の中で、そういう形で交付金の全体も増えていますし収入も増えている中で、23区のうちの港区だけが不交付団体なので、残り22区のうちの20区が、交付金が増額になっていますと。一方で、2区だけが減額になっていますという発表がありました。その2区というのが、文京区と、そして我が品川区になっております。ということを見ると、令和5年に新規算定の対象になっていなかった8項目や、算定改善で28項目やその他で2項目というものが盛り込まれて令和5年の再算定の額になっている中で、他区、20区は

全体で交付金が増えているにもかかわらず、文京区は六千数百万円の減少で若干の減少なのですが、一方、品川区は前年度と比べると2億7,600万円の減額となっております。ということは、ほかの区は新規算定される事業などを積極的に取り込んだから増えている一方で、品川区はこういうものを取り込まなかったから減額になったと取れてしまうのですけれども、その辺の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○遠藤財政課長 その中で新しく算定されたものが品川区には合っていないのではないかとというところというふうなお話だったのですけれども、そういうところではございません。先ほど、基準財政需要額が減っているというところなのですけれども、令和4年度に都市計画交付金の関係で算定され、これは各区独自になりますので、区によって金額が毎年変わるといふものなのですけれども、ここの部分で品川区が20億円ほど去年から減っているような形になります。その辺が影響して、基準財政需要額が大きく下がっているというところになりますので、ですので正式には、去年から0.7%、普通交付金という形では減という形になっておるようなところでございます。

○田中委員 すみません。都市計画交付金の他区との比較はしておりませんが、品川区固有のことでそうなってしまうのか、ほかの前提条件として、都市計画交付金が、ではほかの区も同様に減っているのだけれども、その分が反映されているのだけれども、でもトータルで言えば品川区だけ特別区交付金が減額されてしまっているという、その辺の分析はいかがでしょうか。

○遠藤財政課長 今回減額となったところ、文京区というお話があったと思うのですけれども、文京区の細かい中身は分からないのですけれども、ただ引かれている、去年から比べて大きく減っているというのは同じ場所だったので、恐らく文京区も、去年までは都市計画費に充当している部分が多かったのが、今年度になったときに少し減ってきたと。品川区の部分も同じような形で、今年度、対象となる部分が少なくなっていると考えているところでございます。

○田中委員 もう時間があれるので、いろいろまた今後も議論を続けていきたいのですけれども、例えば品川区も各所で再開発がどんどん進められてきている中で、そういう意味の需要は今後増えてくると思いますし、先ほど収入が増えたというのも、人口が増えたというよりも、前のお話だと、1人当たりの所得が増えたから収入が増えてきたというようなお話もありました。今、我々が、まちづくりという観点で積極的に進めている、例えばタワーマンションを造ると、当然、1人当たりの収入が多い人が増えてきます。ただ、それが結果的に、先ほどと論点が別の視点になってしまうかもしれませんけれども、収入が増えることによって、交付金が結果的にはマイナスになってしまうようなことがあってもいけないと思うので、要は政策と財源確保ということがしっかりと一致するような方向で議論していただきたいし、また財源確保に向けての努力もぜひお願いしたいと思います。

○まつざわ委員長 次に、こしば委員。

○こしば委員 私からは、79ページの各種がん検診についてお伺いいたします。

がんの死亡、すなわち悪性新生物による死亡率は、日本人の死因の中で、総合的に言いますと第1位でございます。がんにかかったとしても決して不思議ではない社会の中で、がん対策が我が国の医療政策の中で大変重要な位置を占めることは論を待ちません。

昨年の4月に閣議で第4期のがん対策推進基本計画が決定されました。その計画の目標は、誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指すとあります。そして、計画には大まかに4つの目標が掲げられておまして、その一つが、がんの予防です。その予防の中で、がん検診の受診率の向上を国は掲げています。早期発見が早期治療につながることを、たくさんの国民が我が事と意

識してもらうことが、国全体、すなわち品川区民をがんから守ることにつながると信じています。がん検診によって早期治療の機会をつくることができれば、その後の生活の質、早期の社会復帰、そして予後の改善にもつながってまいります。がんの検診、そして診断、入院、治療、退院、退院後のリハビリ、日常への復帰、それぞれのフェーズにおいて、当区でも様々な施策が展開されていることと認識しております。

まず予防につきまして、今回の補正予算では胃がんと大腸がん、喉頭がんが最終補正予算で減額されておりました。まず減額の理由、そして区の評価について教えてください。

○若生健康課長 今回の補正における、がん検診の減額の理由でございますが、胃がん、大腸がん、喉頭がん、それぞれですけれども、予算上の実績に対して下回る見込みだというところで、一定の残が出るという見込みから、これは例年も一定程度、支援率等は差が出ているところではございますので、そういったところを今回、適正化するというところで、減額の補正に至っているところでございます。

評価というところですが、胃がん、大腸がんについては、区で5つのがん、国で推奨されている対策型検診として、これは今後も力を入れていかなければならないというところで、受診率の向上については今後取り組んでいかなければいけないと認識しております。喉頭がん検診につきましては、これは区の推奨から外れてはいますけれども、こちらについても一定程度、こちらの受診率等が少ないというところは認識しているので、こちらについては今後検討と考えてございます。

○こしば委員 先ほども私が言いました、国の基本計画によりますと、がん検診の受診率というのは、50%からさらに60%を超える数値目標を今上げておるわけでございますが、国がこういう数値目標を掲げる中で、自治体の取組が様々、国の報告書から浮かび上がってきます。私もその報告書を見させていただきまして、大変たくさんの気づきを得ることができました。この収支については、これまでも品川区ではSNSでの周知や受診券の送付によって、検診率の向上に一定の効果が出ていると、これまでも各委員会での答弁からも推察はできます。しかし、まだ国の数値目標には届かないのが現状でもございます。がん検診の案内が1度で難しければ、二度、三度と行う。つまり、勧奨を繰り返すことで数値を上げることもできるのではないかと考えます。

そこでお聞きいたしますが、既にごがん検診の種目によっては、検診が何度か行われている種目もあると思いますが、その他のがん検診の案内にも、再度の、二度、三度と繰り返しの勧奨をすることで、受診率向上をお願いしたいと考えますが、今の現状を含め、お答えいただければと思います。

○若生健康課長 受診勧奨についての方法というところのお問合せでございます。

区では、まず5つのがんにつきまして、それ以外のがんも含めまして、40歳以上の区民へ一定の時期に、5月に個別にご案内を送付。国民健康保険については4月に、個別で、がん検診の案内を同封して送っているところでございます。加えまして、胃がん、乳がん、子宮がんのそれぞれのがん検診については、誕生日等の前に個別通知を送る、受診券を直接お送りするというも行っております。それから、未受診者に対しての再度の督促というか勧奨の通知につきましては、これは数年前から乳がん、子宮がん、それから肺がんというところで行っておりまして、これについては、かなり一定の受診率上昇の効果が出ているところです。

今年度、これからになるのですが、3月に大腸がんにつきまして、未受診者の方、40歳から59歳の国民健康保険加入の対象者、1万9,000人ほどを対象に再勧奨通知を送るというようなことで対応を行っていく予定でございます。

○こしば委員 また新たに、がんの種目によって勧奨の回数を増やしていく、新しく発信をしていく

という答弁を頂きました。ありがとうございます。勸奨の回数が増えるというのは大変、がん検診の受診率向上にも当然つながると信じておりますし、そもそもそれが早期発見、早期治療につながると期待しております。

ここで、がん検診を受けるに当たりまして、対象の区民の方々からは、一部の負担金または無料で受診できるがん検診もあると認識しておりますが、一方で、品川区の補助を受けずに、単体で自費でがん検診を受診するようなケースの場合、分かる範囲で結構ですので、1人当たり大体どのくらいかかるのか教えていただければと思います。

○若生健康課長 がん検診の自己負担分というところでございます。

それぞれ、無料のものと有料のものがございます。まず胃がん検診につきましては、胃のバリウムが自己負担が1,200円、内視鏡検診は自己負担2,000円、リスク検診は自己負担700円、それから肺がん検診につきましては、一般コース、いわゆるX線の検査、レントゲン検査については無料、CTを使ったヘリカルCTコースにつきましては、CTコースのみですと3,000円、喀たん検査を受けるとプラス600円となっております。それから、大腸がん検診につきましては無料になっております。子宮がんについても無料になっております。乳がん検診につきましては、超音波検査対象の方につきましては500円、マンモグラフィーも併用される方については1,000円となっております。

○こしば委員 聞き方が悪くてすみません。自費で、つまり補助を受けないで検診を受ける場合に、大体どのくらいかかるのでしょうか。分かる範囲で教えてもらいたかったのですが、もう一度お答えをお願いできますでしょうか。

○阿部健康推進部長 ただいま、区の制度以外のがん検診における自己負担のお尋ねでございます。

実際にどのくらい費用がかかるかというのは医療機関により様々だと思いますので、私どもで把握はしてございませんが、恐らく実際には、区の検診をご利用されない方で検診を受けておられる方の中には、一定数、お勤め先の検診等で受けておられる方がおいでだと思います。あるいは、人間ドックの際に併せて検診を受けられている方というような方が多いと思いますので、この後、少し機会を捉えて、現状把握等に努めてまいりたいと思います。

○こしば委員 時間が少なくなったので、手短かに言いますと、要はもし完全に自費で受ける場合は、相当な値段になると思います。そういったことも含めて、値段に着目した、受診率の向上に向けた取組をお願いいたします。

○まつざわ委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時22分休憩

○午後3時40分再開

○まつざわ委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。石田秀男委員。

○石田（秀）委員 先ほど田中委員もやったのですけれども、38ページ、財政調整関係を少しお話をしたいと思います。それから、保養所の質問もしたいと思います。67ページ、これをしたいと思います。

財政調整なのですけれども、これは総務委員会でも報告があって、児童相談所の話がありました。それで、私の理解であるという話もしました。これは桑村副区長もいらっしゃって話をしましたが、当

初、7つ程度、児童相談所ができてきたら、経常経費など、しっかり実績を見てから、もう一回、再検討するというので、今回は0.1%で55.1%ということになっていると聞いていた。それから再調整のこともありましたので、最初の項目の会議、それから再算定、様々そういうときに、もっと項目を増やしていかないと、よく言われることは、児童相談所のところは再調整のお金で賄えるではないかということと言われるから、ここはしっかりやっつけていかないと駄目だろうということがあると思っています。

桑村副区長からも、そのとき答弁では、都は過半数の実績を見てからと、今度、わけが分からない、また少し増えたみたいなどころがあったり、設置することができる、設置しなくてはならないの、そもそも論まで議論しているような状態であって、これはやはり我々としては、私は区議会議員の立場としては、それは「うん」とは言えないだろうという話をしました。

これは、どうしてこういう話をするかということ、高橋イズムがありました。それから濱野イズムもありました。高橋前区長は、固定資産税、うまくすれば特別区に持ってこようぜぐらいの勢いを持ってやっていました。それは、会長だったというのもありますけれども。それで濱野イズムも、濱野区長も444事業など、いろいろなどころの中心的な役割を果たしてやられてきた。それで、これはそのとき思ったのですけれども、私が心配しているのは、森澤区長も都議会出身。新井副区長も東京都。それで、先ほど田中委員も質問したのですが、これはどう聞いていても東京都の立場で物を言っていると思っている私があります。これは、私も都議会議員の方々と話すと、必ず出てくるのが区の再編議論。こうなると、病院だ、何だという話もあったり、いろいろ考えると、これはそう考えるのだったら、品川区の場合、中核市ですけれども、その中でやっっていく。それで、23区の中でということなのだけれども、それは本来、市町村民税であるならば、区の立場で、特に児童相談所などは、予想であっても、当初2%ぐらいと言われていたわけだから、この辺の議論を先行する、次の事業をどうやって区へ、その部分を財政調整から引っ張ってくる。こういうことをやっつけていくには、やはりイズムが必要なのだと思っています。この辺のイズム、森澤イズムでも、新井イズムでもいいのですが、東京都のことを考えると、私は品川区の立場で発言があっただろうかと思っています。そこをまずお聞きしたいと思います。

○新井副区長 ご質問ありがとうございます。

言うまでもないところではありますけれども、私自身も東京都にいたということをもってして、過去の経歴をもってして、そう見られかねないということは、いかんともし難いところではあるとはいえ、ただ、もう都庁を離れてここにいる以上、思いは、今おっしゃられた部分と全く同じだと思っています。さらに言ってしまうと、財政調整協議に係る過去の経過も、私はこれまでは、55.1%のところも含めて、別の立場で見えていたところはあります。ただ、こちら側に来て、逆に東京都からの説明を聞いて、その理不尽さだったり不合理さに、ある意味、憤りを感じているところもあり、財政調整だけではないと思うのです。こちらに来て思うのは、都のいろいろな助成金・補助金もあるのですけれども、使われていない部分もたくさんある。そういったものをしっかり使って、ある意味、都の制度を最大限フルに活用しながら、区政を前に進めていくことが大事だと思っている次第であります。

○石田（秀）委員 もう一つ言うと、先ほど都議会議員の話をしましたが、区長会もあるわけで、区長会は非常に大変だと思っているのは、私も、ある区の都議会出身の区長といろいろ話をする機会があると、「石田君の言っているのは分かるんだけど、もう少しいろいろなことを考えると、やっぱり区としても不利かもしれないんだよな。メリット、デメリットの話だと、それだったらこういう感じで言ったほうが、逆に区は、あまり再編とか言うと、ある区と組まなくてはならなくなったりすると面倒くさ

くなっちゃうから、やめておこうかな」とか、そういう話もあったりしたものですから、それはぜひ区長会でも頑張ってくださいと思っていますので、よろしくお願いします。

保養所のほうだけ行きます。保養所は、先ほど検討していくということだったのですけれども、これはもうずっと前からこんな話をされていて、それこそ一碧荘は最悪だったし、箱根荘も最悪だったけれども、売るということについては、なかなか売却できるのかという心配もあります。それで、全ての区、今、23区でまだ保養所機能は残している。それは、残しているというのは、指定旅館等にして、今まで持っていたものは全て売却する。だけれども、ここ一、二年の売却したところ、私の記憶では3区ぐらいあるのか、二区から三区と言ったほうがいいのか、ここはもう極端なことを言って、お金をつけて、それで、何しろ買い取ってくれ。この買取りは、お金をつけてでも渡すと。その代わりに、そういう経費が、例えば5年分ぐらい見て、これぐらいの経費として、あとはやってくれと。それはもう、建て替えようと、どういうふうにしようと、それは、形上、そっちが買い取っているわけだから、お金も出ているのだから、これで全部やってくれと。あとは、そこで指定されて、例えば3,000円から5,000円ぐらいの補助は、区民利用したときは出しますよ。これがほとんどのやり方だと思うのです。これは多分、これから考えても、こんな感じか。そうすると、品川区の場合は非常に不利なのは、品川荘というのは現実、規模が小さ過ぎる。そうすると、これはどう考えても、光林荘をセットにしていくしかない。だけど今、位置づけが違う。だけど、これは位置づけを考えて、これはほかの区もそうだけれども、最近言った、ある区は3つぐらいやったけれども、それは、修学旅行に行くというので、今、移動教室なども含めたものと一緒にして、そういうことをした区もあるわけ。それは、どこの区といえ、すぐお分かりだろうけれども、だから、そういうことをやるのも、私はこれもずっと、箱根荘も一碧荘のときも、ずっと前から言っているわけで、今、指定管理は替えたから2年目ぐらいになったのか。2年目か、それぐらいか。替えたばかりだから、すぐというわけにいかないけれども、方向性は出して、そういう形でいくのだということは、動いてもいいと思っていて、これも先ほど言ったように、私はこれは、長がぱつと言わないと、多分動けない、これは。ぜひそういうことも含めて考えていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○宮澤地域活動課長 保養所についてのご質問です。

伊東市の品川荘と、日光市の光林荘ということで、指定管理ではなくて、民間の貸付けによる方式で運用しているところでございます。委員ご指摘のとおり、他区の状況として、ここ数年で、引き続き宿泊施設としてというような、区民料金でというような条件をつけて譲渡しているという動きというのも認識しているところでございます。それら他区の状況や区民ニーズというところを含めまして、今後しっかりと検討していきたいと考えております。

○まつざわ委員長 次に、松永委員。

○松永委員 私からは、65ページの庁舎管理費について、67ページの区民保養所、先ほどの品川荘について、もう一つが83ページの目黒川・立会川水質改善について、時間がありましたら87ページの除却助成、住替え支援助成と、89ページのいわゆる耐震化について伺いたいと思います。

まず、65ページの庁舎管理費についてでございますが、今現在、ウクライナ戦争が始まって以来、燃料費や物価がどんどん上がっている状況ではありますけれども、今回の庁舎管理費では、電気、ガス料金が5,000万円と削減されております。その理由については、当初見込まれた額よりも、電気、ガスともに単価が安くなって、それぞれ2,500万円の減額となっているそうですが、なぜこのような大きな差が出たのかお知らせください。

○佐藤経理課長 庁舎管理費の電気、ガス料金の減額の補正のお尋ねでございます。

こちらは、令和5年度予算の編成を致しました令和4年の年末にかけまして、委員もご指摘のとおり、エネルギー価格の高騰を受けまして、電気・ガス料金について上昇傾向にあったというところがございます。令和4年度の補正予算で、第4回定例会においては追加の補正予算6,040万円を計上させていただいたところです。その後、国によります電気・ガス価格激変緩和対策事業ということもありまして、価格が下がりがちで、今年度の支出実績から今回の減額補正の要求をしたものでございます。

○松永委員 国の対策ということでもあります。分かりました。

次に、67ページの区民保養所についてでございますが、先ほど、2,623万円の減額となっている理由については、工事計画を縮小されたということではありますが、最低限の工事に絞ったということで、どの部分に工事費を充てられたのかをお知らせください。

○宮澤地域活動課長 品川荘の大規模改修の部分というところの中で絞った内容というところがございますけれども、本年度行ったのは設計委託という形になっています。その中身としましては、老朽化に伴いまして、空調設備の更新のための工事、また、あともう一つが温泉用のろ過装置に絞った内容になっているということです。

○松永委員 空調設備とろ過装置ということでございますが、品川荘は今、築年数はどれくらいなのでしょう。例えば今、南海トラフ地震が起きそうだという状況の中で、もし大きな地震が起きたときの耐震化の面に関してはどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○小林施設整備課長 品川荘でございますが、築年数としましては、およそ30年程度でございます。それで、建物の耐震性能につきましては、この建物につきましては新耐震の基準に基づいて設計してございますので、ある一定程度の耐震性能は持っているといったところでございます。

○松永委員 しっかりと対策を取っていただきたいのと、品川荘は、以前は野球で使ったというところもありますし、お年寄りの方や要支援の家族者の方たちも割引があったと。そうしたニーズがあるのかと思います。もちろん少年野球でございます。ですので、そうしたところで、しっかりと現状を把握しながら、ぜひまだ残していただきたいという気持ちで、ご質問をさせていただきました。

次に、85ページの日黒川の障害物ですが、汚泥のしゅんせつについてでございますけれども、この汚泥については1,300万円の減額ということでもありますけれども、内容といたしましては、護岸の脇の辺りの汚泥を取るということを伺っておりますけれども、その場所について詳しくお知らせいただければと思います。もう一つは、日黒川の障害物について、どういったものなのかお知らせください。

○北原河川下水道課長 しゅんせつを行う場所ですけれども、東京都と品川区で役割分担をしております。品川区は河川の両脇のフーチング部分のしゅんせつを行うものでございます。

障害物撤去につきましては、過去に護岸を整備したとき等に残置されている杭などが船の航行に支障になるため、撤去するものでございます。

○松永委員 内容は分かるのですが、例えば日黒川の杭というのは、船が航行する辺りにあるのか、なぜそういったものがあるのかといった調査をしながら、しっかりと対策を取っていただきたいのですが、こうした中で、汚泥のしゅんせつをする際に、臭いなど恐らく出てくるのではないかと思います。そうした近隣住民との対策をどのように取られているのかお知らせください。また、スケジュール感なのですが、汚泥のしゅんせつと障害物について、どのくらいの期間がかかるのかお知らせください。

○北原河川下水道課長 まず、残置している杭がなぜあるのかということにつきましては、護岸等を

過去に構築したときの残置された杭が残っているとなっておりまして、それで、そういったものがどのぐらいあるかというのを調査を行っておりまして、把握した上で実施してきております。

臭いにつきましては、バキュームで汚泥を吸うような形になるのですが、多少それは出てしまうこともあるのですが、それをやることによって汚泥が減るということで、その後の臭気対策にはなっていくのかと思っております。

今後の予定なのですが、来年度につきましては、目黒川で工事が多数、ふくそうしてございまして、建設局の工事もありますので、令和7年度以降に最上流部でやりまして、全ての区間を完了する予定となっております。

○松永委員 ぜひ近隣住民のそういった対策も取っていただければと思います。

次に、87ページの除却助成、住替え支援事業について伺います。不燃化特区支援事業の除却助成、また住替え支援助成について、それぞれ約1億6,000万円と、もう一つが7,500万円の減額補正でありますけれども、除却にはどのくらいの件数を見込んでいたのか、またその減額の理由をお知らせください。

また、住替え支援についてですが、不燃化特区で建て替える際にかかる費用、引っ越し費用や、家賃補助は3か月分であると認識しておりますけれども、その利用実績と見込みについてどうだったのか、またその理由についてお知らせください。

○小川木密整備推進課長 除却申請の補正の理由でございますが、こちらは移転助成とも補正理由は同じでございますが、当初見込んでおりました助成申請の件数が少なかったことによりまして、今回、減額補正をさせていただいたところでございます。

そして、予算計上時、除却助成に関しましては、件数といたしましては189件に対しまして、今年の1月末現在で申請いただいている、支出の確定しております件数が110件。そして、あと移転助成に関しましては、予算計上時の件数が159件でございまして、令和6年1月現在が69件の実績でございます。

○松永委員 要は、それでは除却の件数や住替えの件数、支援の件数というのが少なかったということでございます。その中で、対象となる地域なのですけれども、これはもうあくまでも、もし大きな地震が来たら危ないということで、大体そのぐらいの地域やエリアなどに絞って予算をつくられていると思うのですけれども、そういったところの周知というのは、どういった形でやられていたのか、対象となるエリアの方たちに対して、ポスティングなり様々な対策は取っているのかと思っておりますけれども、改めてその方法についてお知らせください。

○小川木密整備推進課長 不燃化特区支援事業の対象地区でございますが、区内10地区になってございまして、こちらは特に危険度が高く、住宅が密集している地域を重点的に集中的に行うといったところで、10地区を指定させていただいております。

そして、こちらの10地区に対しましての周知関係に関しましては、令和4年度から戸別訪問というものを行いまして、地域内の権利者、また地区外の権利者に、パンフレット等を用いて郵送であったり、あと地区内に関しましては直接訪問させていただいて、事業案内をさせていただいたりというところをやってございます。また併せて、今年度に関しましては不燃化特区支援事業のPR動画も作成して、そういったものをYouTubeで流したり、あとケーブルテレビ品川で放映したりといった広報活動も行っております。

○松永委員 ぜひ早急な対策をお願いしたいと思います。

これも併せてなのですけれども、89ページの住宅・建築物耐震化支援事業の耐震改修工事等助成についてでございますが、品川区では今、自助というところで在宅避難を勧めております。そのため、耐震化が不可欠だと思っております。建築基準法は1981年以前のものに関しては旧耐震ということで、1981年から1999年までのものは新耐震基準ということでシフトされております。そこで私も昨年の第2回定例会で一般質問させていただいたのですけれども、いわゆる81-00でございますけれども、新耐震であるものの2000年に改定された現行耐震基準より耐震性能に不安があるということで、早急な対応をお願いしていただきたいということで、区としてもしっかりとやっていくという回答を頂いております。

そこで質問なのですけれども、耐震改修工事等助成についても、先ほど理由といたしましては緊急輸送道路沿いと木密対策ということでしたが、区としてこの減額についてどのように捉えているのか、お知らせください。

○長尾建築課長 今回の補正予算の減額に関しましては、主な内容としては、緊急輸送道路沿いの耐震改修工事分で3.8億円ほど、また木造住宅の除却助成で2.2億円ほど減額というのが主な内訳となっております。この中で、特に木造住宅の除却助成につきましては、昨年と同様、おおむね80件から90件ほどの申請という予定になっておるのですが、今回、来年度予算で全域に拡大するようなところを提案させていただいております。耐震化がまだ不十分である、木造住宅については特に不十分であるという認識ですので、この拡充した除却助成をしっかりと今後周知いたしまして、耐震化をさらに加速していきたいと考えております。

○松永委員 ぜひ早急な対策を取っていただいて、住民が安心して暮らせる品川区を築き上げていただければと思います。

○まつざわ委員長 次に、西本委員。

○西本委員 私からは、90ページの教育費、関連して総務費にもかかっていきます。いじめ対策です。そして、2つ目が70ページの、すまいるスクール運営費で、仕出し弁当についてお聞きします。質問を全部、申し上げたいと思います。

いじめ対策の件ですけれども、これは令和2年の事例があつて、それを踏まえていろいろと調査委員会が立ち上がって、反省等々されていると思います。教育委員会に対しての体制、例えばいじめ対策についての体制に対する人的・財政的な支援というのが全く見えていないのです。なので、今回の補正予算の中でもそれが全く見えない。あるのかもしれない、あるのであれば、それをお答えいただければと思うのですが、それに対して。

それから、区長部局に、いじめに対して独自に相談室を設置しました。1月4日から始まっているのです。何件あつて、得られた相談事についての処理をどうされたか。例えば学校現場や教育委員会へのフィードバック。コラボレーションで協力してやっていくと言っておりますので、そこが十分にされているのかという評価を聞きたいと思います。

それを基にして、これは1月22日の総務委員会の資料の中で、「品川区いじめ防止対策基本方針の一部を改定する」と書いてあります。これは、品川区いじめ防止対策推進基本方針と同じでよろしいでしょうか。違うもの、全く違うものならば、違うと言ってください。私は同じものなのかと思っているのですが。

それで、教育委員会は、同日に行われた総務委員会においては、いろいろと細かいところが改定されているのです。なので、この基本方針、要は別物であったとしても、いじめ対策というのは、主導権は

どうなっていくのですか。それが非常に見えにくいので、今後、協力し合いながらという形では、一応、表向きでは言うておりますけれども、実際はどのようなだろうかとということをお聞きします。

次に、すまいるスクールの仕出し弁当のことを言いますけれども、昨年、1週間、1校だけ試行しました。登録の1割、1日20人程度、活用があつて、これに対して補助員が2人配置されている。しかも、10時から14時で22万9,900円かかっているという。それで、アンケートを取られております。よいという子どもたちもいれば、親たちもいれば、マイナス要因もあるというような評価なのです。決して私は、この結果を見て、全校に波及するほどの効果があつたのだろうか。非常に不安です。そして、検証結果の中に書かれているのが、活動全般、安全面、すまいるスクール運営に影響を及ぼさないスタッフ体制、日々変動する数に対応できる業者であるべきだと言っているのです。これは、37校、一斉にやるところがあるのでしょうか。私はなかなか、学校現場を知っているという業者は少ないと思うのです。先ほどもありましたけれども、アレルギー対策など、学校現場はいろいろ危険性も伴います。たくさん子どもたちが遊んでおりますから、雑菌、感染もあると、いろいろと知識が必要ではないかと思えます。私は、来年度、37校、一気に行うということは、あまりにも危険過ぎるし、どうしてそういう結論に至ったのかを説明してください。

○丸谷教育総合支援センター長 私からは、いじめ対策についての人的支援というところについて回答したいと思います。

補正予算の中では特に示されてはいませんが、例えば今年度、いじめ対策委員会の中で、臨時委員を任用できるということで条例を改定させていただきまして、既にそういう体制で重大事態の調査等にも当たっているところでございます。また次年度に向けましては、体制強化ということでHEARTSの中に弁護士を導入するなどといった形でのことも検討しているところでございます。

○勝亦総務課長 私から、区長部局におけるいじめ対策の部分についてお答えいたします。

まず、1月にいじめ対策の窓口を開設いたしまして、現状まで19件のご相談、お問合せを頂いているところでございます。その一件一件に対しまして相談員がお話を伺わせていただきまして相談に乗り、場合によっては学校等、現場に赴きながら、必要に応じて学校とも情報共有をして、相談等を行っているところでございます。現在のところ、頂いた19件のうち5件は無事終息という形になっておりますけれども、それ以外につきましては、引き続き相談対応に当たっているところでございます。

基本方針でございますけれども、申し訳ございません。今、委員がおっしゃったように、同じものでございます。今後、区長部局も連携してやっていくということで、教育委員会と相談しながら、新しい基本方針をつくっていきたいと考えてございます。

以上、品川区の教育委員会と区長部局とで協力・連携しながら、区長部局では第三者的・中立的な立場で、表も裏もなく連携していきたいと考えております。

○藤村子ども育成課長 すまいるスクールについてのご質問にお答えいたします。

37校一斉に実施できるかというところなのですが、こちらは8月に10日間の試行実施を終えまして、そちらで幾つか課題は上がってきたところなのですが、事前に設定していた課題プラス、事後に出てきた課題というところを踏まえまして、そちらについては、業者の選定や運用の方法でクリアできていけるのではないかとということで、今回37校、全校一斉に実施するというところでやっていきたいと考えているところです。

また、アレルギー対策につきましては、先ほども答弁申し上げたところなのですが、研修を行うなど、事故のないようにしっかり対策は取ってまいりたいと思っております。

○西本委員 まず、区長部局に設置した相談窓口、19件あったと。相談員というか、どなたが対応したのですか。これは、教育委員会にもいろいろ窓口があると思うのです。何が違うのですか。

それと、基本方針は同じものだという事なのですが、これは、もともとは教育委員会がこの方針を立てたわけですよね。この基本方針というのは教育委員会がつくったのではないのですか。なぜそれが、区長部局がつくると言い始めるのでしょうか。私はよく分かりません。責任を持って教育委員会をつくったものは、改正するのだったら教育委員会がしっかりと責任を持ってやるべきではないでしょうか。そこを教育委員会はどう思っているのですか。そこを教育委員会はお答えください。それから区長部局は、どうして今まで教育委員会でやってきたのに、区長部局がそこに入ってくるのでしょうか。私はよく分かりません。教育は教育現場でしっかりと進めていかなければならないし、情報は一本化しないと分散してしまうので、そして今後の対策も考えづらくなってくるのです。だから、教育のことは教育委員会がやるべきと私は強く思いますが、それに関してもお答えください。

それから仕出し弁当です。これからの仕出し弁当を、あまり安易に考え過ぎないでほしいのです。たかだか1週間やって、それで37校全校というのはあまりに危険があり過ぎる。増やしていきたいのだったら数校ずつとか、いきなり37校やるなど、そういう業者がいるのでしょうか。少し甘く考えていませんか。お答えください。

○勝亦総務課長 区長部局における相談員でございますけれども、相談員3人が、心理カウンセラー、それから社会福祉士といった資格を持った者が対応してございます。

区長部局でも、今でもやっている学校でのいじめ対策に加えて、新しく区長部局でも中立的・客観的に関わっていくということで、こういった形で対応しておるものでございます。

○丸谷教育総合支援センター長 今回、区長部局と連携してというところで、教育委員会が作成した基本方針について、区長部局とも連携するという意味で協働して取りかかるというものでございます。

○藤村子ども育成課長 こちらについては他自治体でも実施できているものでございますので、やっていきたいと思っております。

○まつざわ委員長 次に、若林委員。

○若林委員 77ページの住居確保給付金について、項目が多いですけれども聞かせていただきます。

この給付金の申請件数、支給者数を聞きます。今回、6,200万円の減額の理由も聞きます。それから、以下、参考までになのですが、2019年度の申請件数と支給者数をお聞かせください。これは、対象が拡大する前年ということで、対比するという意味。戻って申請の理由なのですけれども、大きくコロナの影響によるもの、またその他の理由によるものの件数や割合というのをお聞きしたいと思えます。それから、原則3か月の支給になっておりますけれども、延長・再延長もできます。この件数をそれぞれお知らせください。それから、1月の支給額の最大額、それから最少額、また平均額が分かればお知らせください。最後に1件の世帯人数も、併せてお聞きしたいと思えます。

それから、112ページ、114ページの国民健康保険事業会計ですけれども、まず一般療養給付費が10億円以上の増額となっております。これの理由。それから、出産・育児一時金は、昨今のいろいろ報道もありますけれども、品川区でも、この項目だけ見ても1,800万円の減額ということで、この減額の理由説明をお聞きしたいと思えます。それから最後、もう一つ、134ページ、後期高齢者医療特別会計で、健康診査事業、歯科健診事業、それから保健事業と介護予防の一体的実施事業、それぞれ減額になっておりますので、理由をお聞きいたします。

68ページの障害者支援費は約5億円の増額ということで、これから共生社会・地域を目指して、

しっかりと取り組んでまいりたいと、改めて決意しております。昨年、品川総合福祉センターが40周年を迎えられまして、大変におめでとうございます。また、長年、大変にお疲れさまでございます。そこで、日中活動で様々な製品を作っている中で、二十歳の集いの案内を郵送する際に、記念品として、さつきで作成したキーホルダーが同封されて、対象の全員に贈呈されているということで、委員長の許可を頂きまして、記念品のキーホルダー。こういう小さいもので、そちらからはよく見えないかもしれませんが、こういうものが贈呈されております。本体には、成人の日、集いが行われた「2024.1.8」、1月8日が刻印されております。板紙の表には「記念品 おめでとうございます 品川区」と印字されていて、裏側には、「私たちが心を込めて作り上げた製品です。品川総合福祉センターさつき利用者一同 この製品は障害者の方の生活活動の中で作成されました」と印字されております。

これについて、区民の方から意見やご要望があったので、ここで取り上げさせていただきます。この数年間で、私自身も成年になった青年に3名ほどお話を聞いてみました。もらった記憶はあります。捨ててはいません。ただ、今どこにあるか分かりませんという反応でございました。私もこういうことがあったので、改めて記念品について考えてみますと、送る側として、なぜこの品物を選んだのか。その品物の持つ意味、意義、また送る意図を明確にしておくことというのが1つ大事かと。もう一つは、受け取ってもらった人に喜んでもらえる。また、使っていただける。このことがもう一つ、大事な点かと。それで、私はこの意見を聞いたときに、どちらも工夫の余地が十分にあるのだろうと、この現物を見ながら思いました。昨年の10月、二十歳の集いの実行委員会では、式典に参加する成人にお渡しする記念品、今回はタンブラーだと聞いておりますけれども、この記念品を検討し、自らが決定したと。ただ、このキーホルダーについては、既に令和5年度の予算に計上されているため、既に決定事項となっているという事実があります。そこで、二十歳の集いの案内を出すときのキーホルダーについても含めた、記念品についての区の考え方等をお聞きしたいと思います。

○豊嶋生活福祉課長 私からは、住居確保給付金の件数等々についてご説明させていただきます。

まず、令和5年度、一番新しい申請件数と支給件数でございます。申請件数が39件、支給件数も39件となっております。ちなみに、コロナに入る前の2019年度の申請件数については21件で、同じく支給件数も21件となっております。コロナが始まった令和2年度が一番、ここ5年間の中で申請件数が多いものでございまして、820件の申請がありまして、支給は787件となっております。今回、減額補正をさせていただいた理由は、コロナが落ち着きまして、住居確保給付金の申請自体が激減したものでございます。それから延長の数と再延長の数。本年度39件のうち、延長した件数は24件、そのうち再延長した件数が11件となっております。それから、現在支給している金額の最大の金額は6万9,800円、最小の金額は2万7,100円となっております。そして、平均の金額は5万3,000円余りとなっております。世帯人数でございますが、ほとんどの方が単身世帯となっております。39件のうち30件が単身世帯、2人世帯が5件、3人世帯が3件となっております。

○池田国保医療年金課長 私からは、国民健康保険に関する質問について幾つかお答えさせていただきます。

まず療養給付費についての補正でございますけれども、こちらは医療費についてがかなり高額になったということで、補正をさせていただくような形にさせていただいております。また、高額療養費も同様に、これまで出したものについて不足ということで、結局、医療費がかなりかかっているということ

で、増額の補正をお願いしたところでございます。

一体的実施についてのマイナスについての補正でございます。こちらはハイリスクの部分で、実際に対象者が多くいたのですけれども、申込みをされる方が少なかったということでの減額という形になっているところでございます。

○勝亦総務課長 私からは、二十歳の集いのキーホルダーに関して、お答え申し上げます。

委員にご紹介いただきましたキーホルダーにつきましては、ご紹介いただいたように、品川総合福祉センターのさつきで毎年お作りいただいて、全ての二十歳になられる方に郵送させていただいているものでございます。ただ、ご紹介いただきましたように、ご案内に、「品川福祉センターさつき」ということで、生活活動の中で作成されましたというメッセージは入れてございますけれども、ただ、これだけではやはり、どういった送る意味があつて、意図があるかというのは、なかなか十分伝わらないところかと思ひます。品川総合福祉センターさつきなどの活動について、広く、二十歳の集いをきっかけに知っていただく、いい機会だと考えておりますけれども、伝え方につきましては今後十分考えてまいりたいと思ひます。

また、もらつて喜ばれるものといったものも、やはり考える余地があると思ひます。二十歳になった実行委員の方等の意見も伺ひながら、今後、どういったものが適切な記念品になるかどうか、考えてまいりたいと思ひます。

○若林委員 郵送で送るということは、ただでさえ文字だけありますので、なかなか伝わりづらい。何がいいのか、区が考えるという考え方を、今おっしゃつたように実行委員会で考えるという、また送る側として障害のある方が施設の方々と一緒に考える、ああだこうだ、考えるということもあるのではないかと思ひています。

新製品は毎年のように開発されています。また、アールブリュットにも一生懸命取り組まれている施設もあります。こういった、先ほどの送る側、また受け取つた側のお気持ちの2つの視点から記念品を選定し、新成人に心が届くように努めていただきたいと存じます。

○まつざわ委員長 次に、西村委員。

○西村委員 85ページ、不燃化特区支援事業、89ページ、住宅・建築物耐震化支援事業。質問が重ならないように伺つてまいりたいと思ひます。

まずは、耐震改修工事等助成におきまして、6億5,880万円余のマイナスがある。この減額補正されている理由は、午前中に木造住宅の除却の減額と伺ひました。この除却の申請は例年同様に、想定よりも半分程度の申請件数だったということでしょうか。減額の詳細と、近年の申請数の変化を伺ひます。

○長尾建築課長 今回の補正減額のうち、木造住宅の除却助成が占めている部分についてですけれども、予算上は210棟分の除却助成に対応できるような予算を組んでおりました。実績といたしましては約半分程度の申請になる見込みとなっておりますので、今回の補正減額では116棟分、約2.2億円の木造住宅の除却助成分を減額させていただく内容となっております。

○西村委員 例年、これぐらいの申請数ということではよろしいのかと思ひますけれども、除却・建て替えを進めるために、区が前段で進めていただいた診断が、2次診断である一般診断法を取り入れております。費用は、戸建てで1件15万円程度でしたでしょうか。この診断費用を全部出すということで、2分の1負担してきたものを、次年度、無料化していくと思ひます。耐震診断をさらに拡充して促すことでの、区の狙いや期待する効果を伺ひます。

○長尾建築課長 失礼しました。除却助成につきましては、平成23年度から実施している制度になっております。その中で、平成27年度以降は例年150件前後の申請が、除却助成についてはございました。令和4年度に関しましては少し落ちまして、96件という実績になっておりまして、令和5年度についても、おおむね同程度の実績になる見込みとなっております。

あと、拡充いたします内容の部分につきましては、耐震診断の助成、1件大体15万円程度となっております。これまでは、その半分、7万5,000円を、戸建て住宅の場合ですと補助するという内容でしたけれども、今度の拡充の中で15万円全額を補助するというような内容になっております。こちらは両方とも、拡充前も拡充後も、委員がおっしゃったように一般診断の方法を取って耐震診断をしていくものとなっております。

効果というところですが、これまでは無料で簡易耐震診断というものは実施しておりました。建築士の方を派遣しまして外観を見る中で、また図面等をお持ちであればそういったものも確認しながら、建築士の方に、耐震性に関して一定お話をさせていただくというところでしたが、この一般診断をすることで、建物の外観目視の確認であるのは変わらないのですけれども、より詳細に耐震性を確認できますので、自宅の状態をより把握していただくというところでは効果があると考えております。

○西村委員 年始の能登半島大地震のこともありまして、皆さんの意識も高まっている今こそ、さらに力を入れていただきたいと思うのですが、申請件数が平成27年度から少しずつ減ってきているというところで、皆さんの取組も区民の皆様の意識も、積極的に、少しずつではありますが取り組んでいただいて、年々減ってきているような結果になっているのではないかと推測しています。診断をする方は建て替えを検討している方だと思いますので、自宅の耐震性能がどれぐらいかをぜひとも区民の皆様に検討するきっかけにさせていただきたいと思います。

さらに、旧耐震に関しましては、除却助成の対象エリアを区内全域に拡大していくと思います。2月発行のまちづくりニュースが、木密地域の我が家のポストにも入っていたのですけれども、次年度、不燃化特区ではないエリアまで広げたことはすごいことで、大きな一歩だと思っております。不燃化率を上げていくことは、会派でも、まつざわ議員を中心に要望してまいりました。どういう経緯があったのか、今後の数値目標はあるのか、伺います。

○小川木密整備推進課長 来年度から取組をさせていただきます、整備地域不燃化加速事業のお尋ねでございます。

こちらの事業に関しましては、現在、品川区不燃化特区支援事業は、整備地域の中の重点整備地域を不燃化特区と指定しまして、助成支援を行わせていただいているところでございますが、来年度から取り組む加速事業につきましては、今年度からやっております東京都の補助スキームを活用して、不燃化特区以外の地区、小山二丁目と中延四丁目におきまして同じような助成支援を行いまして、不燃化の促進を加速させていくという事業でございます。

○西村委員 このスキームを活用していただいておりますけれども、令和7年まであと2年というところで、さらに力強い促進をお願いしたいと思います。

東京都耐震ポータルサイトを見ておりますと、建て替え助成までしている区が現在8区ありまして、今後も区の実績は、これで終わりではないと思っておりますが、これからこの事業をどこまで広げていくのか、区のお考えをお聞かせください。

○長尾建築課長 品川区の耐震改修促進計画においても、令和7年度を目標年次として、木造住宅に限らず耐震化を進めて、おおむね耐震性が確保できている状態を目指しております。今後も、拡充して

きた除却助成をしっかりと周知して、耐震化を促進していきたいと考えております。

また、建て替えに関しましては、23区の中でも一部の区で除却助成と併せて、もしくは建て替え助成をやっている区があるということは認識しております。品川区の場合は除却助成、他区と比べましても補助率も助成上限額も非常にしっかりと支援している内容になっておりますので、こちらをしっかりと周知して、耐震化をさらに進めていきたいと考えております。

○西村委員 診断の強化をなぜこのタイミングでしていくのかというところも、今のご説明で私も理解できましたが、ぜひとも力強くお願いしたいと思います。

最後に、松永委員の質問にもあったのですが、今回の能登半島地震で、1981年の新耐震基準以降の建物も倒壊したということが、ある種の驚きとともに報道されていますけれども、新耐震基準は、震度7クラスの地震に1度だけ耐えられることを前提としていると私は理解しております。見方を変えれば起こり得る事態だということも言えますので、この点、能登半島地震のこのような報道を受けましての、担当課のお考えをお聞かせください。

○長尾建築課長 昨年度の10月から2000年までに建てられた木造住宅も耐震診断の助成制度の対象に追加するなどして、旧耐震だけではなくて、住宅の耐震化については幅広く支援できるような状況にしております。

能登半島地震だけではなく熊本地震の際も、やはり旧耐震の建物だけではなく、2000年までに建てられた住宅であっても、被害を一定受けているところがありました。在宅避難もしっかりしていただけのような、自宅の耐震性能をご自身できちんと確認していただけるようなところに持っていきたいと思っておりますので、拡充した耐震診断を含め、建て替えるという選択をされた場合は除却助成も使っていただいて、区全体として耐震化が進むようにしていきたいと考えております。

○西村委員 今回の能登半島地震のことを受けまして、今後の耐震基準も、また地盤のことなども検討しながら、変わっていくようなことがあるのではないかと私は思っております。また、助成することで、除却・除去、さらには建て替えにつなげたいという担当課の熱意は伝わってまいりますが、現状、診断した方はすぐに工事につながっているのか、駄目なところが見つかって直さない、直せないというような区民の方がいるのではと懸念いたしますが、その点はいかがでしょう。

○長尾建築課長 木造住宅の除却助成を活用される方に関しましては、その後の建て替えや売却などという道筋が一定、見えている方からの申請や事前相談というのがほとんどですので、そこについては止まらず、そのまま建て替えに向かって進んでいるものと認識しております。

○西村委員 また戸別訪問も強化していただいておりますので、引き続きよろしく願いいたします。以上で終わります。

○まつざわ委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員 63ページ、65ページ、91ページの基金積立金についてお尋ねします。

財政調整基金積立金ほか3つの基金への補正についてお伺いします。この補正額は、特定財源の基金利子と、ほかは一般財源によるものと理解しています。公共施設整備基金積立金は、12億2,100万4,000円です。利子は2,100万4,000円です。財産収入のほうに入れています。一般財源は12億円。義務教育施設整備基金積立金は7億1,039万8,000円で、利子は1,039万8,000円です。一般財源は7億円となっています。庁舎整備基金積立金は3,449万9,000円で、これは利子だけです。一般財源はありません。財政調整基金積立金は9億4,742万2,000円で、これは利子が17万5,000円、一般財源が9億4,724万7,000円ということになって

います。

ここで、ほかの委員からもあったのですが、確認していききたいと思います。ほかの基金積立金の一般財源が億円という単位なのですが、財政調整基金積立金に関しては千円単位まで出ています。先ほど少しありましたが、基金の名前から、補正予算の編成に当たって、歳入との最終調整という形で、こういう金額になっているのかということをもう一回確認します。

○遠藤財政課長 財政調整基金の積立額補正につきましては、委員のおっしゃるとおり、最後、歳入と歳出を合わせなくてははいけませんので、その部分での積立額ということでございます。

○高橋（し）委員 ということですが、歳入・歳出を合わせるという部分もあるのですが、その一方で財政調整基金の金額、こういった調整した金額だけではなくて、積み立てることは可能だと思っています。その点についてはいかがでしょうか。

○遠藤財政課長 今回の補正額につきましては、今回の最終補正において、いわゆる財政の年度間の、これは令和5年度の資金がそれぞれどういう部分で使われているかで、足りない部分という形で、財政需要という形で出したものでございますので、その分で結果として積立てということで財政調整にさせていただいたというところでございます。

○高橋（し）委員 今まさにおっしゃったように、結果としてということなのですが、財政調整基金という形で、さらに積み立てることは、私は可能だと思っています。その件については、また別の機会にお話を伺いたいと思います。

そして、先ほど出てきた庁舎整備基金ですが、利子のみであります。今後の庁舎整備に当たり、いろいろなところで議論になっていますが、具体的な財源計画をお伺いいたします。

○遠藤財政課長 当初400億円という形で出ていまして、基金といたしましては、令和6年度までに30億円ずつ積み立てまして、120億円という形で進ませていただいたところで、今回、金額が変わってきたというところでございます。ただ、現状におきましては、まだその後どうするかというところはまだ決まっていないところでございますので、今後、資金計画、実際の実績などが出た段階でも金額が分かってくるかと思っておりますので、そちらを徐々に見ながらという形になろうかと考えているところでございます。

○高橋（し）委員 今、これから実施計画等があるのですが、本当に令和7年度から工事が始まるというところからすると、これは私が、こういうことではないかと考えたのですが、今お話があったように、庁舎整備基金というのは今回の補正では積立てがないということで、30億円だということです。それで、今お話があったように、令和5年度末で90億円になるという。それで、令和6年度で120億円までいくというところはもう承知しております。先日あった庁舎整備の基本設計の中間報告では450億円という形でしたけれども、560億円まで膨れると。その中の約8割として、ほかの都や区の負担部分や、それから災害関係とか、そういうものを含めると、450億円という今の数字になってくると思うのですが、この財源として、今までの財政課長のご答弁からは、基金と起債を予定しているというお話でした。現時点ではまだ計画はないというのですが、令和7年度から工事予定ということで、そうすると起債の発行は、一般単独事業で充当率が75%まで可能だというご答弁がありました。そうすると、330億円になると思われまして。そうすると、残りの25%は約112億円で、これが令和6年度の庁舎整備基金の、足し算をしていくと120億円になるわけです。そうすると、その中で、何というか、解決できるという状況で、議会で現状、これからというお話がありましたけれども、いかがでしょうか。

○遠藤財政課長　　今、計算式のお話を頂いたとおり、現状では120億円で、都や国のところの負担分を引きますと賸えるというような状況では考えているところでございます。

○高橋（し）委員　　そうすると、起債をどうするかというお話になりますけれども、起債が330億円になるという前提で、それぞれ考えていかなければいけないところになるのかと思います。

実は区債について、23区で令和4年度決算で比較したところなのですが、品川区は区民1人当たりの区債残高は3万円です。23区平均の4万6,000円を下回っており、下から8番目の低さです。公債費負担比率は0.8%で、23区平均の1.7%を下回って、これまた少ないほうから7番目です。ということは、公債の比率が少ないということなのですが、その議論は置いておいて、今後330億円の起債を発行した場合、どのような事業費に該当するかというのは、まだ分かりません。そして、過程においてですけれども、いずれ償還時において、資材や人件費の高騰ということが予想されます。そうすると、さらに今後の公共施設でも、先ほどほかの委員の議論にもありましたけれども、公共施設の整備総合計画の素案が出ていて、それによると、30年間で約150億円ぐらい必要だという話も出ております。そういった状況の中で、しっかりと財政計画を立てる必要があるのですが、そこで、庁舎整備に当たって、減債基金条例、減債基金の対象事業として積立てを検討していく必要があると思います。それについてはいかがでしょうか。

○遠藤財政課長　　今後、起債はさせていただきまして、そちらの返済が当然かかってきますので、その部分につきましても、減債基金の積立てなども考えながら、返済の計画も立てるべきかと考えているところでございます。

○高橋（し）委員　　減債基金条例というのは、その中で3つ、対象事業があつて、1つは特別区都市計画交付金の対象となる都市計画事業、2つ目は校舎建築などを目的とした義務教育施設整備事業、そして3番目に、そのほか償還財源を確保すべき公共事業ということなので、減債基金条例の減債基金の中に積み立てることができる。そして、償還のときに、これら基金から償還していけば、一般財源から償還しなくて済み、一般財源を償還していくという状況に陥った場合、ほかの政策事業が圧迫されて、そちらを減らしていかなければいけない可能性が出てきます。そのためには、起債を現在、できるだけ余裕のあるうちに積み立てていく必要があると思うのですが、その点についてはもう一度お願いします。

○遠藤財政課長　　積立てといいますか、基金にどんどん積み立てていくというのは、お考えもあろうかと思いますが、実際にかかる経費のところ、例えば国や都の補助金が使え、あとはほかの基金を取り崩してというようなところもあろうかと思いますが、一方で、今後またもう少し上がるような形も考えられますので、その分、今後の推移を見ながら、こちらについては様々な手法を検討していきたいと考えているところでございます。

○高橋（し）委員　　というご答弁なのですが、私が今お話ししたように、先ほど財政調整基金が数字的には調整額が出る。それから減債基金でも、実際、減債基金のほうに、今まで今のような考え方で積み立てていくことはなかったのだと思います。ただし、数字が大きいということが、やはり庁舎建設で欲しいので、できるだけ本当に様々な手法を使って、もちろん起債は起債ですけれども置いておいて、基金の中でできるだけ基金を積み重ねておく必要があると思うのですが、改めてお願いします。

○遠藤財政課長　　様々な手法があると認識しておりますので、こちらの減債基金も含めまして、いろいろと検討させていただければと思っております。

○まつざわ委員長　　次に、松本委員。

○松本委員　　私からは、63ページ、基金積立金、83ページ、道路課職員給与費、89ページ、防

災課職員給与費、職員給与全般について伺いたいの、総合的なページということで63ページの財政課職員給与費、それに関連して職員研修制度について伺いたいのと思います。

まず、先ほど基金積立金について質疑のやり取りをお伺いして、ここを確認しないといけないのかと思って伺いたいのですけれども、先ほどの流れだと、基金に積めるだけのお金があるのであれば、予算の上限に達したものについて使ってはどうかというやり取りだったと思うのですが、そもそも補正予算の在り方として、そういうことがよいのか、よろしくないのかというところがあると思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○遠藤財政課長 この間ずっと執行を1年間やってきた結果、様々な不用額が出てきているというところでございます。その部分のお金については、要するに還元金の平準化といいますか、安定性を含めてという形で、基金に積み置くという形につきましては、よく一般的にやられていることだと考えております。

○松本委員 逆のほうなのです。基金に積み立てるのは、私もそれは承知しています。そうではなくて、事業のほうに、事業が人気があるから、こちらにもうどんどん補正予算で使ってしまえばいいという考え方が、これは国のほうについては財政法があって、地方においてもいろいろな財政規律の問題があると思うのですけれども、そういうことが、これは我々議員も質疑をする、要望を上げるときに、ある程度やはりそこは財政の在り方というのを考えておかないといけないのではないのかと思って伺っているのですけれども、その点をお願いいたします。

○遠藤財政課長 すみません。失礼いたしました。

要するに足りない部分について余計に乗せていく、事業として振り分けていくというところもあろうかと思えます。一方で、最終補正という時期でございますので、なかなか新規事業ができないとか、あとは、どうしても一部の医療費などという部分については、しっかり払っていかなくてはいけない部分もあろうかと思えますけれども、ほかの部分につきましては様々な行政需要という形で考えさせていただいて、ある程度、上限も決めなくてはいけないという部分もありますので、そこはバランスという形になろうかと思えますけれども、このような形になっているところでございます。

○松本委員 これはもう、財政法にも書いてあるようなところになるかと思うのですけれども、補正というのは、やはり事後的に生じた問題などといったところがあって初めて、ある程度、正当化される問題だと思います。需要がありそうだからということで、ほかのところに使っていくと、財政比率というのは大変なことになるし、さらに言ったら、本予算も本来であれば、もう何か月もかけて理事者の皆さんがいろいろご苦勞されてつくってきたものだと思います。そういったものを、いろいろな調整を受けて得たものについて、お金が余っているからという考え方で、ほかのところに使えばいいという考え方というのは、私たち議員も、そうやすやすと提案していいのかというところを思いましたので、こうした質問をさせていただきました。こうしたことを考えながら、私も質疑をしていきたいと思えます。ありがとうございました。

次に、道路課職員の給与費と防災課職員の給与費なのですが、今回補正で多くの給与費が増額されています。これは昨年、そうした条例改正案が通ったということで、給与が増えているということだと思うのですが、道路課と防災課については2,000万円規模で減っているというところで、これはどういう要因なのかお伺いできればと思います。

○崎村人事課長 道路課、防災課の給与費の減額でございます。

先ほど石田しんご委員からも別の観点でご質問いただいたところなのですが、まず当初予算の

考え方といたしまして、職員給与費については、その前年の10月1日現在の現員現給をもって算定させていただいて、予算編成させていただいております。当然、10月1日現在ですので、その後必要人員や人事異動等で職員の数に増減が発生する場合がありますし、今、委員からお話がありましたように、給与勧告に基づいて給与改定が行われた結果、増額となったという部分もございます。そういった意味で、道路課、防災課につきましては、育児休業や病気休職の代替職員として配置した職員が4月1日現在で解消した結果として減額とさせていただいているところでございます。

○松本委員 よく理解できました。

そこから、その関係で給与費の増減を私もこの説明書で拝見していたのですけれども、少し不思議だと思ふところがあって、これでまた財政課に質問を戻させていただくのですけれども、記載が、給与費についてはほかと少し違って100万円単位で記載されているのです。ほかのは大体、千円単位で記載されているかと思うのですけれども、先ほど予算の原則の話も少しやり取りさせていただきましたが、予算原則に厳密性の原則というのがあるかと思ふのです。完全な見積りは困難だと思ふのですけれども、人件費で100万円単位で計上されてというのは、若干大き過ぎるのではないかと思ふのです。念のため目黒区や大田区も調べさせていただいたのですけれども、やはり千円単位でやられているのです。ここはある程度、厳密にやっていただくのがいいのではないかと思ふのですが、今こういうふうな100万円単位で給与についてやられている理由と、千円単位にしたほうがいいのではないかと思ふのですが、いかがでしょうか。

○遠藤財政課長 こちらの積算をするときに、積算時点においては当然、各課から積み上げまして、数字を、超過勤務の時間なども考えてやっているとところでございます。実際に、この後、人件費の確認といえますか、11月、12月ぐらいにやりまして、当然その後も超過勤務等が発生して、かなり幅が、普通の事業費ですと大体分かるのですけれども、超過勤務がなかなか分からないところがありますので、そういう部分で一定程度、丸めさせていただいているというのが正直なところでございます。

人件費の場合はほかの流用と違いまして、いわゆる同一管内においてできるということもございしますので、一部のところにつきましては計上しないで、ほかのところを考えながらというか、ある程度、全体を見てという形でさせていただいているところでございます。

○松本委員 お考えは分かりました。ただ、ある程度、厳密なところというのもお考えいただければと思ふます。ありがとうございます。

この職員給与費に関連して、職員研修制度についてもお伺いしたいと思います。各自治体も、いかに若い職員の皆さんたちに継続して働いていただくかということが結構大きな課題になっているかと思ふます。この中で、金銭面だけでモチベーションを上げていくということだけでできるかといったら、必ずしもそうではなくて、例えば自己成長や自己実現ということが大事というのは、いろいろなところで言われているところかと思ふます。それで、品川区の、例えば職員のしおりというか、試験を受けるときのしおりみたいなもの、パンフレットを確認すると、研修制度が充実しています、あるいは、英会話の補助が受けられますというふうな話も載っています。これは、品川区の職員自己啓発助成要綱に定めがあると思ふのですけれども、ただ拝見すると、具体的な内容は基本的には総務部長が定めるということになっていて、なかなか中身が我々には分かりにくいので、助成の趣旨と具体的な内容、そして実際にどういうものが活用されているのか伺います。

○田口人材育成担当課長 ただいまの委員の自己啓発制度のご質問にお答えいたします。

こちらは、教育機関が実施する講座を自発的に受講する職員および指定された研修を実現する職員に

対して費用の一部を助成することで、自己啓発の促進を図り、質の向上を目的とするものです。

こちらの内容でございますが、講座内容や資格試験の種類によって異なりますが、受講料や検定料の85%から50%の助成を行っております。

○松本委員 すみません。活用状況ということで、どういうものが人気があるか、どういうものが使われているかという具体的なところもお願いします。

○田口人材育成担当課長 失礼いたしました。活用状況につきましては、令和5年度は2月末時点で23件で、約23万円の助成を行っております。申請が多い主なものとしましては、日商簿記検定や社会保険労務士、宅地建物取引士、語学系に関する講座や検定でございます。

○松本委員 魅力的だと私も思うのですが、一方で要綱を確認すると、会計年度任用職員の方たちというのが対象からは外されているかと思えます。この理由についてお伺いできればと思います。

○田口人材育成担当課長 こちらの制度なのですが、会計年度任用職員につきましては1会計年度内での任用となっております。こちらが、翌年度以降も働くということが確定していないということもございまして、対象外としております。

○松本委員 続きはまた別の款でやります。ありがとうございます。

○まつざわ委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は補正予算全般についてお聞きします。その中で行政評価、先ほどもありましたが、それについて、まず質問させていただきます。

これは、ある民間の小規模事業者のお話なのですが、その2代目は35歳になったところで、自営である親の会社に転職しました。経営は業績悪化が続き、赤字体制だったため、社内会議を開き、出席した管理職に改善策を提案するように促したところ、今まで先代の社長の言われたままだに対応していたので改善策は思いつかないと言われ、大変ショックを受けたということです。そこで2代目は改善報告書を作成し、社員全員に改善案の提出を促しました。その中身は、まず1つ目は、現状の問題点を記載してもらおう。2つ目は、問題点の原因を記載してもらおう。3つ目は、改善内容を記載してもらおう。さらに4つ目は、改善後の効果を記載するというものです。非常に分かりやすい内容です。このように、社員に業務改善案の提出をお願いし、提案1件につき500円支給し、対象に選ばれると5,000円支給するというものです。その結果、現在、赤字体制の会社から、平均1か月200件以上の提案数があり、売上げと利益も増大し、経営も安定したというような内容の報道がありました。

また、この提案に対して特に目立つのが、上司が部下を評価するのは25%、4分の1です。残りの75%は、本人の提案した、積み上げた実績を上層部で評価するもので、今まで部下の提案を、上司の査定だけで部下の評価を決めていたものをやめて、本人の実績を半年ごとの集計により給与やボーナスに反映させるというものです。すなわち、社長の指令で、命令で、改善をやらされるのと違い、社員の意識が改善し、生きがいとやる気も生まれたようです。また、今の日本企業に必要なのは、よく言われるのですが、働き方改革ではなく、働きがい改革だというようなことです。

だから、このようなことは民間でやっていますが、品川区でも区長部局でも応用できると思いますので、このような評価をして、多くの社員の方の知恵を活用して、いろいろな品川区の改革、改善を図るべきだと私は思いますが、ご見解をお聞かせください。

○吉岡政策推進担当課長 評価についてということで、今、民間事業者の評価についてご提案あるいはご案内を頂いたところでございます。今年度、品川区が実施した事務事業評価に関しましても、まず職員自らがそれぞれの事業あるいは施策を振り返るところで、そちらも、今お話のあった事業

の現状の問題点や課題を挙げて、それぞれ事業に基づく指標といったものを達成しているかどうかというところを振り返って、今後の改善内容というところまで踏み込んで、評価に反映させたというところでございます。なかなか、その後の効果をどう見せていくかというところまでは至っていないところでございますけれども、今年度、品川区が実施した事務事業評価につきましては、行政評価のマネジメントサイクル、PDCAのCの部分というところで、今後のA、行っていく中で、そちらも振り返りながら事業の改善をしていきたいと考えているところでございます。

○須貝委員 これも質問を忘れましたが、提案制度というのは実際あるのかどうか教えてください。そして、あれば何件ぐらい毎月出ているのか、それも教えてください。

ここで言いたいのは、職員の仕事内容は基本的に、区民が安心して暮らせるように生活を支えるという仕事です。住民や法人から電話対応や窓口対応、各種書類の処理などを行い、福祉、教育、子育てなど、数字に表せない仕事をしていると思うのですが、どうでしょうか。お答えください。そして、現場で仕事をしているのは職員です。区民の相談に十分時間をかけて、区民を助けて、優しく対応する。それを、人件費や事業費などの数字を見せて行政評価をする仕組みはおかしくありませんか。これについてご見解をお聞かせください。

○岡秘書担当課長 私からは、職員事業提案制度についてお答えします。今年度から職員提案事業制度をやりまして、提案数が33件ありました。そのうち9件を予算化して、来年度に向けてやり始めました。

○吉岡政策推進担当課長 私から、行政評価についてのお尋ねでございます。

まず、委員からお話があったとおり、こちらの事務事業評価につきましては、様々な事業で定めている指標の達成状況や予算の執行といった客観的な数値に基づいておりますけれども、その事業を行っていく上での必要性や有効性というところで、区民の皆さんの声や団体の声といったものを各所管課でしっかり聞き取った上で、必要性を考えていくというところがございますので、この事務事業評価は、こういった必要性、有効性の部分が見える化するという部分では、必要な政策、必要な効果かと捉えているところがございます。

○須貝委員 区民を支えるということですよね。それを、こういうふうには、人件費は幾ら、事業費は幾らではないのではないのですか。本来は、住民サービスを、どれだけ多くの方に満足していただいた、そして職員の方が、これは改善したほうがいい、様々なご意見を持っていると思います。これだけの大勢の、要は品川区は大企業です。その職員の方が、「いや、こうしたらいいと思うんだけど」という提案。多くの方の知恵を借りて、やはり現場でいる職員の知恵を借りて、品川区というのを改善するべきではありませんか。もう一度、ご見解をお聞かせください。

○吉岡政策推進担当課長 事務事業評価のところ、先ほども申し上げたとおりというところがございますけれども、事業の必要性、有効性を見る上で、やはり事業の効果を算出するに当たり、必要な満足度というのが重要な指標ではありますが、もし同じ満足度を得られるのであれば、当然、コストが少ないほうがより望ましいという部分がございますので、同じ効果を得るために、そういった部分をしっかり数値を分析していくというところも、行政として必要な部分だと捉えているところがございます。

○須貝委員 行政というのは、何か利益を得るためにやっているのですか。これは商売ではないですよ。電話対応、それから個別に目の前でお客様対応、窓口で対応をする。これはずっとそこで、その人たちの話を聞いて、それで一生懸命、その人たち、区民の皆さんがお話します。それはお金に替えら

れないでしょう。今、言いましたよね。そういう賃金、お金の評価もするのだ。でも、究極的に福祉だ何だというのは、お金ではない、人件費ではないでしょう。そうではなくて、いかにお客様、区民の皆さんを満足させたか、いかに多くの方を助けたかということに主眼を置かなくてはいけないのではないですか。私は、行政評価というのはおかしいと思う。企業で利益を出すというなら分かります。どうしたら、この事業を発展させるのだ、そして無駄を省くのだというのは分かります。でも、行政は違います。違いますか。窓口でやっている人は、皆さんも若い頃はやっていたと思います。やはり相談に乗っています。では仕事をいつやるのですか。お客様が帰った後、区民の皆さんが帰った後、5時以降仕事している。残業もしなくてははいけない。でも、それでいいのではないですか。だから、人件費にそんなに費用を使う、何を使う、それから事業費にこれだけお金をかける。そういう話をするのは民間に任せればいい。違うでしょう。私は根本的に違うと思う。区民のやはりサービスの評価、それから事業部の仕事の内容の評価。それを改善する。そういう、評価する仕組みというのをつくるべきだと私は思いますが、それがイコール、職員の働きがいにつながるのではないですか。ああやって、私は助けた。そうしたら、その区民の方がまた見えられた。ありがとう。それが、やはり生きがいであり、働きがいではないのですか。それを、こうやってコストを出して、賃金がこうだ、事業費がこうだ。そうではないでしょう。要るなら、もっと多くの職員を使ってあげたほうが、どれだけ区民の方は助かるか分からない。でも、それはできないとして、やはりそういうことを主眼として、行政評価というのはすべきだと私は思うのですが、いかがですか。区民からやはり頼られる、慕われる。品川区がそういうものをつくってこそ、初めて品川区が自治体として凛として皆さんのためにあるのだということが証明できるのではないのですか。もう一度お答えください。

○吉岡政策推進担当課長 事務事業評価につきましては、区民の満足度というところを指標に挙げているような事業もございますし、当然ながら、区民の皆様からその事業に対するアンケートも取って、しっかりと進めているようなところもございます。先ほどから、行政が利益を上げるというお話がありましたけれども、私は利益を上げるとは一切言っておりません。事業などで同じ効果を得られるのであれば、財源も限られている部分がありますので、しっかりと、どう事業を実施すれば効率的にできるかというところで、行政評価を実施したというところでございます。

○崎村人事課長 委員から、良質な区民サービスの向上のためには多少人件費がかかってもよいというような、少し温かいお言葉を頂いたのかもしれないのですけれども、ただ一方で、やはり人件費がかかり過ぎることになりますと、区の予算の規模というのは限られておりますので、そうすると、例えば福祉や教育や子育てに回すお金というのがなくなってきてしまいます。ですので、先ほど政策推進担当課長からお話しいたしましたけれども、人件費もやはり考えながら、限られた人材で良質な区民サービスを提供するためにはどうしたらいいかということを考えていくのが行政の役割だと考えております。

○須貝委員 そちらを考えるのではなくて、お客様に対して、区民の皆さんにどれだけ満足してもらえますか、区民から頼られますかということに主眼にすべきでしょう。違いますか。それは私は違うと思います。

それからもう一点、別のほうでお聞きします。今、品川区では、SDGs 未来都市、それから自治体 SDGs モデル事業の提案内容が出ました。今、SDGs で誰一人取り残さない、それから持続可能な開発目標、それからウェルビーイングとあります。だけど、今、皆さんに必要なのはこのことですか。生活は大変です。先ほども、歴史的な物価高騰になっている。私の周りでも大変な人がたくさんいます。

私は、これは目標としてはいいかもしれない。だけど、やはり一人一人の区民の皆さんが今どんな現状にあるのか。それはもう皆さんがご存じだと思います。やはりそちらの人たちをまずは救済して、そして、これで大丈夫だと思ったら、こういう方向に私は進んでいいと思いますけれども、やはり、SDGsで誰一人取り残さない。今、周りではどんどん取り残されています。そうすると、私は考え方がおかしいと思うのですが、ご見解をお聞かせください。

○久保田企画部長 まず行政評価の件でございますけれども、当然ながらコストという意識を我々は持っていますけれども、やはり区民サービスを提供する、そして区民の方に満足していただくということが一番大事だと思っていますので、そうした視点も入れながら、行政評価をしていく中で、事業手法などといったやり方を見直すことも含めて検討しております、そうしたことで、よりよい満足のいくサービスを提供していきたいと考えているところでございます。

また、SDGs、持続可能なということでございますが、当然、我々も今、困っている方がいるというのを分かっておりますので、補正予算等を使いまして、早急に対応しているといったところ。それと、あとは将来に向けて、誰一人取り残さない、持続可能な社会をつくっていくためには、今取り組まなければならないこともありますので、そういった両面を支えながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○須貝委員 森澤区長は本当に若くて聡明な方だと思います。でも新井副区長、側に、年齢が近いのですから、「区長、それはおかしいですよ。違いますよ」ということは、ノーはノーではっきり言って、それでやはりお互いに話し合っ、この品川区を改革、改善してほしいと私は思います。

終わります。

○まつざわ委員長 次に、鈴木委員。

○鈴木委員 私からは、103ページから始まります特別会計の国民健康保険と後期高齢者医療保険、そして介護保険について伺いたいと思います。

新年度は、3年に1度の介護保険料の値上げ、それから2年に1度の後期高齢者医療保険料の値上げ、そして毎年値上げの国民健康保険料と、トリプル値上げの年になります。物価高の中、さらに区民に追い打ちをかけるものだと思います。その特別会計が補正予算でどうなっているのかについて伺いたいと思います。

まず、国民健康保険を伺います。改めて、一般財源から国民健康保険に入れている、決算補填等を目的とする法定外繰入れが、最終補正で幾らになったのか伺います。

それから2点目に、特別区長会が昨年11月16日に厚生労働大臣宛てに、国民健康保険制度の見直しに関する提言を出して、加入者の負担軽減など、5項目にわたる要望も出しました。この提言というのは、区長会が提言を出したというのは初めてのことなのか、伺います。そして、ここには、国民健康保険制度が危機に立たされていると言っても過言ではないと、危機的な状況だということで述べています。品川区も厚生委員会の中で、同じ認識だと答弁されましたけれども、国民健康保険の危機とは何かについて伺いたいと思います。

○池田国保医療年金課長 まず質問の、今回の最終補正につきましての、その他の一般会計繰入金についてを幾ら補正されているかというところでございますけれども、こちらについては、24億2,510万9,000円ほど、補正の要求をさせていただいているところでございます。

もう一点の、区長会が令和5年11月に厚労省の大臣へ行った提言についてでございますけれども、こちらについては、品川区として何が一番危機かというところではございますけれども、実際に被保険

者がどんどん減っている中で、医療費についても、これから増えていく。1人当たりの医療費も増えているということで、先ほど補正額でも、かなりの療養給付費を入れさせていただいているというところでございます。実際、医療費がかかるということは、保険料についても、医療費、それから所得によって保険料というのは決定してまいりますので、負担される方がますます苦しい現状になってくるというような、負担が大きくなるという現状があるということで、今後も国民健康保険の事業について、運営するについてはかなり厳しい状況ということで把握しているところでございます。

○鈴木委員 決算補填等を目的とする法定外繰入れということが24億円ということではないのですか。109ページのその他一般会計繰入れの12億円ということではないのか。法定外繰入れは最終補正で幾らかと伺ったのですけれども、24億円ではないのかということの確認をお願いしたいと思います。

それから、この提言というのを出すというのは、私は初めて見たような気がするのですけれども、区長会として提言を出すというのは初めてなのか、そのことについても伺いましたので、お願いします。

それから、本当に国民健康保険料が、今年度も史上最高の値上げだったのです。来年度はそれをさらに更新するという状況なのですけれども、本当に国民健康保険料が高いというのは、負担も限界というところで、全国知事会、それから全国市長会、そして区長会もこういう形で提言を出すところまで来ていると思うのですけれども、区は、保険料は高過ぎるという認識かということでも、高過ぎるという認識だと、何度聞いても答弁がないのです。そして、今回の厚生委員会の資料の中でも、区の資料の全てのモデルケースで、そして全ての収入レベルで、全員が値上げというのが、来年度の国民健康保険料になるのですけれども、例えば年収300万円の夫婦と子ども2人の世帯の国民健康保険料というのは、40万4,055円なのです。これは、協会けんぽの2倍以上になるものです。総収入で月25万円の4人世帯から月4万円もの国保料というのは、負担が重いという認識はないかということをお伺いしたいと思います。

○池田国保医療年金課長 まず補正の部分でございますけれども、その他の一般会計の繰入金としては24億2,500万円ということで計上しているというところでございます。次に、こちらの部分、保険料についてでございますけれども、今、かなり上がるというところでございますけれども、それについて高いかということでございますけれども、こちらは、実際に今後の医療費、そして所得を計算した上で保険料というものを算出しているところでございますので、妥当な数字というところになってくるかと思っております。

それで、もう一つが提言についてでございますけれども、こちらについては、これまでも区長会を通じて、東京都、それから国等にいろいろな要望を出させていただいているところでございますけれども、今回は本当に保険料について厳しい状況というものもございましたので、国に支援をお願いしたいということと、また支援のほかに抜本的な改革をやらなければいけないのではないかと、区長会ということで提言させていただいたところでございます。

○鈴木委員 区長会の提言というのは初めてかと伺ったので……。

(「これまでやっていると言ったよ」と呼ぶ者あり)

初めてと言ったか。

(「これまでやっているって」と呼ぶ者あり)

やっている。ごめんなさい。すみません。分かりました。

計算上、妥当だということしか言われたいのですけれども、でも負担が重いというのは厚生労働省でも認めているのです。私は、負担が重いという立場にぜひとも区としても立っていただきたいと思うの

です。負担が重い。だから引下げが必要だ。だから、引下げのための国の予算をもっと増やしてくれ。子どもの国民健康保険料の負担軽減をもっと拡大してくれということで要望しているわけですから、その大本には、負担が重いという立場に立っていただきたいということで思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、なぜ国民健康保険料が、ほかの組合健保や協会けんぽなどと比べても、これほどの2倍もの高い保険料になるかという、国民健康保険の構造的な問題があるわけです。その一つが、収入のない子どもにまで保険料がかかる均等割の仕組みだと思っております。それで、全国知事会、市長会、それから今回の区長会の提言でも、子どもの国民健康保険料減免の拡充というのを求めていますけれども、区としても、本来、国としてという、国がやるべきだということで考えたときに、子どもの国民健康保険料は減免、やがては無料にすべきということで考えられているのか。この点について伺います。

○池田国保医療年金課長 保険料については、確かに今回、これまでより少し高めのアップ率という形になっていると思いますので、かなり厳しい状況ということはあるかとは思われます。ただ、数字については、どうしても医療費がどのぐらいかかるか、それから所得がどのぐらい皆さんがあるか、それから加入されている方がどのぐらいあるかというところで、保険料率を出させていただいているところでございます。また、区長会からは、単年度限りの財政負担ということも、各区から出しているような形でやっておりますので、今回の保険料については、ほぼ妥当な数字を出させていただいているのではないかと考えてございます。

また、もう一つの子どもの保険料についてでございますけれども、これも、子どもの保険料、未就学児の保険料の均等割の5割軽減については国の制度でございますので、こちらにつきましては、国がこれもこの間の提言と同時に、子どもの保険料の軽減についても提言させていただいてございますので、こちらも国にお任せするという形で考えているところでございまして、ということで実際に品川区でどうかというところではございますけれども、保険料の減免については、各保険者の条例で定めることができるようになってございますけれども、実際には一角的というか一律に下げるといことはどうかということで、国からも少しご意見伺いますか、事務連絡も出ているところでございますので、その他ほかの地域の様子と国の動きを見守っていきたくて考えているところでございます。

○鈴木委員 もう本当に、これだけ限界を超えているということで、提言も出されているわけですから、ぜひその立場に立っていただきたいということを強く申し上げたいと思います。

それで、今、課長も言われましたけれども、制度としても、これは国民健康保険法第77条で、もう市町村が条例を定めて減免ができるということを規定しているのです、子どもの国民健康保険料の減免というのは区独自にできるので、しかもそれは1億5,000万円できるので、ぜひやっていただきたいということで、強く要望しておきたいと思います。

それから、もう時間がなくなってしまったので介護に移ります。介護保険なのですが、東京商工リサーチの2023年の介護施設の休廃業や解散、倒産が510件に上り、過去最多という報道がありました。今年の1月です。それで、私も現場の声を本当に様々なところで聞いているのですけれども、どの現場でも、もう限界という状況で、疲弊しながら必死に、何というのですか、利用者の方を守り、仕事を守りという形で仕事をされているという大変な実態だということを実感しているのですけれども、そういう中で、ぜひ区としても現場の声を聞いていただいて、区としてできることはやりますという姿勢で、ぜひ取り組んでいただきたいと思うのですけれども、その点を1つ伺います。

それから、基金のことについては149ページであるのですけれども、最終補正で4億円を新たに今

回積み増して約20億円になったということで捉えていいのか、伺いたいと思います。

○菅野高齢者福祉課長 それでは私から、2つご質問を頂きましたので、お答えさせていただきます。

まず、介護現場の厳しい実態というお話を伺わせていただきました。区では、今のところ、介護サービスが提供できないというほどの危機的な状況は聞いていないというところなのですが、それでも例えば特別養護老人ホームの施設で人材が不足して派遣に頼らざるを得ない、あとは訪問介護がなかなか高齢化してきてしまっているのも新しい人たちを取り込めないなど、いろいろな問題を伺っております。そういった現場の声を伺いながら、区としてどういった支援ができるのかというところで、今回も居住支援手当というところで、1万円の手当の支給というところも踏み切らせていただきましたので、現場の声を聞きながら今後も検討していきたいと思っていますところです。

2つ目の、介護の準備基金の残高につきましては、委員ご指摘のとおり、149ページに書いてございます、令和5年度末基金見込額、19億9,996万5,000円というところで、約20億円を見込んでいますところでは。

○鈴木委員 もう時間がなくなってしまって、意見表明を行いたいと思います。

介護保険、後期高齢者医療、それから国民健康保険の特別会計に反対の意見表明を行います。今、区民の生活実態は、コロナ禍に続く物価高騰で多くの人が苦境に立たされています。実質賃金もピーク時より74万円も下がり、年金も下げられている。そういう、区民を痛めつける自公政治が、消費を冷え込ませ、経済成長ができない国、先進国で唯一、賃金が上がらない国になっています。医療や介護の負担を減らし、充実させ、安心の仕組みをつくるのが、長期にもつながり、経済成長にもつながるといふことで、発想の転換が必要だと思います。この補正予算にもこの視点で反映させるべきと考えます。

○まつざわ委員長 次に、大倉委員。

○大倉委員 私からは、補正予算に関連して事務事業評価と、また今後のウェルビーイング予算について伺うのと、69ページ、障害者グループホーム整備等助成について、あと、71ページ、すまいるスクール運営費、先ほど同じ会派の、ひがし委員からもありましたが、ほかの委員からもありましたが、お弁当の件について伺えればと思います。あと、時間があれば、64ページ、人事管理費について、また区民まつり経費、67ページについて伺えればと思います。

初めに予算と事務事業評価なのですが、先ほど少しお話を伺っていて思ったのは、区民の福祉や区民サービスの向上に向けて予算を確保していく、新しい予算をつけながらPDCAサイクルを回して、行政評価をして、予算をしっかりとつくって、その予算を区民に充てていくというところでは、「区民の幸福」に資する、まさにウェルビーイングの視点からつくっている予算なのだという認識ではありますが、令和6年度予算については、令和5年度に行われました事務事業評価によって検出された一般会計予算の1%の約20億円少しのお金、多くの予算がウェルビーイング予算として編成されて、今回も38億円余の予算になったということではありますが、また今後、1年後、令和7年の予算になると、今回と同じ考え方でいくと、令和6年度に行政評価シートに基づいて事務事業評価を実施していくということになるのかと思いますが、この件についてはどのように行っていくのか、今後の考え方。以前の質問だと、総合戦略の改定に合わせて、区民アンケート等の実施をはじめ、ウェルビーイング予算の検討を進めていくということでしたが、今後の取組について教えていただければと思います。

なので、ウェルビーイング予算については、プレスでは、総合実施計画の中で区民アンケート実施と書かれてありますので、実施されていくのか、あと、またウェルビーイング予算の指標というのも書かれていたのですが、これはどういったものなのか、教えてください。どのように検討がされていくのか、

教えていただければと思います。

障害者グループホーム整備等助成については、これは見積書でしたか、見るとゼロで、交付金の申請がゼロだったと、最終補正の見積書に書いてあったのですが、ゼロになった理由。なかなかこれが使われないのが課題だと思っているので、課題感も併せて教えていただければと思います。

すまいるスクールの質疑ですが、私も37校全部に実施というのが、実際できるのかどうかというところでは、安全に実施できるかどうかというところで少し心配しているところがあります。

それから、第一日野小学校については、整備がされているというところで、環境が整っているというところで、実施されたと思っておりますが、改めて環境について教えていただければと思います。

○吉岡政策推進担当課長 私からは、事務事業評価についてお答えさせていただきます。

事務事業評価は、本年度、令和4年度の予算事務事業、665事業に対して事務事業評価を行いました。予算の削減額についてなのですが、今年度実施した評価のところでは廃止した事業をはじめ、イベント経費、委託経費、前年度決算で不用額が大きい事業等を中心にいたしまして、令和5年度予算と比較して、令和6年度予算編成で見直しを行った事業や経費といったものを抽出して削減額を出したというところでございます。

来年度の実施につきましては、今年度の実施結果を踏まえまして、そういった予算の削減額の考え方や成果指標の設定方法をはじめといたしまして、評価の対象、手法等も引き続き検証しながら、事務事業評価につきましてもしっかりと見直しを行って、実効性の高い評価を行っていきたいと考えているところでございます。

○佐藤企画課長 私からは、来年度のウェルビーイングの主な取組についてお答えいたします。

プレス発表資料に書かれてあるのは、総合実施計画、総合戦略の改定の中で、ウェルビーイングの実現に向けて、ウェルビーイング予算ではなくてウェルビーイング指標の検討というところで、今、国でもやっておりますけれども、13項目や主観的幸福度など、実績を集約して、どういった区民の幸福につながっていくかというところを、専門家の意見を頂きながら、様々検討していくところを考えております。

○川崎障害者施策推進課長 私からは、障害者グループホーム整備等助成の5,000万円減額になった理由についてお答えいたします。

こちらの助成につきましては、障害者グループホームの整備促進を図るために、品川区内に新規開設をする場合に、その施設の整備に要する費用の一部を補助するものになります。これは、民間事業者が整備する際に活用できる区の補助金でございまして、1ユニット2,500万円掛ける2ユニット分で、最大5,000万円の補助金となっております。令和5年度につきましては、民間での整備が進みました。この整備補助につきましては、これを使わずに、既存のマンションを使って、転用して開設したために、そもそも補助金の交付申請がございませんでした。よって、5,000万円を減額補正したものになります。ただ、区としましては、障害者グループホーム整備等助成につきましては、民間事業者が活用できる、区独自の補助金になりますので、今後も補助金の活用に関わりつくり、周知強化は引き続き行ってまいります。

○藤村子ども育成課長 第一日野小学校の環境についてというようにお話だったかと思っております。

まず、今回の仕出し弁当の試行実施をするに当たっては、条件として、昼食場所が確保できる、配達されたお弁当を安全に保管できる場所がある、あと配達業者の駐車スペースの確保や搬入経路の確保というところが課題に上がってございました。そういったところを踏まえまして、他自治体でもこういっ

た規模で実施している実績もございましたり、学校との調整や現場職員との対応フローの構築によって、他の学校でもクリアできるのではないかというような前提を持って、今回、全校実施に向けて取り組むというような形で考えているところです。

○大倉委員 事務事業評価については分かりました。これからも、事務事業評価も踏まえて、常に見直ししながら進めていくということで、在り方についても考えていくということで分かりました。これからも「区民の幸福」というところで、ウェルビーイングが総合実施計画にも入って、指標に基づいて行っていくということでしたので、専門家の意見を受けてということだったので理解しました。

そこで少し伺っていきたく思ったのは、障害者グループホームのほうでもありました。独自の予算を使って、でも実施されなかった5,000万円でしたか、あるというところでは、必要があるけれども不用額になってしまう、実施が行われないみたいなどの事業についての考え方はどのようになるのか。必要であれば残していくということに当然なるのだと思うのですが、そういった判断をどうやってしていくのかというのは伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次の障害者グループホームは、マンションでということが使われなかった。実際はできたけれども、重度ではないところで実施されたのかということでもあります。代表質問でもしたのですが、中・重度のグループホーム等、障害のある方が入れるような施設など、運営も既にされているところの助成の費用について件数を伺って、しっかりと中・重度の受入れができるような、区の補助金に資するような制度の要件について、見直し中も含めて検討していただきたいというところで質問をさせていただきました。現在、開設準備経費1件と、施設整備補助は1件、開設後の6か月以内の空室借り上げ費の助成や有資格者配置助成3件ということで、これは全体的に見てどう捉えていいのか。多いのか、少ないのか。まだまだ活用されていないという課題もあるように思いますが、それについてどのようにお考えでしょうか。伺います。

すまいるスクールは、分かりました。環境が整っている学校というのは、なかなか少ないのではないかとということで、進めていくというところでは結構なのですが、いきなり全部にというのが、本当にそれで、環境が整っていない部分においては大丈夫なのかという心配があります。先ほどのエピペンのところでも、アナフィラキシーショックの可能性というところでは、食事場所を今後は一緒にも考えていくということだと、より一層、そういった誤食というか、食べ物の取り違えみたいなことについても可能性は上がっていくかというところでは、しっかりと整備が、環境が整っているところを進めていくということが、現実的に安全な食事の提供につながるのかと思いましたので、その点について少しまた改めてお聞かせいただければと思います。

○川崎障害者施策推進課長 グループホーム整備等助成についてのお尋ねでございます。

先ほど、整備補助については、使わずに開設が進んだとご説明しました。ただし、開設準備に関連する支援事業として、障害者グループホーム支援事業のうち、開設準備経費というものがございます。こちらについては、今回、経費分を使用して開設が進んだということになります。また、このような区独自の5,000万円の補助金を今後どのように周知していくかということになりますけれども、私どもも、この大きな活用の資金を民間事業者に使っていただくべく、民間事業者に整備を進めていただいたいと、そこは強く希望しております。このために、ホームページの周知はもちろんですが、都内、また神奈川県内のグループホームを運営する社会福祉法人、また株式会社等にも、整備費補助についてファクスや郵送等で送付しております。これは昨年度も行っておりますけれども、さらに今年度、条件を広げて、周知件数も倍以上に増やして活用結びつけるべく、周知強化を行っているところです。

○松山障害者支援課長 私からは、障害者グループホームの補助金のうち、運営に係る助成についてお答え申し上げます。

区としましては、中・重度の方がグループホームに入居いただけるよう、運営面からの支援を行っているところでございますが、委員がおっしゃられるように、ご活用いただける事業者の実績が少ないことは課題として捉えております。現在、国の制度に準じて、要件を設定しております。今後、この補助金の活用によりまして中・重度の障害のある方の入居が進むよう、補助金の要件につきまして、事業者の声を聞きながら、国の制度の動向も踏まえて検討し、支援策について充実させてまいります。

○藤村子ども育成課長 食事場所等のお話を頂いたところでございます。

環境が整っている学校というのは、やはり少ないというところなのですが、今回の試行実施によって、クリアできると分かってきたところでございますので、今後、運用の面で配慮してまいりたいと思っております。

また、誤食の可能性というところなのですが、こちら、そういったことが起こらないように細心の注意を払って、委託の人間もつける形になりますので、配慮しつつ実施してまいりたいと考えております。

○吉岡政策推進担当課長 事務事業評価における不用額のある事業についての取扱いというところがございますけれども、不用額があるからといって、一律に廃止したり縮減したりといったところではございません。当然、事業の必要性や、そちらの目的を達成するための有効性といったところから、手法を改善することによって、よりよくなる事業もございますので、そういった指標の達成状況等の客観的な数値に基づきまして評価することで、事業のブラッシュアップをしていく、改善をしていくといったものも、事務事業評価の目的だと捉えているところでございます。

○大倉委員 事務事業評価は、そういった視点も持ちながらやっていただいているということなので、安心いたしました。引き続きよろしく申し上げます。

障害者グループホーム等の助成の運営は、ぜひ要件については、事業者の声を聞きながら、また国の指針も注視しながらということでありましたが、ぜひよろしく申し上げます。

以上です。

○まつざわ委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 私からは、75ページ、私立幼稚園費、私立幼稚園保育料助成、そして89ページ、防災費から避難所管理費、この2点で質問をさせていただきます。

まず私立幼稚園保護者補助金が減額補正になっておりますけれども、その理由と背景をお知らせください。また、品川区として私立幼稚園による幼児教育の重要性をどのようにお考えになっているのか、伺います。

○石井保育支援課長 私立幼稚園保護者補助金の減額補正の理由でございますけれども、園児数の減に伴い、保護者助成金の対象者が減少したものでございます。

私立幼稚園の重要性でございますけれども、現在18園、私立幼稚園がございまして、私が知る限りでも多くのところは、昭和20年代、30年代からもう品川区の幼児教育をリードしてまいりました。幼児期の貴重な人格形成の基礎ということで、私立幼稚園の果たす役割というのはとても大きいものであると認識してございます。

○あくつ委員 定員減、入園者の減によるマイナス補正ということでしたけれども、先日、私立幼稚園の保護者、そして教員の皆様とじっくり意見交換をする機会がございました。先ほどもありましたが、

待機児童の減少や、保育園・認定こども園等との競合もありまして、幼稚園への入園者数は減少傾向にあります。区内の私立幼稚園18園のうち、私が聞いたところだと8割以上が定員割れをしているということでございました。子ども・子育て支援法が改正されまして、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始となっております。無償化開始の際にも議会でも課題となっております、保育料の償還払いについて伺っていきます。

私立幼稚園の月々の保育料に対する補助金は、幼児教育無償化のための施設等利用費という名目と、園児保護者補助金の2種類に分けられておりまして、両補助金を合算して保護者に入金されます。私立幼稚園につきましては、保護者が施設に対し利用料を一時的に支払って、その後、支払った利用料を品川区に対し申請・請求することにより、品川区が保育料の上限額の範囲内で保護者に対し還付する、いわゆる償還払いとなっております。品川区では4月から9月の前期6か月、そして10月から3月の後期6か月に分けまして、年に2回、品川区から入金がありますが、後日、還付されるとしても金銭的な負担が大きいとお声があります。

伺いますけれども、品川区の私立幼稚園の保育料、これは高いところと低いところありますが、高いところと低いところの例示と伺いますか、そして月額平均額、品川区がつかんでいるところを教えてください。

○石井保育支援課長 私立幼稚園の保育料でございますけれども、私が把握している限り、一番低いところは大体2万6,000円程度、高いところは4万円程度で、平均すると大体3万1,000円から2,000円の間であると把握しております。

○あくつ委員 月額平均で3万1,000円から2,000円、年額で三十七、八万円、半期分でも19万円から20万円ぐらい。高いところでは、やはりそれ以上になってしまう。そして、私立幼稚園にお子さんが2人在園すれば、当然、2倍の出費となるわけでありまして。自治体によっては、償還払いではなく、自治体が私立幼稚園に対し利用料を給付して、保護者は幼稚園に対し、利用料が上限額を上回った場合の差額を支払う方法、いわゆる法定代理受領という方法を採用している自治体もあります。保護者が利用料を立て替える必要はなく、上限額までは保護者に金銭的な負担がありません。

ここで伺いますが、施設等利用費の支給について、償還払いもしくは法定代理受領にするのか、その具体的な方法について各自治体で決定できるのか、まず教えてください。

○石井保育支援課長 施設等利用費の支給に関しましては、法律上、代理受領について規定がございますので、まずはできるというところがございます。あとは、各区、各自治体の判断で、そのようなことを実施するか否かについては検討できるものと考えてございます。

○あくつ委員 やはり、還付されるとはいえ、家計のやりくり、一時的に大きな金額を一旦支払わなければならないということは負担であって、特に今、先ほど申し上げました、幼児教育・保育の選択肢の中で私立幼稚園の入園をためらわせる1つの要因になっているのだといったご意見も、保護者、幼稚園側からも直接伺いました。このことにつきまして、保護者の経済的負担の軽減や利便性を促進する給付方法である法定代理受領をぜひ導入していただきたいと思うのですが、ご見解を伺います。

○石井保育支援課長 令和元年に幼児教育の無償化が制度化されてから、様々、方法等を検討してまいりました。この間、いろいろ幼稚園ともコミュニケーションを取らせていただきながら、ぜひこちらの実現に向けて、前向きに準備をしているところでございます。

○あくつ委員 法定代理受領とした場合に、幼稚園から関係書類の提出が必要となって、事務作業が負担となるというご意見も当初あったようですけれども、始まってみると、最初の入力だけでそれほど

でもなかったということを言っている自治体もありますので、ぜひ導入に向けて前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次に、園児保護者補助金について伺います。まず、私立幼稚園における各ご家庭の自己負担額、これは、先ほどあった保育料の上下があるので負担額は異なるのですけれども、大体どれぐらい差額を負担されているのか、品川区が捉えている金額を教えてください。

○石井保育支援課長 保護者補助金の予算の算定ベースで考えますと、おおむね4,000円程度の自己負担が生じているのではないかと考えてございます。

○あくつ委員 幼児教育無償化部分に当たる施設等利用給付は、所得にかかわらず、1人につき全国一律2万5,700円となる。これに、東京都補助に品川区独自の上乗せを行いまして、園児保護者補助金として補充されています。これが先ほどの全体の金額になりますけれども、こちらは世帯や第何種といった区分ごとに補助上限額が異なっています。

区内の私立幼稚園には、品川区のみならず、区境であるなど様々な理由で、近隣4区から入園されるご家庭もございます。その点について、品川区の保護者、そして幼稚園の職員から、ほかの自治体と比べると、品川区上乗せ分である園児保護者補助金の金額に差があるのではないかと。率直に申し上げますと、これはありがたいのですけれども、少ないのではないかとのご指摘がありました。

具体的な例を挙げますと、世帯の中で一番多い区分と考えられる世帯年収680万円以上、区分4から6と、見ていただければ分かるのですけれども、第一子に対しましては、品川区では無償化部分、先ほどから何度も申し上げたように、2万5,700円に区独自の3,600円を上乗せして、合計2万9,300円の補助金となっております。同じ世帯区分で補助金を見ますと、大田区では4,200円多い3万3,500円、世田谷区では200円多い2万9,500円、目黒区では8,200円多い3万7,500円、港区では4,100円多い3万3,400円となっております。ちなみに、品川区より200円ほど金額が大きい世田谷区では、令和6年度から増額して、2万9,500円から3万1,000円に引き上げることが決定しております。幼稚園から保護者へ送られる書類には、保護者の皆様へ交付される補助金として、区分ごとの5区の補助金額一覧が書いてあります。給付を受けるには各区役所への申請が必要となりますと書いてあるのですけれども、保護者は一目見ると、一番金額が大きい目黒区3万7,500円と例えば比較すると、実に8,200円の開きがあって、品川区にある幼稚園なのに、なぜ品川区が一番補助金が低いのだろうと、素直に率直に、いろいろな政策的理由はあるのでしょうか、思ってしまうのは当然だと思います。

先ほど、自己負担額の平均が約4,000円と区は考えているということでもございました。もし、他区と同等の園児保護者補助金額まで引き上げることができれば、第1子のお子さんについては、自己負担がなくなって、全額無償化ということも見えてくるということではないでしょうか。補助金につきまして、他区と比較してのこのようなお声は区に届いているのか、教えてください。

そして、私立幼稚園の教育は大変重く捉えているという、先ほど冒頭のご発言がありましたけれども、子育てで選ばれる品川区として、保護者の負担を軽減するために、区独自部分の上乗せである園児保護者補助金については、ぜひ上乗せを検討していただきたい。可能な限り、全額無償化に近づけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○石井保育支援課長 もちろん、私立幼稚園に通う保護者の皆様、各園の皆様からも、そういったお声については伺っているところでございます。今後、他区や、そういった並びも考えながら、東京都もこの補助金については1,800円から6,200円のところで補助しており、区はそれに上乗せをして

いるところがございます。例えば、第2子、第3子の算定方法の変更といったことで、東京都についても制度の工夫をしているところがございますので、そういった動きを見ながら、子育て負担の軽減については適切に検討してまいりたいと思っております。

○あくつ委員 引き続き、よろしくお願いいたします。

89ページ、防災費、避難所管理費です。これも減額補正になっておりますが、これも確認いたしまして、防災井戸の整備について費用が抑えられたということで、減額補正になったということでありませう。関連して、避難所管理費に関しまして、トイレ問題を聞いていきたいと思っております。

区長の施政方針で、品川はウェルビーイング予算を新たに策定し、通常とは異なる編成書を取られた。具体的には、区民アンケートの結果から浮き彫りになった、区民ニーズにかなう施策を提案するよう、予算編成における依命通達とは別に各部局へ通知を行い、各所管からのプレゼンテーションを行って編成作業を行われたということでした。

総額38億4,000万円のウェルビーイング予算の中で、防災課が多分、この所管課になるのでしようけれども、マンションエレベーターの緊急ボックス配布と併せて、携帯トイレの無償全戸配布、約820万個、トイレを全区民に配布するという大胆な予算、これは来年度予算の話ですけれども、金額の中でもかなり大きい5億4,500万円というのが組まれています。防災課として、あまたある防災対策の中から多額のトイレ対策を提案した理由、そして災害時のトイレ問題についてどう捉えておられるのか、教えてください。

○平原防災課長 今回提案させていただきました携帯トイレの配布事業についてお答えさせていただきます。

1月1日に発生いたしました能登半島地震におきましては、下水道の破断によりましてトイレが使えなくなるということで、非常に衛生環境の悪化あるいは在宅避難が困難となる様々な問題が発生いたしました。災害関連死の増加の懸念も及ぶところがございます。そういったところもございまして、私も今回、地域防災計画の見直しの中で在宅避難を強く打ち出したところでもあり、そういったものを維持するためにどのような事業が必要かという観点で、今回この事業を検討し、来年度、防災をさらに考えていただくきっかけとして、携帯トイレを配布するという事業を提案させていただいたところがございます。

○あくつ委員 先日、国会議員を招きまして、能登半島地震の被災地支援について具体的なお話を伺いました。私ども公明党では、何十人もの国会議員が、今、毎週、被災地に入りまして、現地のニーズを伺って、必要な国、また団体に話をつなげて対応しているところがございますが、この議員が発災から6日目、石川県各地を回った際、トイレ環境の悪さに愕然としたそうです。これは率直に、少しセンシティブな話ですが、申し上げますが、ご容赦ください。道中で立ち寄ったトイレの便器が汚物で埋め尽くされ、またいで使うことさえできない状況であった。珠洲市で300人が身を寄せている小学校体育館では、非常用トイレのビニール袋は設置されていたものの、汚物であふれていた。ある避難所では、仮設トイレが届くまでの10日間、300メートルほど歩いた海辺で用を足すほかなく、介護が必要な高齢者は、避難所の一角をござで仕切り、置いた容器で用を足していた。能登では、不衛生なトイレに行かなくても済むよう、既に食事や水分摂取を我慢する人も出ていて、特に女性に傾向が多く、2日間トイレに行っていない人もいた。同じ日本で、この2か月間のうちに起きていることです。2か月たってもまだ水道がついていないというところがございますので、今でも起きている。この光景をつぶさに見た国会議員からは、災害時のトイレ問題というのは間違いなく命の問題であると、実感を込めて語っ

ておられました。

トイレ問題でも災害のときに同じような悲劇が繰り返されておりますが、なぜ災害時のトイレ対策が進まないかというところに対しまして、NPO法人日本トイレ研究所の加藤代表、私はこの方の講演へ2回、実は伺っているのですけれども、やはりいろいろなことをおっしゃっているのですけれども、その中で、教訓をどう活かすべきか。まず、国民の側から見ると、排せつというのはデリケートな問題であって、ある意味、タブーである。ふだんから話さないことは、いざ災害になっても声に出しづらい。困った状況というのは政治に届きにくかったということ、やはりおっしゃっておられます。

これは、内閣府でも、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインというものを公表しております。ここには、各自治体に対して、災害時のトイレ確保・管理計画の策定が望ましいとされています。残念ながら、今、自治体の中で、策定しているところが24.1%、策定していないのは75.9%となっています。品川区では、災害時のトイレ確保・管理計画の策定をされているのか、伺います。

○羽鳥防災体制整備担当課長 災害時のトイレの確保計画についてでございます。

まず、品川区ではトイレの確保計画は、今、現状、策定しているところではございません。地域防災計画を、このたび大規模修正をいたしまして、その中に、トイレの確保ということであつております。また、来年度以降、避難所運営マニュアルや地区防災計画といった中にも、しっかりトイレの確保についてうたってまいりたいと考えております。

○あくつ委員 加藤代表という方も言っていますが、トイレの管理・確保というのは生易しいものではない。もう一つおっしゃっているのが、行政でもトイレの管理・確保の責任者を立てていないというところで、立てている自治体もあるのですけれども、このことについて品川区は計画の中で、トイレ確保・管理の責任者を立てているかどうか。私は立てるべきだと思いますが、この点についてご見解を伺います。

○羽鳥防災体制整備担当課長 トイレの責任者についてですけれども、現状設定しておりません。

○まつざわ委員長 次に、せりざわ委員。

○せりざわ委員 私からは、67ページの区民保養所経費、53ページの事業承継支援事業、時間が残れば85ページの水辺利活用と、目黒川の障害物撤去についてお伺いします。

まず冒頭1点、要望も含めてになります。先ほど、SDGs未来都市の話が、補正予算なので、どこからお話が出たのか分かりませんが、出てきました。今を解決しないと未来を語ってはいけないのではないかみたいなお話があつて、私はそういう人がいるから、今の政治、今の行政がこんなふうになつてしまったのだと思っています。ぜひこれは議会だけではなくて、そうは言いながらも、行政も、もちろん分かってはいると思いますが、そういうお話を受けて、こういう人がいるからといって、どんどん甘えていって、今を大切にしよう、今を大切にしようといって、今と未来のバランスというのは崩れてしまうのだと思っていますので、これは補正予算なので別にお答えは結構ですけれども、未来という計画を立てて、そこに前に向かっていくというのは、ぜひ品川区として忘れないようにしていただきたいと思っています。

それに関連して保養所のところをお伺いしますが、もともと区民保養所というのが、事業のスタートが、行政評価シートで確認すると、昭和36年からスタートしていると書いてあるのですが、まずその認識でいいのか。あと、昭和36年当初、もしくは開設当初、保養所というのをどういう目的で品川区としてはスタートしたのか、まずお聞かせください。

○宮澤地域活動課長 品川荘は昭和34年に開設で、光林荘が昭和36年に開設というところで、区

民の保養と健康の増進を目的にということで、保養所事業を実施しているというところでございます。

○せりざわ委員 昭和34年と昭和36年。ありがとうございます。

昭和36年というと1961年になるかと思いますが、世界で何が起こったかと確認していると、ベルリンの壁ができた年だそうであります。そこから約60年ほど時間がたって、元号も2回変わって、世の中は大きく変わったのだらうと思っています。当然、経済状況としても、高度成長期やバブルというのも崩壊して、経済状況も大きく変わったこともあれば、旅館業として、当時なかなか宿泊というのを個人で予約するというのが大変だった時代だったと思いますが、今ではスマートフォン一つあれば、海外も含めてどこでも予約できるようになってきています。そういう時代の変化を捉えた上で、今お話を頂いた、開設当初、始めた当初の目的というのが、本当にこの保養所でしかニーズを解決できないのだらうかというのは考えていくべきだと思います。

そういう意味で言うと、これは私の感覚ではありますが、一般利用、いわゆる区民の人が利用していくというのは、今の保養所である必要はないのではないかとまず思うのですが、こちらについてご見解をお聞かせください。

○宮澤地域活動課長 保養所事業でございますけれども、現在、品川荘と光林荘というところで、区立で保養所を持ち、民間で貸し付けて運用しているというスタイルで、保養所事業を展開しているところでございます。

自治体としてやる中で一番大きいところとしては、例えば、品川荘の宿泊に関しては平日であれば6,500円というところで、伊東市の平均というところが大体1万5,000円ということだそうなので、圧倒的に格安で、区民の方がどなたでも気軽に利用できる、安心して利用できるというところで、保養所事業を展開しているというところでございます。

○せりざわ委員 格安でというお話が出てまいりましたが、今、宿泊というのは本当にピンキリというか、高いところもたくさんありますが、今お示しいただいた値段で泊まれるところも、ほかにもあるのだと思っています。一般利用というところかというと、私はやはり、品川荘や光林荘というのが必ずしも唯一の選択肢ではないのではないかと考えています。残された学校の利用や団体の利用、もしくは福祉としての活用というところも出てくるかと思いますが、先ほどお話があったような、少年野球で使えるから、イコール残そうというような話ではなくて、本当に少年野球の方も含めて、必ず今の保養所ではないとできないのかというのは、やはり税金として、コストとして、パフォーマンスとして、見合っているのかというのは考えていくべきだと思っています。先ほど来から議論をいろいろ拝見させていただいて、あとは行政評価シートにも書いてありますけれども、協定を使う、借上げをするなどというお話がたくさん出ていますけれども、保養所というのを、せっかくあるのだから活用しようという思いももちろん分かるのですけれども、ある意味、二十年後、三十年後、未来を見据えてというところで言うと、本当に必要なのか。例えば今、保養所がなかったとして、これから造りますか、用意しますかと言われたら、私は用意しないと思っているのですけれども、そういった観点でぜひ一度、見直しをしていただければと思いますが、ご見解をお聞かせください。

○宮澤地域活動課長 保養所の事業につきまして、その手法としては、今現在は民間貸付けという方法で行っております。ただ、他区の状況等を見ますと、委員ご指摘のとおり、借上げの手法や、協定を結んでという形等もございます。そちらに関しても、その手法の課題というものもあるとは聞いていますところではございますけれども、他区の状況や利用の実績、区民ニーズ等を踏まえて、今後の方向性について検討していきたいということでございます。

○せりざわ委員 同じ予算をかけるのであれば、例えば今の保養所という仕組みを、ある意味、廃止して、地方との連携というところに一つ投資をしてもいいのかと思っていて、例えば山北町や早川町、それに限らず地方都市は様々あると思いますが、そこと連携して、例えばこの場所を使ってくれるのだったら幾らか補助しますということなど、団体、学校も含めてであります、今の在り方にこだわらずに、とらわれずに、ぜひ様々、保養所という仕組み、システムの見直しを検討していただければと思います。

続いて、事業承継についてお伺いをさせていただきます。今朝も事業承継のお話を我々の会派からも確認させていただいて、減額補正といいながらも、前向きに事業承継というのは品川区で進めていきたいというお話を頂きました。まず初めにお伺いしたいのですが、品川区でも今、事業承継というのが非常に話題になっているというか、ニーズの高まりを私自身も感じておりますが、このタイミングで、このニーズが高まってきたというのを、どのように分析されているのか、まずお聞かせください。

○小林商業・ものづくり課長 事業承継についてのお尋ねでございます。

社会全体の高齢化が進むにつれまして、いわゆる経営者年齢というものもやはり高齢化してきていると。今、中小企業庁の発表によりますと、経営者年齢のピークというのは実は60代から70代になってきている。そういった中で、やはり高年齢化というときに、後継ぎがないと事業所あるいは会社自体が継続できないというようなお話になってまいります。そういったところで、品川区として、この取組を平成28年度から進めておりますけれども、実際、事業承継を進めるに当たりまして、例えば親族間の承継、あるいは従業員に対する承継、あるいは第三者に対する承継、いろいろパターンがありますけれども、こういった中を通じまして、できるだけ品川区の技術や事業所が残っていくように、そのような支援を品川区として進めていきたいという思いでございます。

○せりざわ委員 全体的な高齢化というお話がありました。恐らくおっしゃるとおりで、団塊世代、もしくは少し下のポスト団塊世代と呼ばれる方々が、個人店や中小企業で事業主をされていらっしゃる、その人口層の大きなウエートを占める方々が、事業承継として、高齢化により後継者を探している。一緒に働いていた方々なども同じ世代の方が多いので、なかなか後継者というのが見つからないというのが、今、現状だと思います。

事業承継というのは、本当に関心の高い方に関しては、自分で情報にアクセスして、事業承継をどうしたいのだということを、恐らく商業・ものづくり課の方々にご相談できると思います。しかしながら、1人でやっている店舗の方などというのは、なかなかもう毎日、今を生きるのに本当に精いっぱい、出口戦略と言ったらいいのでしょうか、どこでやめようか、誰に譲ろうかというところまで、なかなか考えられずにいると思います。そういった方に対して、ぜひアプローチして、仕事の終え方というか、いわゆる私人、個人でいうと終活というキーワードになるかと思いますが、法人、ビジネスについても出口戦略を、ぜひこちらから手を差し伸べて、事業承継していきませんかということをやっていたきたいと思いますが、例えば産業ニュースなど、先ほど来から答弁が出ているかと思いますが、そういったところで事業承継のPRというところも含めて手を打っていただきたいと思いますが、ご見解をお聞かせください。

○小林商業・ものづくり課長 事業承継をいかに知っていただくかという大事なポイントでございます。

品川区自身、セミナーや専門家相談ということをやっておりますけれども、やはり品川区だけではなくて、ふだん事業所とお付き合いのある金融機関といったところとも我々は連携しまして、一緒に事業

承継のセミナーというものをやっております。そういった中を通じまして、まずこういう問題を考えなくてはならないという問題意識を持っていただきながら、具体的なところは専門家相談や、あるいは本日ご説明しましたような助成金も使っていただきながら、それを有効に進めていくという方向で進めていきたいと考えております。

○せりざわ委員 様々、セミナーのお話もありがとうございます。私も、調べる限りだと、マジシャンを使った事業承継セミナーや、あとはもちろんPRも様々やられているのは承知しております。ただ、やはり実際に、いろいろ個人事業主の方や個店の方々に聞いてみると、事業承継というのはそもそもキーワードが非常にハードルが高くて、はっきり言って面倒くさそうというところが、1つあると思います。なかなかセミナーを受けても、後継者といろいろお話をして、業務を引き継いでいくということが非常に面倒くさいのだという話を、現実として受け止めております。そうすると、例えば、ある意味、1回売ってしまって、承継していくというだけではなくて、ほかの選択肢として、そもそも事業を売ってしまって次の方に引き継ぐというのも、1つ、選択として残してあげてもいいのかと思っています。本当にそれができないと、悩みに悩んで、急にぱっとやめて、空き店舗になって、シャッター街になってしまうというのは、どこの商店街でもあって、品川区においても当然同じようなことが起きております。そうすると、特にこれが問題なのは、地域につながりがあれば、ある人ほど地域の人に相談できないという現状があって、だから地域の人ではなくて品川区が引っ張って行って、ほかの方に事業を譲渡するようなお手伝いをするというのも、品川区としてできればいいと思うのですが、ご見解をお聞かせください。

○小林商業・ものづくり課長 今、お尋ねの話というのは、第三者承継といえますか、外の人に対していかに承継していくかというお話でございます。統計などを見ますと、こういう分野も中小企業分野においても、M&Aといえますか、第三者承継も広がってきているところでございます。品川区の専門家も、ふだんの経営相談、専門家というだけではなくて、やはりこれは親族間ということになりますと、いろいろ法律の問題、相続の問題、いろいろ複雑な問題が関わってきております。ですので、そういったところの相談も活用していただきながら、少し時間もかけながら進めていくようなお手伝いをできればと考えております。

○せりざわ委員 以前、我々の会派で事業承継のことも少し勉強会をさせていただいたときに、今おっしゃっていただいたようなM&Aですか、事業の買収というところの、例えばマッチングサイトがあったほうがいいのかというようなお話もありました。マッチングサイトという表現でいいのかは別としても、ほかの民間サービスを見ていると、匿名の事業譲渡の情報が出てきて、匿名の方の買い付けの情報ができて、詳細が合ってくると、匿名というのを解除して、お互いにどういう条件かというのが、詳細が出てくるようなシステムだと理解しています。

品川区でも、例えばそういったところの支援をしていただいて、品川区として、ぜひ様々な地域産業があります。新しいIT企業もあれば、本当に古くからやっていたらっしゃるような事業というのものもあるかと思いますが、そういったところを品川区として、ぜひご支援いただきたいと思いますが、最後、ご見解をお聞かせください。

○小林商業・ものづくり課長 ただいま委員からご指摘がございましたように、こういった分野というのは、最初はやはり匿名で進めたほうがいいのかというやり方もございます。いろいろ複雑なといえますか、専門的な手法もございますので、ご指摘のようなマッチングサイトのところも含めて、金融機関などともいろいろ連携しながら研究していきたいと考えております。

○まつざわ委員長 以上で、第1号議案から第4号議案までの令和5年度品川区各会計補正予算4件の質疑が全て終了いたしました。

これより採決に入ります。

初めに第1号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算について、起立により採決いたします。

本件につきましては原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[賛成者起立]

○まつざわ委員長 起立多数と認めます。ご着席をお願いいたします。

よって、第1号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第2号議案、令和5年度品川区国民健康保険事業会計補正予算、第3号議案、令和5年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算および第4号議案、令和5年度品川区介護保険特別会計補正予算の3件を一括して採決いたします。

本件につきましては、起立により採決いたします。

本件につきまして、賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○まつざわ委員長 起立多数と認めます。ご着席願います。

よって、第2号議案、令和5年度品川区国民健康保険事業会計補正予算、第3号議案、令和5年度品川区後期高齢者医療特別会計補正予算および第4号議案、令和5年度品川区介護保険特別会計補正予算は、原案のとおり決定いたしました。

なお、委員長報告につきましては正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○まつざわ委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

以上をもちまして、本日本日の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、あした午前10時から開きます。

本日はこれをもって閉会いたします。

○午後6時12分閉会

委員長 まつざわ 和 昌